

令和元年 第2回（定例）高 鍋 町 議 会 会 議 録（第2日）

令和元年6月10日（月曜日）

議事日程（第2号）

令和元年6月10日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

（一般質問通告一覧表）

順位	質 問 者	質 問 事 項 質 問 の 要 旨	質問の 相 手	備考
1	2 番 永友 良和	1. 台風災害に備える対策について ①台風の強さ、進路等の周知について。 ②台風に備える機器等の補助について。 ③避難における「避難情報の名称」の具体化について。	町 長	
		2. いじめ問題における対策について ①町内小中4校のいじめに関する状況について。 ②児童・生徒に対するアンケート等の実施について。 ③児童・生徒の不登校の人数及び原因は。 ④教育委員会と学校の連携態勢は。 ⑤教職員の研修及び小中学校連携について。 ⑥いじめ、不登校に対する教育委員会としての対策は。 ⑦「いじめ0」を目指す町づくりへの取り組みについて。	教育長	
2	11 番 中村 末子	1. 社会福祉協議会のあり方について ①包括支援センターの役割について。 ②基幹相談支援センターの役割と方向性。 ③子ども支援における役割及び現在の取り組み。 ④放課後対策事業についての活動。 ⑤社会福祉協議会単独事業の取り組みについて。 ⑥地域との連携の取り組みはどのように行っているのか。 ⑦委託。単独における予算比はどうか。	町 長	

		2. まちなか活性化対策について ①図書館とのコラボ計画はどこまでできているのか。 ②起業者育成はできているのか。 ③空き店舗対策の考え方はどこまで構築されているのか。 ④農業者との連携はできているのか。 ⑤頑張っている商店について調査はなされているのか。 ⑥商店で働く人の給与調査はなされているのか。 また年金を含め福利厚生など法人化は進んでいるのか。	町 長 教育長	
		3. 観光産業育成について ①現在高鍋町にある、観光拠点の数はどの位か。 ②観光客集客に関しての調査はおこなっているのか。 ③観光案内、お土産など観光資源確保はどうなっているのか。 ④パンフレットなどはどこを中心に配布しているのか。 ⑤四季彩のむら、花守山、湿原等の整備に関しての投資額はどの位と推定されるか。 ⑥島田圃場跡地の整備についての考え方はどうか。	町 長	

3	5 番 松岡 信博	1. 高鍋町企業立地奨励条例について ①高鍋町企業立地奨励条例の優遇措置の企業立地補助金の解釈で誤りがあったと報告があったが、どのようなことか伺う。 ②宮崎キャノン株式会社への増設に対して企業立地補助金は、二度目の申請があっても受理されないか伺う。 ③サンプラス株式会社の事業開始から3年の実績を踏まえ、雇用状況と税収状況、高鍋町民への公益(公共の利益)を伺う。 (1)固定資産税免除の3年間の免除総額はいくらか伺う。 (2)固定資産税免除額を含め補助金交付額の総合計を伺う。 (3)新規雇用者の雇用状況、障がい者の所得の向上の効果は見られたのか伺う。 (4)事業開始から3年になるが、高鍋町の税収の内訳は、税金の収入はいくらか伺う。 (5)高鍋町の財源として税収増加として貢献するのか、今後の予定を伺う。 ④多年にわたり固定資産税の免除を受けている企業の今までの免除額と平成10年から平成20年分の記録がない不明分を伺う。 (1)宝酒造株式会社の9年分の免除額と不明分。 (2)南九州化学工業株式会社の7年分の免除額と不明分。 (3)株式会社黒木本店の6年分の免除額と不明分。	町 長	
		2. 高齢者の交通手段の確保について ①高齢者による免許証返納後の交通対応策、交通手段の方向性を伺う。 (1)高鍋町中心部のお年寄りのもとより、特に周辺地区の蚊口・持田・鳴野・俵橋、羽根田・青木・老瀬、中尾・市の山・牛牧・新山、水谷原・雲雀山・永谷等の皆さんの生活(買い物)の状況を伺う。 (2)町内巡回バスの運行実績を伺う。 (3)オンデマンド交通(予約制相乗りタクシー)制度の導入をどのように考えるか伺う。	町 長	

4	7 番 黒木 博行	1. 耕作放棄地解消の取り組みについて ①耕作放棄地について、現在どのような取り組みを行っているのか。 ②何が原因で耕作放棄地になるのか。 ③耕作放棄地を減らすため、また再利用するためにどのような取り組みを行えば良いと考えるのか。 ④耕作放棄地の今後の取り組みについて。	町 長 農業委員会	
		2. 移住定住の取り組みについて ①現在どのような取り組みをしているのか。 ②どのような取り組みをすれば、定住人口が増えると考えるか。 ③今後どのように取り組んでいくのか、また取り組んでいこうと考えるか。	町 長	
5	10 番 古川 誠	1. 高鍋町美術館のあり方について ①美術館の役割について。 ②美術館開館20周年記念事業について。 ③美術館運営について。 (1)展示室の稼働率について。 (2)情報発信について。 (3)ワークショップ実施状況について。 ④学校教育における美術館の役割について。 ⑤観光資源としての美術館活用について。	町 長 教育長	
		2. 秋月種茂公没後200年について ①秋月種茂公没後200年シンポジウム事業について。 ②秋月墓地整備について。	町 長 教育長	
6	14 番 杉尾 浩一	1. 安心安全綺麗な街づくりについて ①交通安全に関する町の認識及び取り組みを伺う。 ②公共施設や不特定多数の人々が訪れる施設店舗の喫煙対策を伺う。 ③町内のゴミの現状と課題、対策を伺う。	町 長	

出席議員（14名）

1 番 田中 義基君	2 番 永友 良和君
3 番 八代 輝幸君	5 番 松岡 信博君
6 番 後藤 正弘君	7 番 黒木 博行君
8 番 黒木 正建君	10 番 古川 誠君
11 番 中村 末子君	12 番 春成 勇君

13番 日高 正則君

14番 杉尾 浩一君

15番 緒方 直樹君

16番 青木 善明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川野 和成君 事務局長補佐 岩佐 康司君
議事調査係長 橋本 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	副町長	児玉 洋一君
教育長	川上 浩君	農業委員会会長	坂本 弘志君
代表監査委員	黒木 輝幸君		
総務課長兼選挙管理委員会事務局長		河野 辰己君	
財政経営課長	徳永 恵子君	建設管理課長	恵利 弘一君
農業政策課長	横山 英二君	農業委員会事務局長	飯干 雄司君
地域政策課長	渡部 忠士君		
会計管理者兼会計課長		鳥井 和昭君	
町民生活課長	山下 美穂君	健康保険課長	宮越 信義君
福祉課長	中里 祐二君	税務課長	杉 英樹君
上下水道課長	吉田 聖彦君	教育総務課長	野中 康弘君
社会教育課長	稲井 義人君		

午前10時00分開議

○議長（青木 善明） おはようございます。只今から、本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（青木 善明） 日程第1、一般質問を行います。

お手元に配付の通告一覧表の順番に発言を許します。

まず、2番、永友良和議員の質問を許します。

○2番（永友 良和君） おはようございます。初めてトップバッターを務めさせていただきます永友でございます。それでは、通告に従いまして、大きく2点について一般質問を行います。

まず、1点目は、台風災害に備える対策についてであります。

もう皆様も記憶に十分焼きついていると思いますが、昨年9月30日だったと思います。台風24号、この被害から9カ月がたちますが、まだ現在でも町内のあちこちで台風の爪痕が残る中、また台風シーズンが近づいてきてまいりました。この台風災害に備える対策を町長はどのように講じていこうと考えておられるのか伺います。

2点目ですが、いじめあるいは不登校問題に対する対策についてでございます。

今から20年、30年ぐらい前は、対教師暴力あるいは校内破壊といったところで、テレビや新聞等を通じて「荒れる中学校」という言葉をよく目にしたり、耳にしたりしてきました。最近では、先生方の努力はもとより、保護者の皆様あるいは地域の方々の支えがありまして、中学校の卒業式に議員になってからずっと参加させてもらっておりますが、大変落ち着いた子どもたちの姿を見ることができの身を以て感じている次第でございます。

ところが、ここ数年は、インターネット、あるいはスマートフォン等のこのメールを使った陰湿ないじめによる中学生や高校生の自殺がテレビや新聞等で報道される機会がふえてきました。このようなニュースを見たり聞いたりするたびに、本当に心が痛む思いであります。

本町においては、明倫堂の教えのもと、また、児童福祉の父であります石井十次先生の教えのもとに、町内の東西小中4校の児童生徒さんたちの教育に、一生懸命取り組んでおられるわけですが、このいじめ問題、あるいは不登校問題に対して、教育長はどのように考えておられるのか伺います。

なお、1点目につきましては、1、台風の強さ、進路等の周知について、2、台風に備える、これは農業用の機器等ですが――の補助について、3つ目が、避難における言葉の町独自化について、2点目につきましては、町内小中4校のいじめに関する状況について、2つ目が、児童生徒に対するアンケート調査の実態、3つ目が、現在の児童生徒の不登校の人数及び原因は、4つ目、教育委員会と学校の連携体制、5つ目、教職員の研修及び小中連携について、6つ目、いじめ問題に対する教育委員会としての対策は、7つ目、最後になりますが、「いじめ0」を目指す町づくりへの取り組みについて、及び詳細につきましては、発言者席より行います。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えします。町としての対策といたしましては、宮崎河川国道事務所や宮崎県土木事務所などの関係機関と町内の災害危険箇所を情報共有してもらうため、毎年、災害危険箇所点検を実施するとともに、今年2日には、黒谷地区において防災訓練を実施し、土砂災害に対する防災意識の向上を図ったところでございます。また、防災無線やメールなどを通じて、町民の方に避難情報を出しておりますが、防災無線による情報が聞き取りにくいところには戸別受信機の無償の貸し出しを行い、台風災害に備えているところでございます。

○議長（青木 善明） 教育長。

○教育長（川上 浩君） 教育長。おはようございます。いじめ問題についてお答えいたします。

いじめは、児童生徒の人権を侵害する断じて許されない行為でございます。そして、この認識に基づいて、現在、本町におきましても、国、県、町、さらには各学校の基本方針にのっとり、その防止に努めているところであります。

ただ、実際には、いじめ事案かどうかの判断に苦慮するような実態があるのも事実であります。

いじめについての定義も、ここ数年大きく変更されてきておりまして、現在では、何よりもまずいじめられた児童生徒の立場に立つことが大きな前提となりました。ただ、いじめと認定されれば、その責任も問われることから、客観的な裏づけの確認を初め、いじめがあったかどうかの認定に、かなりの時間や労力を要するようになったのも事実であります。

本町における昨年のいじめの認知件数は、２８件でしたが、一昨年、平成２９年度は２８８件であり、しかも、この２８８件全て解消済みとなっております。これは、アンケート等の調査結果が実態の反映というよりも、調査に回答する側の捉え方等による変動と思わざるを得ないような、そういうふうな結果も出ております。これも認定の難しさを示す事例と思われます。

まずは、困っている子どもや保護者、そして、指導すべき児童生徒やその保護者への対応を最優先とすべきであります。そのような状況の中でなかなかそうはいかない状況も出てきております。

本来、学校は、子どもたちがさまざまな失敗をしながら成長するところでありまして、子ども同士のトラブルも、その過程でどう合意形成を行うかという大切な教育の機会でもありました。ところが、現状においては、今申しましたように、トラブルはリスクであって、成長のきっかけとすることは難しくなっております。

現在、本町におきましては、学校と町教委が緊密に連携を図りながら、迅速な対応を心がけているところでありますけれども、事案によっては解決に時間を要する場合もございます。保護者のみならず、地域の皆様にも現状を御理解いただきながら、さらに御支援、御協力をいただければありがたいと存じます。

学校におきましては、職員が協力しながら、先ほど議員の御指摘もありましたけれども、まずは、新明倫の教えにございますように、決まりを守り、礼儀を正しくする指導、そのような指導や、同年と親しみ、年下を慈しむ場面を大切にしながら、自分や自分の周囲に愛と誇りを持って、そして、自分を磨き高める、そのような教育を進めることが、一見遠回りに見えますけれども、最も重要なことではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ２番、永友良和議員。

○２番（永友 良和君） それぞれ町長、教育長より答弁をいただきましたが、まず、最初の台風の災害に備えるところでございますが、町長の答弁の中にも、聞き取りにくいとこ

ろもあると、これは、屋外にあるスピーカーだと思っております。家庭内にある防災無線は聞き取りにくいことはないというふうに捉えておりますので、そういう中で、今年の台風24号を教訓に、台風の強さ、進路等の情報、これをいかに早く町民に周知してあげるか、そのあたりの考えていることはあるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。お答えいたします。台風の強さや進路についての情報提供につきましては、テレビ、ラジオ、パソコンやスマートフォンなどからの情報を入手することが可能でありますので、町から住民への台風の強さや進路についての情報提供につきましては考えておりません。

町では、台風時に暴風警報が発令され、暴風域に入ると予想される時間ごとに警戒レベルを発令することとなります。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） この進路とか強さについては、もう最近では、テレビあるいはもう自分たちのスマートフォン等で情報がすぐ伝わってくる時代になっておりますので、そこまで詳しく周知する必要はないのかなと。それぞれ自分たちで対策を練られているんじゃないかと思いますが、ただ、ことしの2月だったと思います。気象庁の発表で、気象衛星、あるいはAI等の進化により、例えば、今までは、3日前にしかわからなかった台風の強さ、あるいは進路等が、5日前にははっきりわかるようになったという放送が流されておりました。そうすると、今まで以上に、タイムライン、これは時間軸による台風対策や避難計画が立てやすくなるんじゃないかと、私は考えております。

そこで、皆様の、執行部の皆様にも配付しておりますが、このタイムライン、防災行動計画、時間軸に沿った計画、これは、アメリカのニュージャージー州の例でございます。アメリカに上陸する台風は、日本の台風とは違ってハリケーンと呼ばれて必ず名前がつきます。物すごく規模の大きな台風が上陸するわけであります。そこで、このニュージャージー州の例がありましたので、ちょっと参考までに皆様に配付しておりますが、これは、ちょうど上陸120時間前ですから、5日前になります。もうニュージャージー州では既に、これもう大分前の資料ですので、5日前のこういう行動計画がちゃんと市によって作成されていたということであります。その中の下の効果のところをちょっと見てもらうといいんですが、3番目と5番目、私、ここ大変重要だなと思ったんですが、事態の推移に伴う他の部署や関係機関の防災行動が事前に把握でき連携強化につながる。また、関係機関で対応のばらつきを改善できる。これ地震のときでもそうですが、台風のときでも、町として、いろんな企業さんたちと提携を結んで、素早い行動をしてもらう。土砂崩れが起こった。ユンボを持ってきてもらう。そういういろんな関係機関との連携体制も、これをつくっておくことによってスムーズに、速やかにいけるんじゃないかと思います。また、5番目のこのタイムラインを一般に公表することで、避難のタイミングに対する理解を深

めることができる。

これぜひこういうのをつくってほしいなど。今、これ実際、高鍋町のほうでは、こういうのを、避難行動計画は作成されているのかどうか、危機管理対策監も今おられますので、そういう人と力を合わせてこれを作成してやるのかどうかちょっとお尋ねします。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。当町におきましては、こういったタイムラインとといったような形で計画はしておりません。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 2番。これぜひ、先ほども言いましたように、危機管理監の方とも綿密に相談しながら計画をして、ぜひこういうのをつくっておいてもらって、各町民にも配布してもらうといいかなと思っております。

また、防災無線、屋外スピーカーでの周知、これはもうもちろんですが、できれば、私は、役場の車でスピーカーがついている。2日前、3日前には巡回してもらう。これ、私、物すごい大事じゃないかなと。もう一遍意識してもらうためにも、けが人を出さないためにも巡回してもらうことが大切じゃないかなと思います。

今提案したように、被害を少しでも減らすための取り組みが必要であると私は考えますが、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。議員おっしゃられるように、やっぱり情報の伝達というのは、非常に重要なことだというふうに考えております。災害に対して重要なことは、町民が自然災害に対し、行政に依存し過ぎることなく、みずからの命はみずからが守るという意識を持って、みずからの判断で避難行動をとることが重要ではないかというふうに考えております。

町といたしましては、先ほど町長も答弁されたように、防災行政無線戸別受信機の配備を行うなど、町民の方がみずからの判断で避難行動ができるような環境整備の構築を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 2番。今、課長から答弁がありました。特に、今、自分の命は自分で守ると。自助です。これが本当に大事だと思いますが、やっぱり高齢者がこうやってふえてきますと、共助というのもそれぞれの地域で物すごく大事になってくると思いますので、その辺も、やっぱり町民の皆様方に、いち早く協力してもらえような体制をつくっておくことが大事かと思います。

関連ですので、3点目にしておりましたが、2点目の台風及び地震からの津波、あるいは——の際の避難勧告、避難指示、避難命令という言葉があります。これはもう全国統一

なんですが、ことしの2月に、議員さんたちみんなで、11連協長の皆さんと意見交換会をこの役場で行った際に、ある委員さんから、公民館長さんから、子どもたちや高齢者の方々には、どの言葉でどのような行動をしたらいいのか判断がつきにくい。できたら、町独自の具体的な言葉に置きかえることはできないのかということをおっしゃられましたが、特に、私思うんですが、避難指示、避難命令というのが、小学校の低学年とか、もう高齢者、80歳以上とかになると、それによって、発令されましたと言っても、どういう行動をとればいいのかというのがわかりにくいんじゃないかと、例を挙げれば思うんですが、そのあたり、町独自に具体化する、具現化することについては、どう考えられているのかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。避難勧告等の基準につきましては、これまで避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示ということで、災害時に対応を行ってきたところであります。しかしながら、こうした言葉がよくわからないといった意見等もありまして、国のほうが、ことし6月から、水害、土砂災害について、市町村が出す避難情報と、国や都道府県が出す防災気象情報を警戒レベル1から警戒レベル5の5段階に整理をしました。その5段階というのが、警戒レベル1が災害への心構えを高める、警戒レベル2、大雨注意報など、ハザードマップ等で避難行動を確認、これが、この2つについては気象庁が発表をいたします。警戒レベル3が、避難準備・高齢者等避難開始、避難準備が整い次第、避難開始、高齢者や障がいのある方は速やかに避難、警戒レベル4が、避難勧告・避難指示、速やかに避難、警戒レベル5、災害発生情報、既に災害が発生しており、命を守るための最善の行動をとるとなっております。

先日もこうしたチラシを一応地区に回覧という形で配布をしたところでございます。今後は、全戸配布を予定をしております、全世帯に全戸配布を行っていく予定としておるところでございます。

今後につきましては、この基準に基づきまして、災害時の対応を行っていきいたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 2番。今のちょうどチラシをぜひ今度全戸配布でお願いしたいと思いますし、こういうタイムライン形式の避難行動計画もまた作成されて、全戸配布されるといいんじゃないかなと考えます。

次に、3点目なんですが、3点目は、昨年9月の台風24号で、特に農家では、ハウス農家に被害が大きいものがありました。そこで、今回の補正予算の中に、ハウスの強化に対する補助金が含まれて提案され上げられておりますが、これ委員会質疑とも重なるかもしれませんが、今この場で、この内容は、強靱化対策緊急補助金、どういう内容のものなのかをちょっと説明してもらえると助かります。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。今回の農業用ハウスの補助についてお答えさせていただきます。

今議員も申されましたけども、昨年の台風24号での被害等を踏まえまして、台風などの暴風雨から農業用ハウスを守ることを目的とする農業用ハウス強靱化緊急対策事業が創設されたところでございます。一般的にあのパイプハウスは、風速15メートルから20メートルで壊れ始め、風速30メートルでは大きな被害が発生すると言われていたところでございます。

今回の補助事業では、耐候性を保持できないハウスの補強や防風ネットの設置などを行い、被害の軽減を図るための費用に対しまして、国が2分の1を補助することとなっております。

なお、今後10年間使用するハウスであることや園芸施設共済等へ加入することなどが要件となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 2番。今説明を受けましたけど、本当にありがたいと思います、こういう補助があると。それと、昨年の台風の後には、町はもとよりJA児湯さんが農家の方々の種代とか肥料代補助していただきました。これは、農家を代表してお礼を申したいと思っております。

ところが、今説明がありました中には、多分ハウス等で使う発電機、これは含まれていないと思うんです。そこで、昨年、ハウスが飛ばされたり、パイプが曲がった被害の原因は、農家さんたちに聞いてみますと、やっぱりビニールははげない、中に苗があるから、まだピーマンとかありました、実際行ってみたら、やられていました。それで、やっぱり停電したことが、長引いたことが一番ちょっと原因だったんじゃないかと言っております。

それで、発電機を購入するに当たって、何らかの町としての単独は難しいかもしれませんが、そういう補助を出してもらおうと、発電機回して換気扇を回さないと、ハウスは吸いつけておかないと台風にやられるわけです、ばたばたやって、だから、必ず発電機必要なんです。その発電機も、ハウスの規模によりますけど、その購入する際のぜひ費用を3分の1でも4分の1でもいい、補助してもらおうとありがたいがなという声をたくさん聞いております。もう中には購入された方もおりますが、その方については、ちゃんと領収書等あればということで私申したんですが、一般質問してみますよということを言っていました。

常日ごろ、町長は、農家が元気じゃないと町は元気にならないと言われております。ぜひ何とか、この発電機に限ってでいいんですけど、これから備えるために購入される方、あるいはリースで借られる方もあるかと思えます。何とかそういう補助を少しでも町独自でも考えてもらおうとありがたいと思いますが、そのあたり、町長、どうでしょうか。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えします。昨年の台風では、多くの農業用ハウスで被害が発生し、農家の方々も今後の対策をいろいろと考えておられることと思います。その中で、ハウス強靱化につきましては、先ほど農業政策課長から御説明申し上げましたとおりですが、農業用機械の補助につきましてはいろいろと要件がございまして、議員が申されました発電機に関しましては、県にも確認をとりましたが、汎用性が高いものであるとの理由で補助の対象とはならないとのことでございました。

町といたしましては、町単独の事業であります地域農業リーダー経営安定支援事業補助金を活用していただきたいと思っております。この補助金は、高鍋町在住の認定農業者の方を対象に2分の1の補助率で上限30万円の補助を行うこととしております。予算的な制約や条件等はございますが、ぜひ御活用していただきたいと考えております。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） ありがたい答弁をいただきました。ぜひ今後、そういうのを対策をしようという農家の方には、そのことを周知してもらって、ぜひ活用してもらおうとありがたいなと思います。

それでは、大きな2つ目の質問に入ります。

いじめあるいは不登校対策についてですが、先ほど教育長から、一昨年度は28件ぐらいあったものが、昨年度は28件ぐらいに大幅に減ったということでありました。これ減ることが一番いいことだと私も思います。

そこで、まず1点目なんです、町内小中学校4校で現在いじめに関する状況について、本来ならばゼロが望ましいんですが、現在、いじめが発生しているのかどうかを伺います。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。本町におけるいじめの実態についてでございますが、先ほど教育長もお答えしましたように、平成30年度につきましては、4校全体で28件の報告がありました。その内容といたしましては、冷やかしからかい、悪口を言われた、無視をされた、軽くぶつかられたなど、幸いいじめの重大事態となるケースは発生しておりませんが、引き続き、注視すべき事案も含まれております。

このため、各学校ではどんなささいなことでも可能な限り見逃さず、早期の解決を図るため、定期的なアンケート調査の実施や気になる児童生徒への声かけ、教育相談等を実施しているところでございます。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 2番。今、課長の答弁の中に見逃さないという言葉が出てきました。これ一番大事だと私は思います。これ先生方にとっては大変なことなんです、学校では先生たちが絶対見逃さないこと、それと、やっぱり家庭でも保護者がやっぱりしっかりいつでもアンテナを張っておくこと、これ大事なことだと思っております。

そこで、2番目ですが、いじめに関する児童生徒へのアンケート調査、これは、小中

4校で実施されているのか、されているとすれば、年間何回ぐらいされているのかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。アンケート調査につきましては、全ての学校で実施をしております。回数についての規定はございませんが、おおむね2カ月おきに実施をしているところでございます。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） ありがとうございます。2カ月おきというのは本当大事だなと思っております。

先ほどの発生件数、課長が答えられた、これは、このアンケート調査による結果から出た件数なのでしょうか。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。いじめの把握につきましては、先ほどのアンケート調査だけではなく、先生方が子どもたちの日々の様子を細かく見届けながら、普段と様子が違う際は、声をかけたり、周囲の子どもたちにさりげなく状況を聞くなどして把握をしたケース、それから、スクールカウンセラーによる教育相談の際に、いじめの兆候を把握するようなケースもございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 2番。それでは、このいじめによる理由だけではないと思いますが、現在、不登校の児童生徒は、町内4校いるのかどうかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。昨年度の不登校及び不登校傾向の児童生徒数でございますが、4校合わせて18名でございます。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） この18名というのはどうなのでしょう。多いんでしょうか。これよそと比べるとということもなかなか難しいと思うんですが、例えば、29年度と比べたらちょっと減っているとか、ふえているとか、その辺がわかればお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。平成29年度の不登校及び不登校傾向の児童数は17名でしたので、数字的には横ばいということになります。内訳からすると、中学生が多いんですけども、同じ生徒さんが不登校傾向にあるということで、継続しているケースが多いように思います。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） わかりました。それでは、この不登校の理由でまず把握しているところがあれば、どういう理由で不登校になっているのか、わかる分だけでもいいですか

ら、お聞かせ願うとありがたいと思います。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。不登校の理由、その背景といたしましては、人間関係がうまく構築できない、無気力、家庭環境の乱れによる昼夜、昼と夜が逆転した生活習慣などさまざまでございます。その対応につきましては、家庭環境や保護者の理解等が大きく影響をしております。

各学校とも不登校状況の解消のため、学級担任、管理職、町教育委員会はもとより、子ども家庭支援センターの「みらい」、民生児童委員、スクールソーシャルワーカーなどの関係機関と連携を図りながら、一丸となって不登校児童生徒の学校復帰を目指しているところでございます。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 2番。今、答弁がありました。この中でも、やっぱり家庭環境が私は不登校の一番の原因じゃないかなと考えるとございしますが、この不登校の子どもたちに対する手だてはもちろんとされていると思いますが、このようなことをしているとというような手だての参考があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。不登校の子どもたちに対する手だてについてでございますが、学校が行う不登校児童生徒の指導に対する援助や不登校児童生徒が登校できるようになるための適切な指導を実施するため、たかしんホールの2階に適応指導教室を開設しております。この教室には、教育相談員1名と訪問支援員2名を配置しておりますが、各小中学校へ訪問支援員を派遣し、学校復帰のための効果的な寄り添い支援を行うことや、関係機関との連携を密にするため、適応指導教室を事務局とした運営協議会を開催して、連携を図っているところでございます。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 2番。今、たかしんホールの2階に適応指導教室があるということをご答弁されましたが、今現在、何名ぐらいの生徒さん、児童さんが来られているのか、わかればお願いします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。昨年度がまず通級関係が8名でしたので、今現在は、それから若干減っていると思います。済みません、詳しい数字はちょっと今持ち合わせておりません。数名程度だということです。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） わかりました。ぜひこの適応教室の先生方にも一生懸命頑張っ、できるだけこの学校に行けるような取り組みをしていただきたいと思います。

担任の先生によって対応にはそれぞれやっぱり違いがあると思います。それは、その場その場によって対応は変えていかなければならないので、やっぱり現場の先生でないとで

きないことがたくさんあります。自分の担当のクラスでいじめや不登校が発生すると、やっぱり一番大変なのは担任の先生なんです。精神的にも本当辛い思いをしながら、自分も学校に行きたくなくなることもすらあるんじゃないかなというふうに私考えるんですが、そのあたり教育長も十分把握されていると思いますが、そのあたりどうでしょうか、担任の先生たちに対しては。

○議長（青木 善明） 教育長。

○教育長（川上 浩君） 今おっしゃいましたとおり、現場におけるいろいろ働き方改革とかございますけれども、そういうメンタル面での一つの大きなプレッシャーといいますか、なっているのは事実であります。ただ、一方では、それに対しても、なるべくチームで取り組むような体制を整えようという努力をしているところでございます。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） わかりました。できるだけ、そういういじめがあったクラスの担当の先生が、1人で悩まないような、学年の主任もおられますし、あるいは教務主任、教頭先生、校長先生おられます。そういう話しやすい体制をそれぞれの学校で構築していただくよう、ぜひお願いしたいと思っております。

次、4番目ですが、このようないじめ問題・不登校に対して、教育委員会としては、それぞれ学校とどう連携をとられているのかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。教育委員会と学校の連携についてでございますが、いじめ事案が生じた際には、学校長などからすぐに教育委員会に一報を入れることになっております。内容によりましては、学校と町教委で協議した上でその対応に当たっているところでございます。

また、いじめの有無、ありなしにつきまして、毎月、学校から報告書が提出されることになっており、いじめ事案が発生してから3カ月程度をめぐり、そのいじめが解消されたかどうか見届けも1事例ずつ行っているところでございます。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 2番。次に行きます。いじめ問題に対して教職員の研修、あるいは小学校、中学校との先生方同士の連携体制はとられているのかどうかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。いじめ問題を解決するためには、先生方一人一人が児童生徒の発達段階について正しい理解を持つとともに、カウンセリングに関する知識など、児童生徒の心の問題に適切に対応できる能力を身につけることが大切であると考えております。

このため、いじめ問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るため、学校内の職員研修におきまして、事例研究やカウンセリング演習など実践的な内容を含めた研修を実施しているところでございます。

次に、小中学校の連携につきましては、気になる子どもの状態やその指導のあり方につきましては、小学校卒業時に中学校へ引き継ぎがなされており、随時連携を図りながら、問題の解決に当たっております。また、4校の生徒指導主事の先生方が定期的に集り情報交換等も行っているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） それ大変必要だと思います。例えば、いじめにあったことがある、そういう児童が中学校に進学するに当たっては、あるいは不登校組みであった。中学校に上がるときに、個人情報にはなるけど、やっぱりそのあたり、中学校との引き継ぎがしっかりできていないと、その子どもがまた同じことを繰り返されるおそれがあるということで、今答弁の中には、そういうことを4校ともしっかりと連携をやっているということで安心したところでございます。

次に行きます。

いじめや不登校問題に対して、教育委員会として、それぞれ4校にアドバイスできるような独自の対策、あるいは、例えば新採の先生、若い先生たちに向けた、初めて先生になられた方たちに、いじめが発生した場合、自分の受け持ったクラスで、どう対応していいのかという、そういうマニュアル、といっても、これは、マニュアルはあつてないようなものだとは私は考えておりますが、そういう独自の対策はとられているのか、行われているのかどうか伺いいたします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。独自の対策はということでございますが、先ほどお答えしましたように、たかしんホールの2階に適応指導教室を開設し、学校が行う不登校児童生徒の指導に対する援助等を行っております。

適応指導教室では、悩み等を抱えた子どもが学校に登校できなくなった場合には、学校と適応指導教室が連携して、その個別の支援を行っているところでございます。

なお、適応指導教室では、相談員や支援員の先生方が勉強を教えるだけではなく、親身になって子どもたちの話を聞き、その中で見えてくる課題等につきまして、学校と情報共有を図っているところでございます。

また、子ども家庭支援センターの「みらい」、スクールソーシャルワーカーなどが学級担任と一緒に不登校の子ども家庭訪問をしたり、ケース会議を開くなどして、教育と福祉の連携も図っているところでございます。

新卒等若い先生の対応といたしましては、先ほどお答えしました、校内の職員研修や各学校におきまして、いじめ防止の基本方針というのを策定しておりますが、その中でいじめが起こった場合の組織的な対応のフロー図等をつくっておりますので、そういったものも参考に対応しているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 2 番、永友良和議員。

○2 番（永友 良和君） 今の答弁の中にありました、組織的な対応、やっぱりこれが一番大事だと私は思っております。

小学校では、道徳の時間がカリキュラムの中に設定されております。2018年から特別の教科となり、いじめに関する教材においては、友達とのかかわりの中から、友情や公平さを考えさせるものが多くなっていることが、ことし3月、2カ月前の宮日新聞にも掲載されておりましたが、この特別な教科となったということなんですが、これは、道徳という教科の名称が変わったわけでもないし、道徳の時間数がカリキュラムの中にふえたということでもないと思うんですが、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） お答えいたします。

中学校の道徳におきましても、小学校と同様の取り組みが行われているところでございます。今回の道徳教育の改善に関する議論の発端となりましたのは、いじめの問題への対応でありまして、子どもたちがこうした現実の困難な問題に対処することのできる力を育成していく上で、道徳教育というのが大きな役割を果たすということが強く求められたものでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 2 番、永友良和議員。

○2 番（永友 良和君） 2 番。中学校でも小学校同様、今行われていると、その辺が私ちょっと知りたかったもんですから答弁していただきました。ありがとうございます。中学校になると、なかなかそういう道徳的な時間というのが、私の中学校時代ちょっと振り返ってみると、あったかなという記憶がちょっと出てこないんですが、今はちゃんとそういうことが行われているということで、その分もあって、私、生徒さんたちが落ち着いているんじゃないかなというふうに考えます。

これ参考になるかどうかわかりませんが、埼玉県では、チャイルドラインというのが18歳未満を対象につくられております。これ電話相談なんですけど、設けてあります。これは、いじめだけでなく、いろんな悩みにも対応している。子どもたちに対応するメンバーは、NPO法人のボランティアの方々なんですけど、月1回は皆さんでロールプレイング等を行って研修され、子どもたちの相談に応じているそうであります。これやけど、昼夜問わずということで、なかなか本町独自でこういう相談をつくるのもちょっと難しいかなとは思いますが、これは、電話をした、悩みを相談した子どもたちの感想や意見から、電話することで、少しでも自分をわかってくれる人がいるというふうに思うんだそうです。そして、安心感がそこから湧く、それが何回か電話することで、自分一人ではないので、勇気を持っていじめに向かっていけるというふうなことを感想の中から子どもたちが言っております。

こうやって、埼玉県では、県全体として取り組んでおられますが、本県では、宮崎県で

は、こういうチャイルドラインみたいな、そういう悩み相談というか、そういうのの取り組みがあるのかどうか、わかればお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。本県におきましても、NPO法人チャイルドラインみやざきが同様の活動を行っております。また、県独自の取り組みといたしまして、いじめ・不登校など、教育に関する相談専用電話として、宮崎県教育研修センター内にふれあいコールを設置しているほか、宮崎県警察におきましても、非行・いじめ等の相談電話として、こちら24時間対応のヤングテレホンというものを設置しているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） これやっぱり県ではありますが、町でこういうのを、時間を制限して、24時間というのは難しいし、その対応してくれる人材も確保しなくちゃいけないんですが、そういうの時間を区切って設置するというのは難しいでしょうか、やっぱり、その辺どうでしょうか。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。今、議員もおっしゃられましたように、まず、電話を受ける方がどういう方がいいのかということも含めて、かなり検討する必要がある事項ではないかなというふうに思います。

済みません、以上です。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） なかなか難しいだろうとは思いますが、もし、そういう取り組みができれば最高かなと考えます。

そこで最後の質問になりますが、先ほど申しましたように、本町では、明倫堂の教え、また石井十次先生の教えのもとに文教のまちを掲げております。

そこで、教育長に伺いたいんですが、この高鍋町を学校や家庭だけでなく、町民全体を巻き込んで、「いじめ0」を目指す、そのような全国に先駆けたまちづくりに取り組む考えはないのか。例えば、「目指そういじめ0」とかいう看板を、本当質素なものでいいんですけど、4校あります、小中。その近くに、学校の近くにまずは立ててみて、子どもたちや生徒に意識づけを図る、これ、私、物すごく大事じゃないかなと思うんです。そういう看板を見た子どもたち、生徒さんたち、あるいは近くを通っている地域の人、参観日に来た保護者、そういう人たちが見たときに、ああと、絶対これなと思うんです。これだんだん減ってくるのには、やっぱりそういう看板を立ててみるということも、目指そうですからいいんじゃないかなと思うんですが、そのあたり、教育長どうでしょうか。

○議長（青木 善明） 教育長。

○教育長（川上 浩君） 教育長。まずは、いじめ・不登校等、現在、学校現場が抱えて

いる困難な課題について、非常に親身な提案をいただいております。本当にこれは感謝いたします。

ただ、いじめ問題に関しましては、先ほど申し上げましたけども、例えば、認知、認定の難しさというのがございます。そういう中で、どうしても、やっぱり個々の事例に即して、そして、対応せざるを得ないと。加えて注意すべきなのは、もうややもすると、報道なんかもよくありますけれども、被害者・加害者というような感じの構図が出てきますが、これは、本来、学校現場にはそぐわないと。全ての子どもというのは、よりよく成長させる、そういう対象として我々は捉えておりますので、そぐわないというところがあります。もちろんいじめは絶対に許さないと。そういうふうな毅然たる態度というのは持ち続けますし、それから、先ほど課長のほうから申し上げましたように、子どもたちをしっかりと見守ると、そういうことは、これまでどおり当然続けていくべきでありますけれども、ただ一方では、社会の現状を見ますと、いじめの認定と、その責任追及というものが、どうしても中心になっていくというふうなそういう現状、そういうものに鑑みると、子ども主眼の、ある意味ではマイナス面でございます。そういうマイナス面の是正というものを前面に出すよりも、子どもたちのよりよい関係性を少しずつ築く、そういうふうなものを行う、結果として、いじめがなくなることを目指すべきではないかと、そういうふう考えております。

先ほどもちょっとありましたけども、当然、校区において、高鍋町ならではのコミュニティスクール活動が展開され始めております。現在、この取り組みのさらなる充実を図っていただくことで、町民の皆様の学校教育への具体的な参加、それから、協力をお願いできればと考えております。

先ほど冒頭申し上げましたけれども、新明倫の教え等を踏まえながら、文教の城下町高鍋の中で、それにふさわしい形で子どもたちの人権意識、それを育みながら、人権意識を尊重した行動、そういう意味では、まさに議員のおっしゃるとおりでありますけれども、そういうふうな教育を進めながら、結果としていじめがなくなると、そういうふうな方向を進めたいと思っております。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 今、教育長の答弁十分わかりました。

「目指そういじめ0」という、いじめという言葉があんまりくると看板としてよくないのかもしれませんが。ただ、そういう意識づけをすることを、私は大事だと思います。ですから、「目指そういじめ0」の看板がだめでしたら、例えば、「1人はみんなのために、みんなは1人のために」というような看板を立てておくと、一人一人がそういう意識を持てるようになるんじゃないかと思っておりますので、また、前向きに、もちろん今も前向きな答弁ですが、考えていただければと思います。

4月の石井十次賞贈呈式の際の受賞された阿部志郎さんが93歳でした。感謝の謝辞の言葉を申されたときに、私、感銘を受けたんですが、親に愛された子どもは、絶対周りの

子どもを愛すると言われました。この言葉をぜひ私は、4校の学校の保護者の皆様に、ある機会があったら、ぜひ先生たちに話してほしいと、これを強く思いました。ぜひそこは教育長お願いしておきます。各学校長に伝達してもらって、この言葉を保護者に伝えてほしいということをお願いしたいと思います。

このいじめや不登校問題については、学校教育委員会だけではなかなか解決できる問題でないことは十分わかっております。そのためには、家庭はもちろん、民生児童委員の皆さん、あるいは地域の方々、そして、町民全体で力を合わせないとなくならない難しい問題であると思います。いじめについては、結構隠すというか、バリアを張ってしまう傾向があるんです。この前ちょっとラジオでも言っていましたが、もっとオープン化したらどうかと、日本のいじめに対してのこの取り組みの考え方は、私もちょっとそういうのに賛同したところもありました。そして、もっとみんなでそういうのに見てもらい、いじめている子を見てもらい、そういう考えを今後は大事にしていかなくちやいけないんじゃないかなと思っております。

本町は、県内でも一番狭いコンパクトな町であることが、逆にこのいじめ問題の解決については取り組みやすい町じゃないかなと、私は十分思っております。また、町内の保育園の先生方にも協力をお願いして、ぜひ小さいころから、そういう心の教育に取り組んでもらえるよう意識づけを植えてもらうように、またお願いしてはどうかと、各保育所に、これもそういう考え私持っておりますが、そのあたりは、町長、どうでしょうか。急に振って済みません。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。もう永友議員のおっしゃるとおりでございまして、高鍋町におきましても、さまざまそういう現状をしっかりと把握しながら、未来に向けて、やっぱり歴史と文教の城下町と言われる、それに値する町を築く上において、一生懸命取り組んでまいりたいと思います。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） それでは、もう最後の最後になりますが、子どもたちが楽しく学校生活が送れるよう、子どもたちの心の安心を目指し、年数はかかるかもしれませんが、子どもたちのためにも、「いじめ0」の町への取り組みを実現していただきたい。例えば、木城町では、一昨日通ったんですが、環境美化宣言のまちというでっかい看板が立ってありました。私は、私の夢であります、あるいは目標であります、高鍋からいじめをなくすということはずっと考えてきてまいりました。そして、行く行くは、国道沿いにあるいは町の中に、この高鍋町も、先ほど言いましたが、「いじめ0」という言葉は余りよくないかもしれませんが、そういう宣言をできるような町にしていきたいことを強く願いまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（青木 善明） これで、永友良和議員の一般質問を終わります。

それでは、ここで休憩をしたいと思います。11時5分より再開いたします。

午前10時53分休憩

午前11時05分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

日程第1. 一般質問

○議長（青木 善明） 次に、11番、中村末子議員の質問を許します。

○11番（中村 末子君） こんにちは。日本共産党の中村末子が3項目について質問を行います。

町民の方から、お年寄りのひとり暮らし、二人暮らしの方への支援体制はどうなっているのかとか、高鍋町の包括支援センターでは、認知症などになったときに、成年後見や身元引受人などの代行はできないのか、そういうことをしているところもあるようだがなどの御意見が多数寄せられております。高齢化率が上がり、地元で自分の子どもがいないなど、どうしても施設入所を考えますが、身元引受人がいなければ入所できないなどの不便があるようです。

そこでお伺いします。包括支援センターの役割にはどのようなことがあるのでしょうか。また、障がいを持って生きることは本人だけでなく、周りの方々の大きな協力が必要となりますが、基幹相談支援センターの役割にはどのようなことがあるのでしょうか。また、大きな目標があると思いますが、方向性はどのようになっているのでしょうか、お伺いします。

格差社会が問題になっています。貧困の連鎖はとまるところを知らず、いまだに大変な状況下にあるようです。貧困に伴う子どもへの虐待を初め、教育など、あらゆる格差を生み出している状況があります。子ども支援センター「みらい」は、どのような事態を想定し、どのような取り組みをもって格差社会に取り組もうとしているのかお伺いします。

この3つの委託を受けているのが、社会福祉協議会です。

それでは、社会福祉協議会は、単独事業としては何があるのでしょうか。また、問題解決の糸口やつながりは、地域自治公民館などと協力するなど、もちろん努力をされていると考えますが、今、社会福祉協議会が見えないとの住民からの意見もあります。委託、単独の予算比率はどのようになっているのでしょうか。

次に、まちなか活性化事業について、6点お伺いします。

町長は施政方針で、まちなかに図書館などの役割のできるゆったりもったりできる場所をつくり、住民憩いの場を設けたいとお考えでしょうか確認します。そのとき、図書館とのコラボは入っていますか。

空き店舗活用については、私は、再三企業家への貸し出しを提案しています。その理由は、今、一人でもインターネットで仕事のできる時代です。サーフィンなどができて、遊びと仕事が両立できる環境として注目があるようです。しかし、そのためには、仕事、住

まいを兼ねた場所を提供できる仕組みをつくる必要があります。空き店舗対策の考え方はどこまで広げていくことができるのでしょうか。

農業者は、これから6次産業化を視野に入れると、2次、3次の方とのお話し合いを含め、話し合えて資料がつかれる、事務所兼開発室みたいなところも必要だと考えます。自分たちのつくったものを試食しながら、消費者の意見を聞ける場所もあるといいのではないかと考えますが、農業者との連携で、まちなか活性化策も考えることができるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

今いろんな話題を提供しているお店があります。土曜日、日祝日などにぎわっているし、本にも取り上げられ、若者が携帯で写真を撮ってアップして、高鍋を宣伝してくれている姿はうれしい限りです。そのようなお店はどんな工夫をしているのか、商工会議所と一緒に調査はなされていないのでしょうか。また、商店で働く人は、お店の宣伝マン、ウーマンです。その方々の福利厚生などはどうなっているのでしょうか。働きやすい職場環境は、いいイメージとなり、若者が移住定住してくれるチャンスです。

次に、観光産業はどうなっているのでしょうか。

高鍋は、四季彩のむらを初め、県費等を投じて点での整備を行ってきました。これを線で結んで面にし、観光が売りにできるまちづくりを目指していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。観光拠点は、現在どれぐらいあるのでしょうか。また、その特徴は何があるのかをお伺いします。

観光客集客について検証されているのでしょうか。警察発表とか高鍋町発表ではなく、実態をしっかりとお知らせ願いたいと思います。

また、以前、お土産品などの開発がありましたが姿を消しました。観光資源確保はどうなっているのでしょうか。パンフレットなどはどこに置き、どのように活用しているのでしょうか。また、これまで整備した整備費用、いわゆる投資額はどのぐらいになっているのでしょうか。今現在、駐車場としてしか使われていませんが、島田圃場跡地はどのように活用するおつもりなのかお伺いします。今のままではもったいないと考えます。

以上、登壇しての質問を終わり、あとは発言者席にてお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

まず、地域包括支援センターの役割についてでございますが、地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であり、高齢者が住みなれた地域で安心して過ごすことができるように、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを実現するための中心的役割を果たすことが求められているところでございます。

次に、基幹相談支援センターの役割と方向性についてでございますが、基幹相談支援センターは、障がいのある方が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるように

することを目標に、障がい福祉サービスの利用に関する相談や暮らしに関する相談など、さまざまな相談に対応し、障がいのある方が自立した生活を続けていくことができるよう支援するため、その中核的な役割を担っております。そのための専門職員を配置し、住民に向けての相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、自立支援協議会の運営などを行い、地域における障がい者支援のネットワークづくり、体制整備を進めております。

次に、子ども家庭支援センターの取り組みについてでございますが、ひとり親家庭や貧困とされる世帯には、低所得から来るさまざまな課題がございます。子ども家庭支援センターでは、保護者への支援として、自宅の訪問、家計の見直し、就労支援へつなげるためのハローワークとの連携があり、また、教育については、学校や社協塾との連携、居場所づくりでは、児童クラブや陽だまりハウスなどとの連携、貧困から来る孤食対応では、高鍋町ボランティア協議会との連携で実施しているまんぷく食堂、町内の事業者や順正学園との連携で実施しているフードバンク事業、たかなべふくし塾などにおける貧困問題の啓発等を行っております。

子どもを取り巻く課題はさまざまではありますが、今後も、要保護児童対策地域協議会を中心として、児童相談所や町教育委員会等の関係機関との情報共有を図りながら、中・長期的な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、社会福祉協議会につきましては、在宅の要介護高齢者や障がい者にサービス提供を行う訪問介護事業、居宅支援事業を初め、県共同募金会事業、たすけあい資金及び生活福祉資金貸付事業、お墓見守りクリーンサービス事業、福祉機器貸し出し事業等の単独事業に取り組んでおります。

また、社会福祉協議会事業費の単独、委託補助金の比率につきましては、平成30年度決算で、単独事業約42%、委託事業約51%、補助事業約7%でございます。

次に、図書館とのコラボにつきましては、施政方針にお示しした方策、まちなかに教育子育て施設の設置推進のことかと思いますが、教育支援員や子育て支援などの場としてだけでなく、本を読むスペースや学習スペースなどの機能も有した施設の実現に向け、その検討を教育委員会に指示しております。

次に、起業者育成及び空き店舗対策の考え方についてでございますが、現在、高鍋町におきましては、庁舎南側にあります町所有の建物を活用し、高鍋町で起業を目指す方を対象に、1年間家賃等を無料で貸し出す制度を行っているとございします。また、空き店舗対策といたしましては、高鍋町まちなかチャレンジショップ事業補助金制度により、商店街に点在する空き店舗を活用して事業を行う事業者に対し、家賃及び改装工事費の一部補助を行っているとございします。空き店舗対策への補助につきましては、現在の制度上、商店街区域内に所在する空き店舗のみが対象であることや、主に家賃補助が補助対象経費となっていることから、対象地区や対象経費等の補助内容について見直しを検討しているところでございします。

次に、農業者との連携におけるまちなか活性化策についてでございますが、現在のところ、直接活性化策につながるような取り組みは行われておりません。しかしながら、SAP会議や商工会議所青年部、農協青年部間の交流については行われているようであります。

6次産業化を進めていく上では、こうした交流を大切にしていきながら、農業者と商工業者それぞれニーズを役場がマッチングしていくことで、6次産業化実現に向けた取り組みを展開し、まちなかの活性化につながればと考えております。

次に、頑張っている商店についての調査につきましては、現在のところ、高鍋商工会議所を含め行っておりませんが、SNSを活用した広報宣伝に関するセミナーを事業者向けに開催するなど、個々の魅力を向上させる取り組みについて、商工会議所と連携して実施しているところでございます。

次に、商店で働く方々の給与についてでございますが、高鍋町として調査は行っておりません。また、年金を含め福利厚生など法人化は進んでいるのかとの質問につきましても把握はしておりません。

次に、現在、高鍋町にある観光拠点についてでございますが、舞鶴公園や城堀、持田古墳群、高鍋大師などといった歴史文化に関するもの、高鍋海水浴場や四季彩のむら、高鍋湿原など自然に関するもの、めいりんの湯、ルピナスパーク、高鍋城灯籠まつりといった施設やイベントに関するもの、餃子や天然カキ、お茶、焼酎などの食に関するもの、高鍋町美術館や高鍋町歴史総合資料館など教育に関するものなどを上げられます。

特徴といたしましては、このように幅広い分野の観光資源が町内に広く存在しているところにあると考えているところでございます。

次に、観光客集客に関しての調査についてでございますが、県へ報告する際の集計方法といたしましては、実際の利用者をカウントするもののほか、隣接施設等における平均訪問回数をもとに推計する手法等を用いているところでございます。特に、県外客など把握の難しいものにつきましては、観光地ごとの総入込客数やホテル宿泊客の情報をもとに推計する手法を用いて算出しているところでございます。

次に、観光案内、お土産品などの観光資源確保についてでございますが、まず、観光案内につきましましては、国、県、町道に設置してある観光案内看板のほか、観光パンフレットを町内外の宿泊施設に配布しているところでございます。

土産品につきましては、各店舗で販売しているもののほか、高鍋デザインプロジェクトにより開発されたまんぷくTAKANABE商品を高鍋温泉やママンマルシェ、宮崎空港ビルに販売しているところでございます。

パンフレットの設置先といたしましては、高鍋町観光協会を中心に、役場庁舎1階ロビーや高鍋デザインプロジェクトに参画する事業者の各店舗、まんぷくTAKANABE商品を販売している高鍋温泉、ママンマルシェ、宮崎空港ビルのほか、町内事業所の商品を扱っていただいている宮崎観光ホテルや延岡市駅前複合施設エンクロスなどにも置かせていただいております。

次に、四季彩のむら、花守山、高鍋湿原の整備に関する投資額についてでございますが、それぞれ町負担額の概算になりますが、四季彩のむらが２，７００万円、花守山が３，３００万円、高鍋湿原が７，６００万円となっております。

また、過去３年間の高鍋湿原におけるランニングコストにつきましては、人件費を含めますと、平成２７年度は約２６０万円、平成２８年度は約２４８万円、平成２９年度は約２５４万円となっているようでございます。

次に、島田圃場跡地整備の考え方についてでございますが、今後、舞鶴公園整備基本計画との整合性を図りながら、利活用策の方向性について検討してまいります。

○議長（青木 善明） １１番、中村末子議員。

○１１番（中村 末子君） １１番。地域包括支援センターが発足した経緯というのはどうなっているのでしょうか。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。地域包括支援センターは、少子高齢化の進展に伴い、高齢者やその家族の相談をワンストップで受けとめ、必要なサービスへつないだり、要支援の方や特定高齢者の介護予防マネジメント、権利擁護事業、地域のネットワークづくり、高齢者虐待対応など多彩な役割を果たすことを目的に、平成１７年の介護保険法改正により創設されました。高鍋町におきましては、平成１９年４月から設置、運営をしているところでございます。

○議長（青木 善明） １１番、中村末子議員。

○１１番（中村 末子君） さきの答弁で、高齢者の相談窓口などという答弁があったと思いますが、まず、問題が発生した場合、最初に相談するのはどこなのでしょう。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。最初の相談窓口といたしましては、健康保険課が一番多いと考えておりますけれども、地域包括支援センター、民生委員、公民館長などさまざまな方に相談をされる方もいらっしゃるというふうに認識をしております。

○議長（青木 善明） １１番、中村末子議員。

○１１番（中村 末子君） 当然、役場の健康保険課が一番多いです。

それでは、その後はどのようなつながりを持って臨まれているのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。健康保険課に相談があった場合につきましては、まずは、相談内容を聞き取りを行いまして、介護相談シートという用紙がございしますが、そちらのほうに対象者の氏名、年齢等の対象者情報と聞き取った相談内容を記入をいたしまして、相談に来られた方と一緒に地域包括支援センターへ出向きまして、直接支援センターのほうにつないでいるという流れになっております。

○議長（青木 善明） １１番、中村末子議員。

○１１番（中村 末子君） それでは、そのときの個人情報、先ほど一緒に出向きとあり

ましたので、どこまで話されるのか、本人に文書確認はできているのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。地域包括支援センターの目的でございます、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うために収集した情報、氏名、年齢、住所等でございますので、その全ての情報を提供しております。また、実施期間内の目的内利用でありますので、提供に当たり本人の同意は必要ないというふうに考えているところでございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） それでは、個人情報保護法で認められている範囲はどこまでなんでしょうか、伺います。法をもって答弁していただきたいと思います。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。個人情報の保護に関する法律におきまして、第23条におきまして、第三者提供の制限という規定がございます。こちらにつきましては、法令等に基づく場合、あと本人の同意を得ることが困難な場合などを除き、あらかじめ本人の同意を得なければ、個人データを第三者に提供してはならないというふうに規定されているところでございます。

ただし、地域包括支援センターは、高鍋町が設置をしまして、高鍋町社会福祉協議会に運営を委託しておりまして、介護保険法に基づく業務を行っていただいているところでございます。同じ実施期間と見なされることでありますので、この規定には該当しないというふうに判断をしているところでございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 今、政令とか裁判におけるいろんな情報がありますが、それによると、やっぱり個人情報についてはかなり慎重に取り扱っていくということが言われているというところですので、そこは気をつけていただきたいと思います。

包括支援センターができたとき私は懸念いたしました。その理由は、委託するというのであれば、当然個人の情報が持てず、いわゆる即必要とされる相談があった場合、どのような対応がなされるのか心配でしたが、どうでしょうか。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。相談の内容、あとその緊急性など必要に応じて即対応が必要な場合につきましては、即対応をするというような体制で臨んでいるところでございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 包括支援センターは、地域とどのようなつながりを構築できているのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。地域包括支援センターと地域がネット

ワークを組むことで、地域包括ケアシステムを推進するということになります。そのため、介護事業者、医療機関、民生委員、ボランティア等関係機関とのネットワーク構築を初め、住民主体の介護予防事業の支援、徘徊模擬訓練、居場所づくりの支援など、地域包括ケアシステムのコーディネートを担う機関として取り組んでいただいているところでございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） だから、それがきっちりと包括支援センターでできているかどうかを聞きたいです。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 地域包括支援センターと地域とのネットワークでございますが、現在のところ、とれているというふうに考えているところでございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） とれていないから一般質問するんです、わかっています。とれていたら、私は一般質問などしません。そこは理解していただきたいんです。地域じゃあ今どのような事態が出てきているのか理解されていますか。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。現在、高齢者を取り巻く環境につきましては、高齢化の進展に伴いまして、独居高齢者であったりとか認知症の増加であったりとか、さまざまな問題も抱えているということは理解しているところでございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） じゃあちょっと孤独死について、これまで何名ぐらいありました。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。現在、新しい数値等については把握をしておりますが、過去においては、三、四年間で三、四件程度あったというふうに聞いております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） そういうことなんです。しっかりと包括支援センターが孤独死を招かないようなしっかりと支援をしていれば、地域と連携してやっていけば、どういう孤独死が起きるはずないじゃないですか。実際、私の地域でもありました。どうしても、一番最初に倒れられたときに、私は、子どもさんの電話番号をちゃんと入れました。そのときに、ちゃんと私は包括支援センターにも健康保険課にもちゃんと申し上げました。ちゃんと行ってください、ちゃんとしてあげてくださいって、1回目に倒れられたときに。そういうことをちゃんとしてないから孤独死が起きるんでしょうが。そういうことを、やはり、いろんなところで、いろんな事態が出てきているから、私は包括支援センターのあり方を問わなければならなくなるわけです。やはり、そういうことをもっと真摯に受けと

めていただきたいと思います。私が知っている限りでも3件あります、孤独死が。だから、全然私たちの知り得ないところでもひょっとしたらあっているかもしれない。そういうことを常に情報として入れておかねばならないのが包括支援センターなんです。それが理解できていないことに、私は非常にじくじたる思いがあるんです。悲しいでしょう。ずっと一生懸命張ってきている議員もおれば、みんな頑張ってきているでしょう。包括支援センターになる前はもっとちゃんとできていました、私に言わせれば。そういうことが言いたいんです。

じゃあ認知症の割合などについては承知されているのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。認知症の人の数につきましては、平成29年改訂の厚生労働省新オレンジプランによりますと、現状、約7人に1人から、2025年には約5人に1人に上昇するというふうに見込まれております。

本町の65歳以上の人口が4月1日現在で6,555人でございますので、約936人程度が認知症であるというふうに推計をしております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 認知症の方でやはり足腰の強い方は、夜やっぱり徘徊されたりする、そういうときの連絡も私には来るんです。だから、大変なんです。そういうことは、やはり24時間、365日しっかりと対応する役割が包括支援センターにはあるんです。その家族の方にはちゃんとお願いをして、施設に入所をしていただくことができました。でも、それまでの間、やはり半年とか1年という間は、本当に家族が大変なんです、地域と協力しながらやっているんですけれども、そういうことをしっかりと把握していただきたい。

委託しているからとおざなりになっているのではないですか。どのくらいの割合で、仕事の内容を含め話し合いを健康保険課となさっているのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。包括支援センターとの協議についてでございますが、月1回の連絡会議、月2回の地域ケア会議、月1回の認知症介護者の集いのほか、個別のケースについて毎日数回の対応協議、支援を行っているところでございます。

また、高鍋町地域包括支援センター運営協議会において、センターが行っております各業務の実績評価を行っておりまして、センターの適切で公正・中立な運営を確保しているところでございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 次に、基幹支援センターに移ります。

答弁では、やはりしっかりと対応されているということがあったようなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。障がい者に対します基幹相談支援センターの対応、可能な範囲でやっているものというふうに認識しております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 障がいについての区分はあるんですが、精神発達などの別に人数、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。障がい者の区分別の人数についてでございますが、本年の3月末現在の手帳所持者数であります。身体障がい者が1,101名、知的障がい者の方が243名、精神障がい者が151名、合計1,495名となっております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） その方たちへの定期的な訪問活動は行われているのでしょうか。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。障がいを持った方々への訪問活動ということでございますが、基幹相談支援センターによる訪問につきましては、昨年度の実績としまして、延べ402件というふうになっておりまして、その中には、定期的に訪問している方もございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 4,000件の間違いじゃない。400、先ほど数字の答弁があったでしょう。そうしたら、それだけでも年間、それだけの人数に訪問しないといけなわけです、みんな。障がいを持っている方の家庭訪問をするには、さっきあったでしょう、数字が、していないんですか。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。先ほど申し上げました訪問という訪問相談も含めた形での件数が402件というふうになっております。定期的に訪問している方々なんですけれども、具体的に申し上げますと、週に1回訪問している方が2名、2週間に1回訪問している方が14名、1カ月に1度訪問している方が12名、これは不定期ではございますが50名程度、必要なときに訪問回数をふやしながら連絡をとらせていただいている方がいらっしゃいます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 特にひとり暮らしを初め、親が高齢者であったりする場合の対応についてはどうしているのか、お伺いします。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。障がい者のひとり暮らしとか親が高齢者の場合の対応ということでございますが、基幹相談支援センターの職員が訪問をする際に、事前に実態、状況などを把握しまして、高齢者部門でございますが、包括支援センターや関係機

関と連携をとりまして、必要な福祉サービス導入などの支援を検討、実施しているところでございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 相談はなくても、訪問活動を通して相談しやすい環境を構築できると考えておりますが、民生委員さんとの連携などはどうしているのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。民生委員の方々との連携についてでございますが、民生委員の方から情報提供がありましたら、基幹相談支援センター職員が訪問をいたしまして、実態把握を行ったり、その上で基幹相談支援センターの情報等を、御本人の同意をいただいた上で担当民生委員の方にその情報を提供し、協力を求めるなど、相互に連携を図っているところでございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 一つの出来事が大事に至るということもあるようなんですけれども、障がいを持っている子どもがいる状況で、自分が亡くなることも想定しなければならない状況にある家庭もあります。その間、親との話し合い及び子どもが生きていける環境の構築はどのように設計されているのか聞いていらっしゃるのでしょうか。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。障がい者の方、それから、その御家族の高齢化に伴いまして、親なき後に備えました体制を整備するというふうな事ならにつきましては、これは全国的な課題になっているというふうに考えております。

町といたしましては、基幹相談支援センターを初め、町内の相談機関、障害福祉サービス事業所、医療機関等とも連携を強化しながら、障がいを持った方が親なき後も地域において安心して生活ができるよう、地域全体で支えるサービス提供や成年後見制度の活用についても取り組みを進めていかなければならないというふうに考えております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） もしもというときの設定というのはどのくらいなされているのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。障がい者とその御家族の高齢化に伴いまして、親が先に亡くなるというケースは今後もふえてくるものということが想定をされますが、そのようなケースについては、はっきりと設定とか件数については、また把握できてはおりませんが、今後はそうなる前に設定ができる成年後見制度についても、周知、啓発をしていきたいというふうに考えております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 把握できていないということが問題なんです。実際問題があったでしょうが。きょうは、社会福祉協議会の基幹相談支援センターの相談員も来ています

ので、私が言いたいことわかっていると思います。そういうことなんです。何で私が矢面に立ってやらなきゃいけないんですか。基幹相談支援センターがすることでしょう。親が亡くなるということはわかっているはずでしょうが。その後に本人がどうしようもなくて、どうしたらいいかわからないといった人に相談を受けて、私はどうするんですか、どうしようもないでしょう。ちゃんと先を見越してやらなきゃいけないんです。それが福祉課と基幹相談支援センターの役割なんです。

これは、私が相談を受けた大阪の事例なんです。障害者通所施設の方が迎えにいかれたら、いつもは見送りされる父親が出てこないのを不審に思われた施設の方が家に上がり、お父さんがお風呂で亡くなっていることを発見。親戚でその子を引き取れずはずもなく、施設入所となりました。その間、私、弁護士を含め協議、市役所で丁重な対応がなされました。その子どもは通所していたからこそ施設入所について相談しやすく短期間で済みました。大阪です。日向の方から相談がありました。高鍋では、このような流れでスムーズな対応ができるとお考えでしょうか。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。本町におきましては、基幹相談支援センターが役場庁舎内に設置されております。担当課である福祉課や健康保険課との連携は以前よりも取りやすくなったというふうに考えておるところです。そして、同事務所内には、地域包括支援センター、それから、子ども家庭支援センター「みらい」が設置されておまして、横の連携につきましても強化をされているというふうなことで、そういった事態にも対応できる体制が整備されてきているというふうに考えております。

済みません、先ほど全く把握をしていない、高齢者と障がい者の方が同居をされて、全く把握はしていないということではございません。現状、見守りを続けて、注視している御家族については、20世帯ほど注視をしているというふうに確認しております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） だから、訪問件数が少ないと言ったんです。訪問件数がそれぐらいで済むはずないじゃないですか。それだけ高齢化率が高くなっているし、障がい者もいるわけです。そういうことを私は言っているんです。目配り、気配り、そして、きちんとしていけないといけないんです。

そのときでないとわからないのではなくて、基幹相談支援センターができる前は、当然役場で対応していたんです。できていたんです。直相談できたから、役場職員と。間に基幹相談支援センターが入ることではできないじゃないですか。どうしたらいいんですか。そういうことにならないように、私は申し上げているんです。連携をちゃんととってほしい。

委託料の関係も言われましたでしょう、答弁されたでしょう、町長が。社会福祉協議会、自分たちの事業した内容で40%、50%超していないじゃないですか。こういうことは絶対だめです。

例えば、春日市の社会福祉協議会、ここでは、自分たちが始めた仕事を、市が後で追い

うちでいろんなことをやっていく、こういうことをやってきているんです。やはり、社会福祉協議会は、高鍋町よりも本当は先を走らないといけない。後追いではだめなんです。後追いでは絶対だめなんです。そこが理解されていない。そこを理解させないとだめなんです。委託している意味がないでしょう。じゃあ委託費用は全体で幾らになるんですか。

○議長（青木 善明） 暫時休憩します。

午前11時46分休憩

.....

午前11時47分再開

○議長（青木 善明） 再開します。

福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。基幹相談支援センターに対します委託料についてでございますが、今年度の当初予算の金額で申し上げますが、1,799万3,000円、それから、子ども家庭支援センターの委託料につきましては1,150万円、それから、包括支援センターにつきましては約4,600万円というふうになっております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） やはり、打ち合わせをしているんだからさっと答えて、時間がない。

次に、子ども支援センターの設置の折には、子どもの貧困問題に取り組む意欲が見られましたが、現在はどうのような取り組みがなされているのか、町長が答弁した以外のことを答えていただきたいと思います。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。申しわけございません。先ほどの町長の答弁と若干は重複をいたしますが、子どもの貧困対策につきます取り組みにつきましては、保護者に対します支援で自宅への訪問、家計の見直し、就労支援としてのハローワークへの連携、それから、子どもさんに対しましては、学習の場としての社協塾や、昨年設置をいたしました子どもの居場所陽だまりハウス事業、それから、高鍋町ボランティア協議会との連携によりますまんぷく食堂、それから、フードバンク事業、そして、地域の方々や支援者に御理解を深めていただくための研修会等を通して、貧困問題の講話を行うなどの啓発に取り組んでいるというところでございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 人数を教えてください。

○議長（青木 善明） 暫時休憩します。

午前11時50分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。子どもの貧困対策に係る人数等についてでございます。

まず、社協塾についてですが、実人員が76名、延べ人数が1,878名となっています。

それから、社協と順正学園のフードバンク事業の合計額ですけれども11名、子ども食堂であるまんぷく食堂が70名、それから不要になりました学生服の提供等をさせていただいておりますが、こちらが17名。

それから、居場所づくりである陽だまりハウス、こちらでは開所時は12名の子どもさんが見えになっております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 先ほどちょっとまんぷく食堂についてはお答えになりましたので、放課後対策とか子ども食堂はどうなっているのかをお伺いします。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。放課後対策についてでございます。

保護者が仕事等によりまして、昼間家庭にいない小学生に対しまして、適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの健全育成を図ることを目的とします放課後児童クラブ、それから障がい児に対しましては、放課後等デイサービス事業など、各種の放課後対策に取り組んでおります。

それから、子ども食堂についてでございますが、昨年度は、これは先ほども申し上げましたけれども、高鍋社協と高鍋町ボランティア協議会との協働で、会場が九州電力高鍋営業所に御提供いただきまして、まんぷく食堂を開催しているところです。

また、その前年では、「こども食堂 in たかなべ」と銘打ちまして、しんきん通りにございますぐらんま茶寮ザ・キッチンで実施をいたしまして、同日の午後には、高鍋町美術館ホールにおきまして、県内で子ども食堂や貧困対策事業をされている方々にもおいでいただきまして、シンポジウム等が実施されております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 放課後対策の人数は。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。放課後児童クラブについてでございます。

平成31年度の登録児童数でございます。こちらは299名となっております。

それから、放課後等デイサービス、障がい児に対するものですが、こちらが、これは平成30年度の利用者数でございますが、432名というふうになっております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。地域の方々を巻き込んだ事業は、どのようなものがあるのでしょうか。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。地域の方々を巻き込んだ事業ということでございます。

社会福祉協議会の自主事業でございますボランティアセンター事業におきまして、ボランティアの養成に取り組んでおりまして、それらの方々には、放課後児童クラブや社協塾などの社協の自主事業、また町主催の行事、イベントにおきます支援活動、それから町内の小中学校の総合的な学習を活用しました福祉教育など、多くの場で地域の方々に活動을 いただいております。

また、高齢者や子どもの孤立を防ぐため、住民の方々が気軽に集える場所、先ほども申しましたが、コミュニティスペースである陽だまりハウスを、昨年11月に開設をいたしました。現在、毎週水曜日に小学校終了後に子どもたちが集いまして、ボランティアの方々四、五名が見守りを行っていただいているところでございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） ファミリーサポート事業はどうなんでしょうか。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。ファミリーサポートセンター事業についてでございますが、こちらは石井記念友愛社に事業の実施を委託しておりまして、平成30年度の実績につきましては、おたすけ会員が69名、おねがい会員が190名で、活動件数は254件というふうになっております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 確かにこの委託は別のところなんですけれども、その問題も把握する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。ファミリーサポートセンター事業につきましては、保護者の都合によりまして、幼児、それから児童の養育が一時的に困難となった場合に援助活動を行うというものでございまして、子ども家庭相談支援センターにもそのような相談等が入りまして、利用につなげているというケースがございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 子ども支援は総合的に把握する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。子どもを取り巻くさまざまな問題は、子ども家庭相談支援センターに多数寄せられております。町といたしましても、常にその状況を把握

して、総合的な面と関係機関とも連携をしながら、そういう対策を行っているところでございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 私、質問の意図は、子育て中の保護者から、児童館の申し込みを忘れていたため、仕事を休み面倒を見ているとあったからです。このようなとき利用できるのが、ファミリーサポートではないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。議員の言われるとおり、そのような場面におきましては、ファミリーサポートセンター事業の利用につなげる場合もございます。そういったケースもございました。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 私が聞いた限りでは、そういう周知徹底がなされていないという事なんです。私が申し上げたいのは。

だから、親が仕事を休んででも子どもの面倒を見なきゃならないという状況をつくり出していく状況を、私はしっかりと全親に周知を、徹底を図らないと、私、これからも小学校6年生までは、一応学童放課後対策事業で入ることになっているわけですから、人数的にどうしても間に合わないといった場合には、ファミリーサポートもしっかりと利用できるような状況というのを、保護者にはしっかりと周知徹底を、私はこれから図っていただけたらと思っております。

これまで包括基幹相談、子ども支援などに係る社会福祉協議会のあり方を上滑りで質問してきました。その理由は、ほかの市町村の中には多く進んでいる事例がテレビなどで報道されており、高鍋町と比較してどうだろうかと検証をしたところです。

本来なら、個人情報及び今まで歴史的見地から考え、委託せずしっかりとした情報を持ち、いつでも対応できる環境を今以上に構築すべきだと考えます。以前と比較して相談しにくい、利用しにくい状況が私はあると考えます。

その理由は言うまでもなく、お年寄りや障がい者、貧困問題にしっかりと取り組む姿勢が見えてこないからです。これが私の意見です。これから私も納得できる活動を期待して、社会福祉協議会のあり方についての質問を終了しますが、見解と意欲を述べていただきたいと思います。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。社会福祉協議会についてでございますけれども、高齢者、障がい者、子どもに係る相談事案の内容は、福祉、教育、保健、医療、介護などの要因が複雑に絡み、困難なケースもございます。そういった複雑な課題を改善、解決していくためには、社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員などの専門的知識やスキルを持った職員が常時対応できる体制が必要だと考えております。

本町のように、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、子ども家庭相談支援セ

センターの3拠点に、それぞれ専門職員を配置し、子どもから高齢者、さらに障がい者も含めた総合的な支援センターが一つの事務所で互いに連携し、対応できる体制を整備している自治体は少なく、そうした先進的な取り組みに対して、県内外から視察研修に來られることもあると伺っております。

高鍋町社会福祉協議会は、本町の福祉のまちづくりのための重要なパートナーであると考えております。今後とも町と社協が車の両輪となりながら、地域福祉の中核を担い、地域の方々が必要な情報や適切な支援、サービスを楽しみ、住みなれた地域で安心して暮らせる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。次に、まちなか活性化について、図書館とのコラボ、起業者育成、空き店舗対策、農業者との連携について伺います。

私は、以前からまちなかのお店を利用促進するために子育てが活用できないかと提案してきました。しかし、実現はかなわないまま、空き店舗通りへと変貌してきました。飛び出す図書館、地域との連携はどのように進められていくのか伺います。

○議長（青木 善明） 教育長。

○教育長（川上 浩君） 教育長。今、図書館との関係ということでお答えしますが、先ほど町長がお答え申し上げました教育支援や子育て支援などの場として、さらに本を読むスペースや学習スペースなどの機能も有した施設の実現という方針に基づき、現在検討を進めておりますが、町立図書館との接続、あるいは関係機関との連携など、検討すべき課題はまだ多くございます。町民の皆様へのサービスに資する形での場の提供を目指して、検討を進めているところでございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） まだ私は延岡在住時代、もう40年前になりますけれども、移動図書館を運営し、子育て支援策として延岡市の支援をいただいておりますが、高鍋では読み聞かせの皆さんも高齢化となり、後継者が育たないとの意見があります。

そこでお伺いしたいんですが、今、PTA活動では、役場職員が役員をしているケースが多くなっておりますが、その中での御協力はいただけないかお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。読み聞かせに関しましては、それぞれの団体で基本的な考え方とか運営の方法があると思います。子育ての時期に最も近いであろうPTAの皆さんにお願いすることで、これまでと違った形で、本に対する興味とか情緒の形成につながるのではないかと考えます。何よりも読み聞かせの後継者という意味でも、今後、検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 子育てと本との出会いは早いほうがよいとされておりますが、前回の質問でも行いましたが、妊婦健診時から、お母さんだけでなく、いろんな方々との

読み聞かせ及び本に親しむ環境づくりはできないものかお伺いします。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。乳児健診等において読み聞かせの場が設定できないかという御質問でございますが、平成29年度までは、図書館の事業として乳児健診時に読み聞かせ事業を行っておりました。

ただし、乳児期の子育て支援を充実させることを目的に、六、七カ月時健康相談をあわせて実施をするようになったことから、読み聞かせの時間がとれなくなり、現在は行っていないところでございます。

今後も乳児健診時の読み聞かせは難しいものというふうに考えておりますけれども、子育て支援センターや図書館での読み聞かせ事業、また健康づくりセンターで所有しております子ども向け絵本の貸し出しなどを紹介しているところでございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） ソロプチミストの皆さんが、健康づくりセンターにも本を寄贈していただいております。その関係をしっかりと構築していきながら、その活躍をお願いしたいと思っております。

まちなか活性化策で大切なのは、補助金があればその間はできるが、後はできないのでは困るんです。ふるさと納税で起業されたり、いろんな考え方が生まれてきているのではないかと期待していますが、いかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） お答えいたします。

まちなか活性化策についての御質問についてでございますけれども、議員のおっしゃるとおり、補助金がなくなったら事業が停滞あるいは後退するというのでは、補助金支出の目的からいたしましても好ましいことではございません。

そのため、町といたしましても、補助金に頼らない持続可能なまちなか活性化策について、それぞれの関係団体と連携した取り組みを行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、事業者さんとのつながりということもございます。そういった機会を、つい先日も商店街連合会の方々とも、ちょっと会合の場を持ったところでございます。そういった外の団体と、ここ1年ちょっと時間をかけて、いろいろお話をさせていただいて、まちなか活性化策、全員が参加してやれるようなことは何かないか、補助金に頼らないでやれることはないかというところを協議してまいりたいというふうに考えております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。IT等の関連起業者、インターネットを利用した起業などがあると思いますが、いかがでしょうか。特別な出会いはないのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。IT等の関連起業者でございますとかイ

ンターネットを利用した起業についてでございますけれども、現在は副業ですとかパラレルワークといったような多様な働き方が、今、だんだん受け入れられてきている環境が育ってきているというか、広がってきている状況でございます。

また、ＩＴ関連事業の私どものような地方での起業も大きな選択肢の一つとして捉えられてきているというふうに認識しているところでございます。

また、ＩＴ関連起業家との特別な出会いについてでございますけれども、お試しオフィス制度利用の多くはＩＴ関連事業所でございますから、この制度をより周知することによりまして、新たな町内でのＩＴ関連事業の起業につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（青木 善明） １１番、中村末子議員。

○１１番（中村 末子君） 高鍋はサーフィンができることで、仲間同士で呼びかけてきているそうです。その方々に呼びかけることはできないものかお伺いします。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 高鍋町にサーフィンで来られる方に対する移住定住あるいは起業への呼びかけについてでございますけれども、お試し滞在住宅制度ですとか、先ほどお話をさせていただきましたお試しオフィス制度を、町内外へ幅広く宣伝させていただき周知するとともに、関係団体との情報の共有を図りまして、町への移住定住並びに起業を希望する方とのコンタクトにつなげてまいりたいというふうに考えております。

○議長（青木 善明） １１番、中村末子議員。

○１１番（中村 末子君） １１番。今までどれぐらいの方が利用されておりますか。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。お試し滞在住宅について、ちょっと数字を、平成２８年度からの数字を述べさせていただきます。平成２８年度につきましては、利用世帯が９世帯おられまして、平成２９年度につきましては１０世帯、平成３０年度につきましては９世帯ということで、占めて２８世帯の方が、この３年間で御利用いただいております、その方々で定住につながりましたのは３世帯というところでございます。

○議長（青木 善明） １１番、中村末子議員。

○１１番（中村 末子君） このような若者を利用対象とした方々への支援は、現在でも活用できる条例などはあるのかお伺いします。その移住定住の方々が利用できる、それ以外のお家以外の。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。お答えいたします。

現在、町内で起業しようと考えておられる若者の方への支援について、特にそのために定めた条例というのはございませんが、今、お話のございましたお試し滞在住宅制度とか、高鍋町のまちなかチャレンジショップ事業補助金などによる支援のほかには、国県の創業支援事業関係補助金を活用することによりまして支援等が考えられます。

また、ふるさと納税制度を活用いたしましたクラウドファンディングによりまして、町が実施する特定のプロジェクトに対しまして寄附を募る制度もございますので、どのような制度が、そういったいろいろ、外からいろいろ考えておられる若者に対しての支援になるのか。それが、また有効になるのかというところにつきまして、その財源確保等も含めまして、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 検討をしていただくということなんですけれども、企業立地奨励金も確かにいいんですけれども、それ以外に、やはり起業者向けとか、こういう移住定住へ向けて別の条例をしっかりと整備していきながら、その方々に来ていただいて、高鍋よかったと言っていたいただけるような、できれば新たな条例を私は期待したいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。議員のおっしゃられます企業の大企業、今ある制度は企業立地奨励条例につきましては、大きな企業さんを対象としております。議員のおっしゃられる、例えば個人で創業をされたいとか、そういった方を議員としては考えておられるというふうに考えておりますけれども、そういう小回りの効きます個人での創業を考えておられますフリーランスの方ですとか、またはさらにもうちょっと規模の小さい2人とか3人の中小企業、中小の会社、そういった方を支援できるような制度をつくれないかというところを、今、検討中でございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 早いうちに制度化していただきたい。

次に、観光促進について、現在の観光資源である高鍋にお金を落としていただけるような企画及びおみやげを初め、お店はあるのでしょうか。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。観光促進というお尋ねでございますけれども、現在の観光資源でお金を落としていただけるというような企画につきましては、やはり高鍋城灯籠まつりなど、代表されるああいふイベント関係がメインになってこようかというふうに考えております。

お土産品を扱うお店といたしましては、ようかんですとか和菓子、焼酎などといった地域の産品を、それぞれのお店で販売しているほかに、高鍋温泉ですとかママンマルシェといった場所でも販売をしているというところでございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 新山いちご園などは、土日祝祭日になると、車をとめるところもないほどいっぱいですが、どんな企画力があるとお考えでしょうか。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。新山いちご園様の企画力についてのお尋

ねでございますけれども、まずは自家農園でとれましたその果実ですとか、その加工品を提供していることというのが、まず一番大きいかと思います。

そして、それがまたさまざまなメディアですとか、SNSなどで取り上げられるような幅広い年代への訴求力の強い商品を提供されているという点にあるのではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 日本は観光立国として、京都だけでなく浅草などあるようなんですけれども、変わったところでは田舎暮らしがしたいと、古民家を改造し、インターネットを利用し、外国からお客さんを呼ぶなどという例もあるようですが、いかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。御案内のとおり、全国の自治体の中には、古民家を活用した民泊ですとか体験型プログラムなどの提供を行うことで、訪日外国人観光客の誘致に成功している自治体があるということは承知しております。私ども高鍋町においては、訪日外国人について、どのような誘客ができるかというのは、これから考えていく課題というふうに認識しております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） アイデア次第では、高鍋でも、外国の方を初め若者を呼び寄せる企画ができると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。現在の外国人観光客の方ですとか、若い方々の観光志向でございますけれども、従来からは変わらしまして、着地型に移行しつつあります。

町内観光地の独自性を磨き上げまして、有名観光地では体験できない企画を町全体で提供していく方策というのをつくり上げていかなければならないというふうに考えております。

そのためにも、さまざまな業種の方や観光協会とともに協議を重ねまして、小さいながらも輝く観光地として強く訴えていくことができる地域主導型の観光の構築に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 先ほども答弁の中にありましたけれども、高鍋はデザイン会議とか、何だか目新しいようなそうでないような企画があるんですけれども、そのうちのどれくらいの企画が実現して、観光としての活用ができているのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。町で現在取り組んでおります高鍋デザインプロジェクト事業につきましては、農業高校ですとか農業大学校を含みます18の事業

所に参加いただいております、心と想いの込められたお土産品をそれぞれ開発いただいたところでございます。

こちらにつきましては、また専用ウェブサイトですとかフェイスブックの作成のほか、県内外での各種イベントに参加いたしまして、販売会を実施するなどいたしまして、商品の販売にとどまらず、高鍋町のPRと一体となった事業展開を行っているところでございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 花守山も毎月一回草刈りが行われているようなんですが、四季折々で楽しめる企画はあるのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。花守山についてでございますけれども、活動7年目となりました昨年度も計5回の草刈り作業を行いまして、継続した管理活動に取り組んでいるところでございます。

四季折々で楽しめる企画につきましては、現在、ヒガンバナの開花状況を確認しているところでございますけれども、そのヒガンバナのイベントなど、年間を通じて花守山らしいイベントが開催できるよう、観光協会と連携してさまざまな企画を練っていきたいというふうに考えております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 花守山にいられていたお客さんから、私、お話をお伺いしたら、「見るだけで何にもないんですね」っておっしゃったから、「はい。遠くを見ると海が見えます。きょうは息を吹き返して帰ってください」と申し上げましたら、大笑いをされたんですけれども。

私、やはり花守山に来ていただいた皆さんが、せっかくだから古墳を含めて、あそこの地域をしっかりと巡っていただくような企画というのを、しっかりとそれはつくっていくべきじゃないかなと。

きのうは古墳の草刈りがありましたけれども、やはりこういうところをしっかりと、社会教育課なりと、やっぱりやっていかないといけないじゃないかなというふうに私は思ったんですね。

だから、ウォーキングで、花守山から出て古墳を巡っていただくとか、そういう形のいろんな企画をしっかりと構築していったら、そしておまけに、できればどこか近くのほうで、ママンマルシェでもいいじゃないですか、お食事をしていただくとか、そういう企画をしっかりと立てていかないと、お金を落としていただけませんよ。そういう企画を考えておられるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。今、議員の申されましたアイデアでございますけれども、それぞれの古墳なら古墳、花守山なら花守山というふうで、それぞれで

企画を考えておりました。

議員のおっしゃるように、それぞれの観光資源をつなげて人を呼び込むというアイデアは、大変重要だというふうに考えております。今、いただきましたアイデアにつきましては検討させていただきます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） なぜなら、古墳里帰り展を開いたことがあるんです。そのときのいろんな資料をしっかりと復刻してでも、やはり皆さんに見ていただく25号古墳なんかからは出て、出土しているものというのもしっかりとありますので、そういうことも含めて、やはりちゃんと。

そして、あそこでいろんな作物を、例えばカボチャをつくっていらっしゃる、ニンジンをつくっていらっしゃる、いろんなお茶をつくっていらっしゃる農家の方がおられます。

だから、そういうときどきに、やっぱりそういう方々とも交流ができるようなしかりとした内容の、やはり観光を構築していかないと、私はますますだめになると思うんです。もったいないですよ。いろんなものがあったても、それが活用できない。それじゃ、高鍋町のよさがしっかりと皆さんに伝わらない。

そういうことにならないように、私はしっかりと社会教育課とも含めて練っていただきたいというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

温泉の活用に関してはどうなんでしょうか。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。お答えいたします。

温泉の活用に関しましては、指定管理者であります株式会社高鍋めいりんの里が、第三セクターから完全民営化となりましたので、民間の活力を利用し、周辺の四季彩のむらや高鍋湿原なども含めた形で、うまく集客等につながればと考えているところでございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） それでは、湿原の活用に関してはどうでしょうか。サギソウやハッチョウトンボなど、生育について個体調査はできているのかお伺ひします。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。高鍋湿原のサギソウとかハッチョウトンボの個体調査についてですけれども、サギソウなどの植物につきましては平成26年度、ハッチョウトンボなどのトンボ類につきましては平成30年度に、それぞれ学術調査を実施しております。それをもとに保全保護の啓発活動に生かしております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） どのような保全・保護を図っていらっしゃるのでしょうか。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。高鍋湿原におきましては、ボランティアのガイドの方がいらっしゃいます。まず、案内をする場合に、もともと湿原の植物等につ

きましては、ボランティアの方もさわることは禁止しておりますので、ここにこういう植物が生えておりますが、今、手の届く範囲であるからとってはいけません。なぜならば、これは宮崎県のいわゆる絶滅危惧種、レッドデータと言いますが、レッドデータのAランクにありますので、これをこれ以上減らすわけにはいきません。

あるいはトンボ等につきましても、あれはまあ移動するものですが、かなりの水質とかに敏感な生き物ですから、それをとって別のところに放してはいけませんという、いわゆるレッドデータとかの保護活動に活用しております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 個体そのものは減っているんでしょうか。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 個体につきましては、調査の段階で湿原以外の森林のほうにも入っておりますので、数値としては上がっております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 四季彩のむらのアート田んぼはどうでしょうか。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。お答えいたします。

町の若手職員で構成する自主研究グループが主体となりまして実施してきました田んぼアートではございますけれども、費用等の問題がございまして、今、実施することが厳しい状況であると伺っております。

同団体は、四季彩のむらを盛り上げるために、年に1回リレーマラソンを実施し、地域を盛り上げていただいております。四季彩のむらのメンバー自体も高齢化のほうが進んでおりまして、なかなか厳しい状況ではございますけれども、この地域にかかわっていただける関係人口をふやしていくことで、持続可能な地域づくりにつなげていければと考えているところでございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） アート田んぼは知っている人は知っているけど、知らない人は全然知らないってところなんですよ。やはり、このことも含めて、観光協会とやはりきちんとした、要するに打ち合わせをしていながら、どうするのかということ。

これが、自主的な団体だけで運営するのではなく、観光資源としてしっかりと観光協会と一緒にコンタクトをとりながらやっていくということも、非常に大切だと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、この経済効果というのは、どういうふうにわかっていらっしゃるのかしら。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。今、議員の申されました例えばめいりん温泉、めいりんの湯ですとか、湿原、四季彩のむらでございますけれども、こちらについて、個々の経済効果というのを算定したことはございませんけれども、それらは高鍋町の

重要な観光資源ということでもございますので、訪れる観光客によりますそういった方々が、また町内のほうでの消費活動を行っていただくとか、また数字とかそういった形、いろんな消費に支出といったところで図れない、あらわれない、SNSなどによります外部への情報発信などが、その地域ですとかの情報の発信が宣伝などにつながりまして、高い経済効果をもたらしているのではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 農業高校前のお堀では、ちょっと前までスイレンが花盛りだったんです。その活用は企画の中に入っていないのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。農業高校前の城堀につきましては、県内で唯一の水をたたえたものでございます。城堀自体が重要な観光資源でもございます。

そこに咲くスイレンを含めた景観が、城堀の落ち着いたたたずまいに趣を添えておりますことから、城堀周辺の景観整備と合わせて、そういったところを考えていけたらというふうに考えております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 先ほど、島田圃場の答弁に関しては、まだ計画中、舞鶴公園との整備計画と合わせて考えていくということだったんですけれども、以前からあそこは、私、申し上げているんです。

あそこを利用して、例えば今回も打ち合わせのときに申し上げました。あそこにあるイチョウの木に、しっかりと皆さんから1メートルずつクリスマスのイベントとして、いろんなものを寄附いただいて、それをあそこのイチョウの木にずらっと流すことはできないかと。

あそこが駐車場になっているわけですから、車の中でも、子どもさんと一緒に見ていただけるようなイルミネーションというか、そういうものが実現できれば、また違った見方、違った考え方が、私は発生してくるんじゃないかなと思いますが、そのことについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。只今議員の申されました、あそこに植わっております樹木にそういう電飾をして、恐らく季節としては12月あたりかなというふうに考えますけれども、そういったことでいろんな誘客につなげられないかと。

またそこから、来た方が、それをごらんになられた方が、またその島田圃場跡地の活用方法などについて、いろんなアイデアは出てくるんじゃないかという御意見でございます。

こちらにつきましては、観光協会と協議いたしまして、実現の可能性について検討してまいりたいと思います。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） なぜ島田圃場のことを申し上げたかというのは、先ほどの農業

高校前のお堀のスイレン、これを初めとして、やはり一連の流れで、舞鶴公園整備計画とはちょっと違うんですけれども、やはりそのような形で、しっかりとあそこ一帯を何らか観光に生かしていくことはできないのかなというふうに思うんです。シダレザクラもありますので、そこと合わせていろんな観光面でしっかりとできるんじゃないかなと。

例えば、文化的に言えば歴史総合資料館もありますし、黒水邸もあります。その美術館ももちろんあります。その中で、私たちが本当にあそこを観光に利用していこう、経済効果をうながしていこうと思うと、しっかりとそこをきちんとメインにやっていく状況をつくっていかないとだめなのではないかなと思いますが、このことに関して、町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） お答えいたします。

私たちが当たり前のものとしている自然の風景やそこでの生活、また私たちが観光資源、観光施設として御案内しているものも、外からのお客様の目線から見ますと、全く違った切り口であり、高い評価をいただけてきます。

地元愛にあふれた町民の方、または全国に観光地の磨き方にさまざまなアイデアをお持ちの方が多くおられると存じます。担当課や観光協会ともに、そういった方々の御意見やアイデアを募り、頂戴した意見を取り入れて反映させることが非常に重要であると考えております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） それでは、観光協会で草刈りなど手を入れ、かかわっている箇所は幾つぐらいあるのでしょうか。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。観光協会がかかわっております草刈りなど、かかわっております箇所につきましては、高鍋大師、花守山、高鍋海水浴場、キャンプ場といった多くの観光施設にかかわっていただいているところでございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） お金になっているところは、余りないと考えてよろしいですね。もったいないじゃないですか。全体で考えると、2億円、3億円のお金を投資しながら整備してきたもの。

やはり、それにプラスアルファして、地域の商店街を含めた形で、商工会議所とも連携していきながらしっかりと。言い方は悪いんですけど、元手をとれるような、そういう経済効果を考えていきながらやらないとだめだと思うんですよね。やる以上はやはり、計算をしないと。

町長は商業人ですのでわかっておられると思いますけれども、やはり投資した金額をペイできるようなアイデアをしっかりと出していかないといけないということは、十分御存じだろうと思うんですが。

設計は町民との連携、及び全国からのアイデアを募り、こんなところだったら行きたい、自分も住みたい、協力したいなどの意見がどんどん出てくることを期待していますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 先ほども申しましたが、そのような御意見あるいは町内外のいろんな意見、アイデアを取り入れながら、現在でも観光地をさらにブラッシュアップして、観光はある意味では総合力でございますので、町全体のそれを高めるための努力をしてみなければいけないと考えております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 高鍋町で整備したものは点在しているということが問題なんですけど。問題を逆の発想をすればいいんですよ、逆の発想。点在しているからこそ、要するに季節によって使える期間が決まってくるわけでしょう。そういうふうなアイデアを持っていったらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 確かに議員のおっしゃるように、非常に高鍋町はコンパクトな町でございまして、県内で一番面積の狭い町です。その中に幾つか観光地と言われる場所があるわけですから、そこを点と線でつなぎながら総合的に町の中を歩きながら、観光のできるそんな仕組み、そんな順路、そんなルートを考えていくことが必要だろうと思います。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 今回は、社会福祉協議会の運営のあり方や包括支援、基幹相談支援、子ども支援を始め、観光など3項目を質問してきました。傍聴においでの方皆さんもおわかりになっていただけたものと考えますが、町運営は、政治は、人としていかに生きるかがとても大事です。

だからこそ、町運営にかかわり、人材についてしっかりと監督または励まし、職員との連携をしっかりと行い、合法的にかつ大胆に高鍋町を改革していただきたいと思います。

超高齢化社会も悪いことばかりではありません。お年寄りの知恵と力を結集しながら、若い人の考え、力を生かしながら、お互いを尊重できる高鍋町政のかじ取りを行うことがとても大切だと思い、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（青木 善明） これで中村末子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。午後1時50分から再開いたします。

午後1時43分休憩

.....

午後1時50分再開

○議長（青木 善明） 再開します。

.....

日程第1. 一般質問

○議長（青木 善明） 次に、5番、松岡信博議員の質問を許します。

○5番（松岡 信博君） 5番、松岡信博。こんにちは。本日3番目の登壇になりました。

午後の昼下がり、移ろいの時間ではありますが、よろしくお願いいたします。

それでは、今回、4件の項目について、通告に従い質問させていただきます。

質問事項は、高鍋町企業立地奨励条例についてと、高齢者の交通手段の確保についてです。

高鍋町企業立地奨励条例については、企業誘致による高鍋町民への公益性の検証を行い、今後の方向性を考えてみたいと思います。

それでは、国が定めた地方分権一括法が施行され、国と地方の役割分担が明確化された結果、地方が自主性、自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を求められるようになりました。日本社会が人口減少社会に移行している中で、各自治体は、人口をふやすために住みたい町、住み続けたいまちづくりに取り組んでおります。その中で、子育て政策に取り組む自治体や移住定住に取り組む自治体もあります。自治体によっては地域の活性化策はさまざまであり、自治体の間で差別化を図ろうと努力をしております。大規模な企業や地域になかった業種の企業を誘致し、地域経済を活性化し、地域に活力を与えるために高鍋町のように企業誘致の政策に取り組む自治体も数多くあります。企業誘致には、新しい雇用の創出と税収増加という直接的な効果が高鍋町民の社会公共の利益に結びつくものとされております。

しかし、これらは自治体が期待している公益、社会公共の利益であって、誘致した企業の経済活動は自治体の目的とは関係なく、企業側の都合が優先して行われております。自治体の企業への誘致における条例の条件は期限を決めた努力規定であり、罰則がないので守れないことも多いということです。それで、自治体が本当に期待した企業誘致の効果がなかったり、帰ってマイナスの効果をもたらすこともあれば、別の効果が公益につながる可能性もあるということです。つまり、企業誘致によって実現される公益はその時代時代に応じてかわるというものです。過去の解釈のまま、慣例で自治体が企業誘致の優遇措置を行うことはかえって町民の公益、社会公共の利益に反することになると言えます。そして、その公益を再検討することは、今後、企業立地優遇制度を続いていくためには必要であると言われております。

企業誘致の最終目標は高鍋町民の福祉の向上に貢献することで、最終的には、町民が納得してもらえるかどうか重要です。そのため、自治体執行部は、企業立地優遇制度を運用するためには、固定資産税の課税免除や多額の補助金交付によって高鍋町民が得ることができる費用対効果の公益、社会公共の利益について徹底した説明責任が求められております。また、高鍋町は、宮崎キャノン株式会社を誘致しましたが、宮崎キャノンは事業規模が大き過ぎてほかの企業とは違い、同じように考えてはいけなく考えます。

宮崎キャノンが木城町において納めていた納税額は年に6,000万円ほどと聞いております。ですから、高鍋町の投資額は15億円でも、宮崎キャノンが年に1億円ずつ税収

があれば、固定資産税の免除の年数3年を合わせても15年から18年。それほどあれば15億円の投資額を回収できると思います。しかし、そのほかの企業については、そういうわけにはいかないと思います。それで、今回、高鍋町企業立地奨励条例の優遇措置を受けた企業の業績が高鍋町の税収の増加につながるのか。企業誘致が、本当に高鍋町民のためになるのか。検証を行うために質問を行います。

それでは、まず、初めに、ことし3月、第1回定例議会の一般質問で答弁がありました高鍋町企業立地奨励条例の企業立地補助金交付の解釈で誤りがあったと報告がありました。どのようなことか伺います。そして、もう一つは、高齢化社会、人口減少社会に入った今、高齢者運転による交通事故が社会問題となっております。運転免許証を返納したあとの買い物や通院など、交通手段の確保や地域交通の問題が高鍋町にとっても大きな関心事となっております。そのため、高齢者による運転免許証の返納後の交通対応策、交通手段の確保。その方向性をどのように考えているか、伺いたいと思います。

質問事項の2から4の項目までは、通告どおり質問席にてお伺いいたします。御答弁お願いします。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） お答えいたします。

4月12日の企業立地奨励条例に係る議員協議の場において、出席議員からの要請を受け、副町長から条例の解釈について御説明を行わせていただきました。その中で、企業立地補助金に関しては、新設や増設の事業計画ごとに交付されるといった趣旨の説明に誤りがあったことから、正しくは、1つの事業所が1回に限って補助金の交付を受けることができるものであることを御説明するとともに、今後は、正しい解釈に基づく説明と制度の取り扱いを行わせていただきますという内容の御報告をさせていただいたところでございます。

次に、自動車運転免許証を返納された高齢者等の交通手段確保の方向性についてでございますが、本町では、路線バスやタクシー、鉄道、町内巡回バスなど、多くの公共交通機関が利用可能な環境にあります。まず、それらの公共交通機関を交通手段として利用していただきたいと考えております。公共交通機関の利便性を高めるための方策をしっかりと検討し、利用しやすい移動手段として公共交通機関を選択していただき、その利用者の増加が、例えば、バス路線の存続につながり、ひいては、本町の公共交通体系の維持につながっていくものと考えております。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 今回は、企業立地奨励条例の補助金の交付の条件が、工場の新設と増設、どちらにも適用されると同じ企業に限度額5,000万円という大きな補助金が2度も交付されるということが問題となり、結果として、執行部の解釈が覆されることになりました。そのことについて、具体的に伺いたいと思います。

宮崎キヤノン株式会社が、翌年以降、工場増設に対して企業立地補助金の2度目の申請

があっても受理されないと考えてもいいか。お願いします。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 御見込みのとおりでございます。

○議長（青木 善明） 5 番、松岡信博議員。

○5 番（松岡 信博君） 企業立地補助金は、多額の補助金の支出が総務産業建設委員会で問題となり、企業立地補助金のあり方を議論してきました。その後、条例の勉強会を議員全員で行った際に、補助金を出す根拠や優遇制度のあり方を調査するために、補助金を受けた企業の実績を報告するように要望していたところ、執行部がいつまでたっても答えることがなかったので、今回、一般質問で聞くことになりました。

そこで伺います。議会議員は、町民のために条例の公益性を調査する責任があります。執行部は、企業誘致の費用対効果を町民に対して説明する義務があります。議会と執行部は、町民に理解されるよう努力する使命がありますが、多額の補助金を交付するに当たり、議会や町民に対する説明責任を執行部はどのように考えているのか伺います。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 企業立地奨励条例に基づく企業立地補助金等の交付を行うに当たっては、関連予算を議会で御承認いただくことになっております。議案を審議いただく過程において、町民の代表である議会に対しての説明を行うことで、町民の方々への説明責任は果たされているものと理解しております。

○議長（青木 善明） 5 番、松岡信博議員。

○5 番（松岡 信博君） 企業立地奨励条例の補助金が、本当に町民のためになるのか検証をしようとする時、個人情報保護法や守秘義務、地方税法第 22 条。それと、地方公務員法第 34 条などの守秘義務のために、執行部がきちんと説明できないということは大変問題だと思います。今回、税務課のほうにいろいろお伺いしましたけども、答弁できないということでした。

議会の議決で条例がつくられたとしても、その時々で見直すことは大切なことだと思っております。いくら条例に決められているからといって一企業に数千万円から限度額 5,000 万円が交付されます。複数の企業になると 1 億円を超える予算が出ることになります。条例どおりだからといって執行部が安易に考えていたら、町民が困ることになります。企業立地奨励条例の優遇措置は、町民の税金を財源に補助金として交付されます。

そこで、その行為は、町民にとって公益性があることを執行部はしっかり証明しなければならないと思っています。平成 27 年度に条例改正があり、当初は、企業が来ないことを危惧して多額の補助金の制度を整備しましたが、今となっては、その補助金の金額が高鍋町の財政の負担になってはいないか、町民のためになっているのか、立ちどまって考えることが必要となりました。企業誘致の公益性を検討するには、雇用者の数や税収を目安にしている所が多いようです。そのため、今回、企業の実績を数字であらわすことが大切だと思っております。

そこで、サンプラス株式会社は、平成27年に条例改正がされ、初めて優遇制度を適用された最初の企業です。そのサンプラスが営業を開始して3年がたちました。この実績を参考に、企業誘致の成果を検証していきたいと考えております。まず、サンプラスは、工場と賃借料補助金942万5,000円、雇用促進奨励金180万円、企業立地補助金5,000万円、合わせて、総額は6,122万5,000円を補助金として受け取ります。まず、初めに、サンプラス株式会社の固定資産税の3年分の免除、そして、3年間の納税額を伺いたいと思います。税務課のほう、話はしていますよね。

○議長（青木 善明） 税務課長。

○税務課長（杉 英樹君） お答えします。

先ほど議員が御自分で言われたように、地方税法等の規定によりお答えすることはできません。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 本当に打ち合わせどおりなんですけれども、個人情報保護法や地方税法第22条ですね。公務員の守秘義務の関係上、答弁できないと聞いておりました。ですから、こちらで勝手に試算をさせていただきました。

サンプラスは、固定資産税の投資額が1億5,000万円と聞いております。単純に、固定資産税の評価額は半分として7,500万円。そして、税率が1.4%として、固定資産税の金額は約105万円となります。免除額はその3年分ですから、315万円ほどになります。補助された金額を合わせると6,437万円ほどになります。

サンプラスが高鍋町に納めた金額は実質どのようなものか、税金の税収も聞きたいんですが、それも答えられないということです。ですから、勝手に、再度、推測をいたします。サンプラスは、雇用者を雇用している施設なので、雇用者のほとんどが税金を払いません。そこで、固定資産税の150万円と法人税や町民税、全て合わせて200万円からの300万円の税収があるとして、それでも、やはり、高鍋町が補助をした6,122万円を回収するためには数十年かかると。20年から30年かかると。そういうような状況になります。

この多額の補助金を投資した誘致企業に対して、高鍋町が期待する、町民が期待するような貢献ができるのかどうか。非常に疑わしく思います。このことは、やはり、しっかり、補助金を交付する以上は、そのへんの回収して、どのような形で高鍋町に貢献できるのか。町民にそういう恩恵が来るのか、しっかり考えて、補助金の交付を考えなければならないと思っております。

それでは、サンプラス株式会社の新規雇用者、雇用状況、雇用の場を設けた成果はあるのか。障がい者の所得の向上の効果は見られたのか。雇用体系を伺います。障害者雇用施設であるA型の雇用者は町内で何人で、町外が何人か。そして、B型の雇用者は町内と町外で何人か。そして、職員数は全体で何人かというのと、高鍋町在住の方の人数を伺いま

す。お願いします。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） サンプラス株式会社における障がい者の就労支援の状況についてでございますが、これは5月末現在ということでございます。就労継続支援A型につきましては、町内の方が12名、町外の方が26名。就労継続支援B型につきましては、町内の方が7名、町外の方が18名というふうになっております。なお、全職員数につきましては24名と。そのうち、高鍋町在住者の職員の方が7名ということでございます。また、雇用されました障がい者の方々には、それぞれ賃金、工賃が支払われておりますので、所得の向上にはつながっているというふうに考えております。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） それでは、次の質問です。

サンプラス株式会社に多額の補助金を交付した費用対効果として、高鍋町の公益性、社会公共の利益をどのように考えるか。そして、追加の質問をしましたがけれども、誘致企業としてサンプラス株式会社が経済活動をされて3年たちました。どれほどの納税が実際にあり、高鍋町が支援した6,122万円の補助金を何年で回収する積算をしていたのか。そして、何年後に、高鍋町の税収の増加に貢献することを想定しているのか。納税額などの数字は執行部が持っておられるので、具体的に説明をよろしくお願いします。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） お答えする前に、御一つお聞きしておくことがあります。

サンプラス株式会社さんに訪問されたことはありますか。サンプラス株式会社に訪問されたことはございますか。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） ございません。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 企業理念を聞かれたことはございますか。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） ございません。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） お答えします。

サンプラス株式会社は、製造業分野での障害福祉サービス多機能型の事業所を運営されており、主に、自動車用部品の組み立て製造事業を通じて、障がいを持つ方々に広く雇用機会を提供されておられます。このような場所で働いておられる障がいを持つ方々は、それぞれ賃金、工賃が支払われておりますが、障がい者の就労支援では、単に所得が得られることだけが目的や効果ではなく、それまで、一般の事業所では働くことが困難であった方が福祉サービスとしての仕事ができることで、御本人の勤労意欲向上や社会の一員としての存在意識等お金にはかえ難い生きがいを感じていることにつながることで最大の効果

であると考えております。障がい者の社会的な自立の支援を継続して行う企業のあり方は公益に資するものであると思います。

また、私は、サンプラス様を訪問して、ノーマライゼーションとして、健常者と障がい者が非常に均一で働く。高鍋町にとって、これほどの、障がい者の福祉にとってすばらしい事業所であると、大きな感動を得ますので、ぜひ一度、見学されるといいかと思いますが、私は、企業の経営というのは、経営者をやった立場で、3つのポイントと1つの必要条件があります。

それは、まず、雇用、納税、そして、社会貢献、CSR。それから、事業の継続性。これが最も重要なポイントでございますね。そういう意味で、サンプラスさんは雇用の面、3年かけて、今は100人ぐらいになっておられます。どんどんふやしていかれて。今後の発展も見込まれると思いますし、納税も。行って社長さんに聞けば、具体的に話してもらえますので聞かれるといいと思います。

固定資産税3年免除です。固定資産税というのは、経営者をやっておられたことがあるんで御存じでしょうけども、大体、3年免税やったならば、そのあとの3年で大体返すことができます。それで、20年、30年にわたって、その建物施設があれば、ずっとあまり下がることのない固定資産税で払っていくものです。ですから、6年、7年目には、会社が設立されて返済、また、それ以上になると考えてください。

それから、納税においても、見事な経常利益を出しておられますので、納税も立派にしておられます。それから、社会貢献ですね。CSR。企業の社会的責任においては、障がい者の雇用というのは、私も経験ありますが、非常に大変です。あれだけの方を雇用されておる企業が高鍋にあるということだけでも誇りに思うべきだと思います。健常者と障がい者が、この地域で平等に生きていくということは非常に優れた、特異な賞賛すべき例だというふうに思います。

それと、廃墟になる可能性があった建物を、空き家を、工場を再利用して、しかも修理して、お金かけて、ああやって使っていただいているんですね。本当に素晴らしい地域への貢献をいただいていると思います。それから、継続性です。これが一番大事なんです、企業にとっては。企業の一番の命題は継続することです。サンプラスさんは、今後の計画もいろいろと話してくださります。20年、30年にわたって、この地域で社会貢献をしていただけます。

町は銀行じゃないんです。金貸して回収する場所でもありません。一番、今の時代で言われているのはCSR。企業の社会的責任ですね。そこをどれだけ貢献してくれるかというのが重要であると思います。公益性ということで、一番公益性がない会社。それは、産業企業の奨励条例を受けながら、奨励金、補助金、また、固定資産税が免税になりながら倒産する会社です。倒産させる経営者。これが、公益性がないというんです。そこを一番知っとかないといけません。我々は、奨励するというの、は推し薦める。推薦するというのは、その企業に、今後、長年にわたって社会貢献、地域貢献をしていただくというこ

となんです。倒産するような会社が一番よくないんです。そうでない会社のことを、名前を出して言われるということは、私は、サンプラスの社長に大変失礼なことだというふうに考えます。

以上です。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） やはり、補助金をもらった責任はありますよね。サンプラス株式会社は障がい者の雇用施設なので、高鍋町にとってそれだけで貢献していると。それだけでメリットがあるということは、安易な考えだと考えております。やはり、株式会社でありますから、あくまでも利益を追求する法人組織であり、社会福祉法人とは別の形態だと思っております。だからこそ、誘致企業の対象になったんだと思います。そのため、しかるべく公益性を出す証明をするべきだと思います。ただ単に、そうやって理屈で言われても、実際、どれだけ税金があつて、どれだけ貢献しているか。数字で出すことは、もう3年経営されて出ているわけですから、やはり、私は、この条例が、補助金の制度がちゃんと公益性が証明できることをこの質問で問うているわけです。

そして、先ほども言いましたけれども、社会福祉法人と同じような期待を持つべきではないと。そんな位置づけで考えるのは好ましくないと思っております。先ほども言いましたけれども、6,122万円を支出しているんですから、当然、やはり、公益性をちゃんと証明してほしい。そして、ましてや、福祉施設のぐらんま亭だとか、しろはと工房、うからの里などはそういう補助金を受けずに、しっかり活動をされております。ですから、そういうことを同じように考えてはいけないと思います。正しく公益性が出る判断をすることが大事だと思います。

そして、この条例の補助制度は、国や県からの予算は受けておらず、100%高鍋町の町費、予算で執行されています。高鍋町の予算で企業誘致することは、高鍋町に間違いなく成果をもたらす制度となっております。個人情報保護法や守秘義務があるからといって、町民にどのような恩恵があるのか。はっきり説明できないのはおかしいんじゃないかと思います。ですから、本当に多額の補助金を出していることをどうなっているか。しっかり説明していただきたいと思います。町民が納得されるように説明していただきたいと思います。

その補助金の正当性が証明できなければ、私は、議員として、やはり、この企業立地奨励条例の交付することを認めることはできないと思います。そうでなければ、企業の、そういった公益のない補助金支出は企業への利益供与とか、便宜供与に当たるものだと感じております。

○議長（青木 善明） 質問はないですか。

○5番（松岡 信博君） そうですね、それでは。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） うからの里は社会福祉法人です。しろはと工房はNPO法人です。

サンプラスさんは株式会社です。一番障がい者の数が多くて、積極的に成長しておられるのはサンプラス株式会社さんですね。私は、本当に誇りに思うぐらい素晴らしいことだと思います。

組織の仕組みが違うんで、国の補助あるいは県の補助、町の補助というのもありますけれども、そういうこととは違う形で地域に貢献しておられるわけで、利益供与という言い方もちょっとわけがわからなかったんですけど、利益供与という言い方をすれば、このところはサンプラス株式会社に限ったことではなくて、企業立地に関する補助金はインセンティブ効果ですよ。刺激とか、奨励するという意味でやるわけですから、利益を供与しているという言い方は、非常に理解しづらいものがあると思います。企業の設備投資や雇用創出が促せると見込んでいる。最終的には、補助金自体の回収を目的とした制度ではないということですね。

それに、個々の企業活動が地域にさまざまな好循環をもたらし、地域内経済の拡大につながることで、補助金の効果が最大に発揮されるものと考えております。企業の社会的責任というCSR。今の時代、そこですよ。納税とか、雇用。もちろん、これ大事です。しかし、どういう企業が地域や社会に貢献するかというのは、そういうものでははかれないものがたくさんあるということを理解していく必要があるんですね。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 私も、やっぱり、サンプラスさんにちょっと伺ったんですけど、社会福祉関係者の話によりますと、障害者就労施設A型とB型があるということで、A型は雇用するに当たり賃金の保障をするということです。最低賃金を保障するということです。B型に対しては、やはり、国から大きな補助金をいただいていると。それで、A型に対して、A型で雇用の採用を募集をして、B型で雇用をするというような状況もあるというふうに聞いております。ですから、そういうことで考えたら、利益を優先するのかなというふうに考えております。それで、私が言いたいのは、高鍋町民にどのような公益性を考えるかということになんです。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） B型で採用しているということですか。ちょっと意味がわからないんですけど。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） A型で採用募集をして、結果的にはB型で採用するというような話も伺っております。

○議長（青木 善明） 暫時休憩します。

午後2時20分休憩

.....

午後2時22分再開

○議長（青木 善明） 再開します。5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） では、質問いたします。

長年にわたり設備投資の増設により、固定資産税の免除を繰り返している企業が3社あります。高鍋町を代表する会社で、宝酒造株式会社と株式会社黒木本店、そして、南九州化学株式会社です。今まで、固定資産税の免除を受けてきて、金額を伺おうとしましたが、やはり、個人情報保護法や守秘義務のため聞くことができません。

そこで、平成20年度から平成30年度にかけて、固定資産税の免除の総合計を税務課に伺いました。事前に伺いました。免除額が4,355万1,300円。それを33回に分けて免除をしたと。平均すると、1回につき130万円になります。そして、固定資産税の免除を受けた企業が10年間にわたり33回で納めた総額が2億9,000万円と伺いました。それでよろしいでしょうか。税務課長に確認です。

○議長（青木 善明） 税務課長。

○税務課長（杉 英樹君） 今、20年から30年と言われましたけど、21年から30年の10年間ですね。33回というのが、延べ33社の間違いだと思います。言われた数字につきまして平均すると、1社で130万円程度。10年間で、その関係企業が納めた額が2億9,500万円程度ということになっている数字には間違いはないです。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） この質問の目的は、高鍋町を代表する企業3社が、工場の増設を繰り返すたびに、長年、固定資産税の免除を受けてきました。それが、平成27年度に条例改正が行われ、町内企業の設備投資の増設に企業立地補助金の限度額5,000万円の交付ができるようになりました。

平成元年から平成31年度にかけて増設を繰り返すたびに固定資産税の免除を繰り返してきた企業が、増設に対して、また、多額の補助金を受けると。支出をせないかんということが、本当に高鍋町のためになるのか。今までの免除金額を調べたいということで伺いました。ですが、また、先ほどありましたように、守秘義務で税額が教えてもらえません。そのため、はっきりと数字が出ないため、私としてもふさわしくはないと思いますが、今までの免除をされた期間、平成21年度から30年度の期間を想定して、金額を推測してみます。

宝酒造株式会社は、平成元年から平成10年度にかけて、2回の設備投資の増設を行い、6回の固定資産税の免除を受けております。そして、平成20年から30年にかけて2度の増設を行い、6回の免除を受けています。そして、平成10年から20年にかけて、地域政策課に10年間の記録がないということで、全く推測になりますが、恐らく、10年前後の10年間と同じペースで増設が行われたと考えて、よって、平成元年から30年にかけて18回の固定資産税の免除が行われたと推測します。

ですから、そして、その平均。18回の固定資産税の免除が行われて、その平均130万円を掛けたら、30年間の免除総額が2,340万円です。また、黒木本店も同じように、平成元年から、ことし、今、申請中です。平成33年にかけて判断すると、宝

酒造と全く同じ6回の増設があったと判断できます。18回の免除回数になります。ですから、宝酒造と同じ金額の2,340万円。南九州化学株式会社は、平成元年から平成10年にかけて2度の増設をしております。そして、6回の免除を受けて。そして、20年から30年にかけては、1度の増設をして3回の免除を受けています。10年から20年にかけての記録ない分は1回とみなして、30年にかけて12回の免除があったとして、30年間の固定資産税免除の推定金額を約1,560万円。非常に乱暴な数字ですが、そういうデータを出してもらえないものですから、そういった推定になってしまいます。

でも、この3社は事業規模が大きいので、1回につき200万円の免除だと考えたら3,600万円と2,400万円になります。これはあくまでも推定に過ぎませんが、多年度に、長年、固定資産税の免除を繰り返した企業に、また、今の条例では、限度額5,000万円の補助金を出すということになります。ですから、本当に、それが正しいものかどうか、やはり、私としてはいかなものかなと考えております。そして、また、今現在、宝酒造も黒木本店と同じように増設をやっておりますので、倉庫か、工場か。また申請が出てくると思います。この金額に納得がいけない場合は、また、町長は当事者ですので、数字を明らかにしてもらえればありがたいと思います。

それでは、今後、多額の補助金を交付するに当たり、優遇措置を受ける企業の具体的な費用対効果をどのように試算しているか。補助金回収の積算根拠をどのように考えているのか、伺います。まずは、井上商店の企業立地補助金の金額と雇用奨励金の金額、補助金の金額。そして、回収する積算根拠をお願いします。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） お答えいたします。

株式会社井上商店に対しましては、企業立地補助金5,000万円が交付されております。雇用促進奨励金につきましては、まだ交付申請がなされておられませんので、金額が確定していません。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） それでは、デイリーマームママンマルシェ。同じように、奨励金と補助金の金額をお願いします。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） お答えいたします。

株式会社デイリーマームに対しましては、企業立地補助金5,000万円、雇用促進奨励金については、まだ、交付申請がなされておられませんので、金額のほうは確定していません。

以上です。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 南薩食鳥株式会社、企業立地補助金、雇用奨励金をお伺いします。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 南薩食鳥株式会社でございますけれども、そちらからの交付申請が、まだなされておられません。そのため、その補助金額と奨励金額については、現時点におきましては確定しておられません。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 確定しておられませんと言われますけれども、実際、もう、数字は出ております。井上商店が、合計で5,180万円、デイリーマームマママルシェが5,900万円、南薩食鳥株式会社が、合計で5,450万円、キャノン株式会社が6,000万円。この5社の補助金総額が2億8,650万円となります。

これは、先ほどありました平成21年度から30年にかけて、企業立地指定企業が33回に分けて納めた金額と同じ金額になります。これほどの補助金を出して、そして、キャノンにインフラ整備14億6,000万円、合わせたら17億4,000万円。それだけのお金を出して、企業誘致の補助金、そういう活動していますけれども、本当にそれが町民のためになるのか。一応、しっかり説明をしていただきたいと思います。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 先ほど申し上げましたとおり、企業立地に関する補助金は、そのインセンティブ効果です。刺激をする、あるいは、奨励という意味ですよね。奨励する効果です。よって、企業の設備投資や雇用創出を促していることを目的として創設しており、最終的な補助金自体を回収するような性格のものではございません。企業の立地が進むことで、経済だけでなく、さまざまな分野に波及効果が生まれることを目的としている施策でございます。また、補助金というのは、農業にも、また、小さな商店にもしておりますけれども、全てインセンティブ効果、奨励するもので、回収するためのものではございません。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） それでは、企業立地審議会では固定資産税の免除の金額を、黒木本店が3年間で640万円ということが、今回、申請されたと聞いております。そういった公表は、私、今回、つくづく感じたんですけど、個人情報保護法で伝えることができませんとか、地方税法第22条、地方公務員法34条。そういうことを言われて情報を公開できないと言っているのに、企業立地審議会ではそういう公開をされています。それというのは、個人情報保護法に当たるんじゃないかと。そういうのは、職員が審議するためには必要な情報を伝えるんだけど、それがその法律に抵触するということを、今回、感じましたので、それは条例の中に、そういった補助金制度を、固定資産税の免除だとか、そういった金額は公表しても問題ないと。そういうことを条例の中にうたわなければいけないんじゃないかなと、そういうふうに思うんですが、どういうふうに考えますか。

○議長（青木 善明） 税務課長。

○税務課長（杉 英樹君） 今言われた分に該当することにはなるかと思いますが、まず、地方税法上でだめと言っているものというのは、平成13年、大阪のほうの高裁のほうの判決でも出ておりますけど、公表できないとなっております。要するに、法令上でだめというものを条例でうたうこと自体がもう法律違反になりますので、そのことを条例上にうたうことはできないというふうに解釈しておりますし、今言われた奨励審議会の中で、税額ということで出ているということをおっしゃられましたけども、当課のほうで事前に算出して、税額を確定して表示しているものはないですので、もし、それっぽい数字が出ているのであれば、大体、推定でおよそこれくらいだろうということで話をされているんじゃないかというふうに考えております。

事前に、うちのほうも審議会のほうの担当部署にも確認しましたが、うちのほうで打ち合わせをして税額として表示しているものでもありませんので、あくまで一般的な例としてこの程度というような表現をされていると思います。注意事項としても、一人歩きをしたりするので、そういう金額というのは、今までの議会の中でも答弁もずっとさせてもらっているものであります。

以上です。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） どの市町村に、このような、そんな条文を追加している所があるのでしょうか。私としましては、企業立地奨励条例について、現時点で、追加条文を加えるような、そのようなことは考えておりません。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） これは、県の税務局、固定資産税課のほうに確認して、どうしても補助金の交付。それだけ多額の補助金を交付する効果、証明するために、固定資産税の免除だとか、税収を調べたいということで県のほうに問い合わせたら、それは今公表していませんと。

しかし、条例のほうにその個人情報保護法とか守秘義務の範囲としないという条文をつけ加えれば公表ができますというふうに話がありましたので、税額を公表しなければ町民にとってやはりどういった公益があるのかははっきりしないと、それやっぱりはっきりさせるのが議員の役目だし執行部の責任だろうと思ひまして、そういった条文に入れたほうがいいということで提案して伺ったところです。

やはり、漠然と雇用が生まれる税収が上がると言われても、本当にどれぐらい上がっているのか町民に示さないとそれはわかりませんので、これだけ大きなお金が、17億円ものお金がやはり出されているのですから、当然町民の予算に影響が来ることはもう目に見えています。ですから、それをしっかり証明してもらいたいと思っています。そのためそういう提案をいたしました。

ましてや、今税務課長が言われましたけれども、その推定額というのは地域政策課が出

したと今言われましたけれども、本当にこういった形で出されたのか伺いたいと思います。
推定額の積算方法をお願いします。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長、お答えいたします。

先ほど税務課長がお答えしましたとおり、一般的にこうやって積算と言われているものを用いて、私どもの担当のほうで積算させていただいたものでございます。審議会の場におきましても、あくまでもあの数字は私どもの税務当局の税務担当の積算ではなく、私どもの担当職員が一般的な計算手法を用いて積算したもの、計画書に基づく投資額に基づいて、その一般的な計算方法について積算したものということでございます。

そちらにつきまして、そういうわけでございます。しかも計画書に基づくということで、実際にそうなされたものに対して計算をしたといういうものでもございませんし、税務担当におきまして積算したものでもございません。

そのために委員の皆様からのお尋ねに基づきましてお示しした数字につきましては、その際にその旨お伝えして、そういうあくまでも概算も概算、つかみと言ってもいいような数字ということでお示しして、そういった数字であるから余り、しっかりとして640万円という数字がひとり歩きしないように私どもとしては数字のほうは慎重にお取り扱い願いたいということでお示しした数字でございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 税務課長。

○税務課長（杉 英樹君） 税務課長。先ほど言われた分の県の総務部市町村課に聞かれて、その後税務課のほうに聞かれたというお話がありました。当税務課のほうでも県の税務課のほうに確認をとらせていただきました。

一般的なことでということで問い合わせをされたようにお聞きしましたが、内容につきまして要は条例等にうたうことができれば公表することも可能かもしれませんねという答えはしたと。だから、それがうたえるものとは答弁していないと、いわゆる回答はしていないということを県のほうから伺っております。

先ほどの地域政策課の課長のほうで言いましたけど、税額自体が要するに箱物であれば当然できていないと評価もできませんので、税額は明らかに全然違ったものになってくるというふうに解釈をしております。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。では、企業立地審議会でそういういい加減な金額で審査をしたということでしょうか。全然違うと、実際のと違うということであれば。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。私どもいい加減な数字という認識で委員の皆様にお示ししたものではありません。先ほどからたびたび申し上げておりますとおり、投資額は計画書に基づく投資額が示されております。

それにつきまして、担当のレベルにおいて一般的な固定資産税の額の積算方法というのが示されている。それに基づいて算定いたしましたということで委員の皆様にはその旨お伝えして、委員の皆様にご納得いただいて御了承いただいた数字でございますので、いい加減な数字というものではございません。

以上です。

○議長（青木 善明） 5 番、松岡信博議員。

○5 番（松岡 信博君） 5 番。それでは伺います。その推定額は、固定資産税額とどれぐらいの差があると考えられますか。

○議長（青木 善明） 税務課長。

○税務課長（杉 英樹君） 税務課長。どれぐらいの差と言われましても、要するに建っている建物であれば素材、要するに建築資材等違いますので一概には何とも言えません。その担当レベルでしている、一般的に知られている固定資産税 1.4 % ですと。投資額からの割戻からで税率掛けられていますので、税務課のほうで計算する場合は実際に上がった結果に基づいてということになります。

一般的な工場とかそういうものとは違いますけど、一般の住宅であれば実際の家屋のほうに払われる金額が 2,000 万円程度だったとしますと、大体それのおおむね 55 % から 60 % ぐらいが評価額のもとになる数字になります。

当然、土地においては土地の路線価とかそういうものも変わります。機械におきましては機械の種類、耐用年数で評価変わってきますので、それぞれにおいて算出をすると。審議会等においては、全体の投資額からの割戻なので比較ができるものとは考えておりません。

○議長（青木 善明） 5 番、松岡信博議員。

○5 番（松岡 信博君） 5 番。来年 1 月ですかね、固定資産税の評価が決まるちゅうか登録をするという、まいとし 1 月だったですかね。そのときに金額がやはりはっきりわかるかもしれませんので、黒木本店の免除額が幾らか、そしてその今の推定額と比較してどれぐらいの差があるのか、そういうのでやはりその算定額がどのような位置づけをしているのか、どうでしょうか。どの辺の差があれば、差をやはり本物の数字と見られるのか算定金額と考えるのか、どれぐらいの差とすればいいかお伺いします。

○議長（青木 善明） 税務課長。

○税務課長（杉 英樹君） 税務課長。固定資産税の課税の基準が 1 月 1 日、賦課期日ですね。課税台帳登録が 3 月の末日と。その上で縦覧を行いまして課税の納付書の通知をするということになります。今言われたその差については、当然答えてしまいますと当時の審議会の推計数字からの差というところで個人を特定されます。個人というかその税額等の特定になります。

先ほども申しましたが、地方税法上でだめだと言っているものを出せるという根拠は何もないですので、出すつもりもございません。

○議長（青木 善明） 5 番、松岡信博議員。

○5 番（松岡 信博君） それでは、地域政策課の数字であれば公表できるということですね。だから、今度から公表してください。

以上で終わります。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。公表できる、審議会の中で審議員の皆様様の求めに応じて出した数字でございまして、たびたび申し上げておりますとおり概算も概算の数字で、こういった形で何と申しますか、議論の焦点になるような数字として取り上げられる、つまりひとり歩きするようなことがあってはいけませんので、その数字の取り扱いには慎重を期していただきますようお願いいたしますと申し上げたものでございます。

○議長（青木 善明） これで、松岡信博議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。午後 2 時 5 5 分から再開いたします。

午後 2 時 45 分休憩

.....

午後 2 時 55 分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

.....

日程第 1. 一般質問

○議長（青木 善明） 次に、7 番、黒木博行議員の質問を許します。

○7 番（黒木 博行君） 7 番、黒木博行でございます。まず本日傍聴に来られた皆様に御礼申し上げます。議会を傍聴していただいた中で、皆様の御意見をいただき、また本日傍聴に来ていない多くの町民の皆様に 6 月の議会の内容等を伝えていただければありがたいと思っております。では、只今より通告書に従い行政に対する一般質問を行います。

まず、耕作放棄地解消の取り組みについての中の、耕作放棄地について、現在どのような取り組みを行っているのをお伺いいたします。次に、移住定住の取り組みについての中の、現在どのような取り組みをしているのか、また、現在行っているどのような施策が移住定住につながってくると考えられているかをお伺いいたします。

壇上より以上の質問をさせていただき、後の質問は発言席にて、次に申し上げる順番でやらせていただきます。

耕作放棄地解消の取り組みについての中の、何が原因で耕作放棄地になるのか。

次の、耕作放棄地を減らすため、また再利用するためにどのような取り組みを行えばよいと考えるか。

次に、耕作放棄地解消の今後の取り組みについて。

次に、移住定住の取り組みについての中の、どのような取り組みをすれば定住人口がふえると考えるか。

次に、今後どのように取り組んでいくのか、また取り組んでいこうと考えるか。

発言席からは質問は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

現在の本町における移住定住に関する取り組みについてでございますが、都市部で開催される移住相談会への参加やお試し滞在住宅の設置運営、移住定住サポーター制度の導入を行っているところでございます。

これらの取り組みを進めることで、本町のPRや移住につながる情報の提供、本町での生活を実際に体験する機会の提供などが可能となり、移住を検討される方にとってより現実的な判断材料となることが移住定住の決断につながっていくものと考えております。

○議長（青木 善明） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（坂本 弘志君） 農業委員会会長。お答えいたします。農業委員会では、農業委員、農地利用最適化推進委員によるパトロールを随時行うとともに、農地相談員1名を雇用し農地の巡回、農地に関する相談を行い、耕作放棄地の発生の防止及び解消に努めております。また平成27年度から30年度まで国からの交付金を活用し、4.7ヘクタールの耕作放棄地を再生利用しております。

以上です。

○議長（青木 善明） 7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） まず今言われました4.7ヘクタールの耕作放棄地を再生利用しているということですが、どのような再生利用になるんですかね。

○議長（青木 善明） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（飯干 雄司君） 農業委員会事務局長。お答えいたします。雑木等が生育し、農地として利用できない状況にあります農地5カ所について重機等を入れまして整備し、農地として再生利用しているものでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） 7番。耕作放棄地になる原因としては、もうこれ当然誰でもわかっていらっしゃると思いますが農家の高齢化、後継者不足のほかにも大きな原因があり、このままで今後耕作放棄地がふえるのではと考えていますが、何が原因で耕作放棄地になるのかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（飯干 雄司君） 農業委員会事務局長。耕作放棄地となる原因につきましては、今議員がおっしゃられたとおりではございますが、農業を営む方の高齢化、後継者がいないなどの人的要因に加え、農地が狭く非効率的である、かんがい設備が整備されていない、日当たりが悪いなど土地に関する要因も大きいものと思われれます。

○議長（青木 善明） 7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） 30年前とか20年前、10年前、5年前ぐらいと比べて、耕作放棄地は件数また全体面積でどのように推移しているのかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（飯干 雄司君） 農業委員会事務局長。過去の耕作放棄地の推移についてでございますが、公表されている農林業センサスのデータでお答えさせていただきます。

農業を営まれている方及び農地を所有している非農家の方の合算した数値についてでございますが、2005年移行しかデータがございませんが、それによりますと14年前2005年、平成17年が99ヘクタール、2010年が94ヘクタール、2015年が80ヘクタールと推移しております。

農業を営まれている方のみの数値につきましては、24年前1995年、平成7年が32ヘクタール、2005年が46ヘクタール、2010年が40ヘクタール、2015年が39ヘクタールとなっております。

○議長（青木 善明） 7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） ふえつつあるということですね。前回平成31年の1回の定例会の中村議員の一般質問の中で、今後集計を細分化し状況集約に努めるとともに、非農地の判断基準を満たす農地については、分断された農地にかかわらず、今後2年以内をめどに非農地判断を実施してまいりたいと考えておると農業委員会会長が答弁されておりました。

また農業委員会前事務局長も、農地非農地の判断につきましては事前に情報をしっかり確認することが必要となり、時間と労力を要するというので今進んでいない状況ですと。しかしながらこのまま非農地判断すべきものを残しておく、農業委員会といたしましても農地管理上よくないので、対象農地を一筆ごとに慎重に調査確認を行いまして、今後2年以内をめどに非農地判断を実施してまいりたいというふうに考えていると答弁されておりますが、あれから今現在に至ってどのような動きがあったのかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（飯干 雄司君） 農業委員会事務局長。平成31年第1回定例会の一般質問に対する答弁で、今後2年以内をめどに非農地判断を実施してまいりたいと答えておりますが、その後農業委員及び農地利用最適化推進委員に非農地判断のための調査を今後進めていく旨の確認を行い、現在農地相談員による事前の対象地調査を行っているところでございます。

○議長（青木 善明） 7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） 現在の町内の農地のうち、白地と青地の割合はどうなっているのか。またその中で、白地と青地であった農地のうちどのくらいの面積が耕作放棄地になっているのかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（飯干 雄司君） 農業委員会事務局長。まず農地についてでございますが、町内の農地は農業の振興を図ることが適当な地域として農業振興地域の整備に関する法律に基づき、都道府県知事が指定した地域である農業振興地域内にある農地とそれ以外の農地がございます。

さらに、農業振興地域内の農地は農業上の利用を確保するため農地転用や開発行為が制限され、農業用途以外への転換が原則として禁止される農用地区域内いわゆる青地の農地と、農用地区域外いわゆる白地の農地に区分されます。

高鍋町内の農地 1,621ヘクタールのうち、青地の農地が83%を占め1,349ヘクタール、白地の農地が13%で212ヘクタール、農業振興地域外の農地が4%で60ヘクタールとなっております。耕作放棄地につきましては、青地の農地のうち43ヘクタール、白地の農地のうち7ヘクタール、農業振興地域外の農地のうち24ヘクタールが耕作放棄地となっております。

以上です。

○議長（青木 善明） 7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） 今お聞きしますと青地のほうが多いんですが、当然ですけども、耕作放棄地になるのは白地のほうが青地より転用しやすいので非農地判断は白地のほうがしやすいのですか、それとも白地と青地のうち耕作放棄地が多いのはどちらかということで、白地青地の線引きはまたどこでどのようにするのか、白地青地は耕作放棄地に余り関係ないのかをちょっとお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（飯干 雄司君） 農業委員会事務局長。非農地判断につきましては農地の現況に基づいて行いますので、白地青地のどちらがしやすいということはございません。

白地と青地で耕作放棄地が多いのはどちらかという御質問でございますが、白地の農地のうち3.4%、青地の農地につきましては3.1%が耕作放棄地となっておりますので、割合で申しますと白地の農地と青地の農地の耕作放棄地の割合は大きな差はございません。

白地青地の耕作放棄地との関係につきましては、白地であること青地であることというよりもその農地の場所、面積などの条件がいいか悪いかということのほうが影響が大きいのではないかと思います。

以上です。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 今の質問ですね、白地青地の線引きの部分についてお答えしたいと思います。

先ほど農業委員会事務局長がお答えしましたとおり、青地とは農業振興地域内の農用地区域のことを指し、白地とは農業振興地域の中ではありますけども農用地区域でない部分のことを指すものでございます。つまり白地青地の線引きとは、農業振興地内においてど

のように農用地区域を設定しているのかということになります。

農業振興地域は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき都道府県知事が指定した地域となります。これを受けまして、市町村は農業振興地域整備計画を定め、さらにこの計画にぶら下がる農用地利用計画において、今後農業上の利用を確保すべき土地の区域として農用地区域を設定することとなっております。

具体的には集団的に存在する農用地で、おおむね10ヘクタール以上のもの、土地改良事業が施された区域2ヘクタール以上の農業用施設用地などを農用地区域として設定することとなっているところでございます。

なお、農用地区域内の土地は農地、採草放牧地、農業用施設用地などの農業用の用途区分が定められることとなっております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） 白地と青地のことはよくわかりました。非農地判断は、ではどのような状態で、また何を基準にしていくのかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（飯干 雄司君） 農業委員会事務局長。非農地判断につきましては、人力、農業用機械では耕起、整地ができない土地であって、農業的利用を図るための基盤整備事業などが計画されていない土地について、土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難であること、またはその土地の周囲の状況から見て、農地として復元したとしても継続的に利用することができないと見込まれる場合は、農地法第2条第1項に定める農地ではないいわゆる非農地であるという判断をすることとなります。

非農地判断の基準につきましては、農林水産省経営局長から通知がございました耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断基準等についてに基づき行っております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） 先ほども申し上げましたが、農業従事者の高齢化、後継者不足などで、例えば畑地かんがい排水事業の区画整理されたところが耕作放棄地になった場合はどのように対応されるのか。土地改良事業の総事業費は国の負担であっても農家負担ではないので、やむなくこれやめることになった場合どのようなことになるのか、それをお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（飯干 雄司君） 農業委員会事務局長。土地改良事業が行われた農地が耕作放棄地となった場合についてでございますが、ほかの耕作放棄地と同様あっせん事業や農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積を図るとともに、土地改良区、農協、県と連携を図り、耕作放棄地の早期解消に努めてまいります。

やむなく離農される場合の土地改良事業の負担金については、担い手への集積を図った際、農地の譲受人または借受人となった担い手の方の今後の営農に支障が生じないよう、関係機関との調整が必要と考えております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） 7番。ずっと続けてお伺いしたのは、耕作放棄地に関しましては確かにその取り扱いがしにくい土地も含めてあると思いますけども、今後このような高齢化が続くと非常に耕作放棄地がふえるんじゃないかと。その対応策を話をしたくてずっとお聞きしたんですが、耕作放棄地の対応策として、ひとつ農業法人化していくことがいいのではないかと考えております。

法人にすれば農地の利用集積は、私これ知らなかったんですけどブロックローテーション、田畑転換の事業体であります、これにより団地化で効率的な作業化もできるので、高齢者や女性が多く参加できます。また作業体系にもつながりが、多くの人が農業に従事しやすくなれば農業従事者もふえて耕作放棄地の解消にもつながると考えますが、農業法人を耕作放棄地解消としてどのように考えられているかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（飯干 雄司君） 農業委員会事務局長。お答えいたします。農業経営の法人化により、農地の利用集積を図ることは耕作放棄地の解消のために非常に有効な手段と考えております。

今後地域の高齢化がますます進展し、新たなる耕作放棄地の発生が懸念される中、地域の農地をどのように有効活用するか、地域の中の話し合いから農地の集積、有効活用につながった例もございますので、農業委員会といたしましても規模拡大を考えている法人を含めてあっせん事業や農地中間管理機構を活用するなど、あらゆる方策を検討しながら耕作放棄地の解消に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） 7番。農業法人の件に関しましては、本当はもうちょっと突っ込んで話聞きたかったんですが、今回の一般質問で日高議員が通告書により質問内容を提起しております。重複すると思いますので、あとは日高議員のほうで別の角度から質問、提案等もあると思いますので、耕作放棄地解消の質問はこれで終わらせていただきますが、私のこれ意見としては、全体的な土地活用の方向づけをきちんと考え進んでいかないと耕作放棄地の解消は難しく、耕作放棄地がふえていくのではというふうに考えております。

次に、移住定住の取り組みについてお伺いいたします。

29年の6月議会において定住促進についての一般質問をさせていただきましたが、町長の答弁にて、移住定住促進あわせて施策方針に基づく産業振興、あるいは福祉、子育て、教育、住環境の整備も重点施策としながら、人口減少の抑制に取り組んでいきたいという

ことでした。

また前政策推進課課長の答弁では、雇用創出、所得向上で、企業誘致、新規就農者支援、地場産品の付加価値向上事業などをそれぞれの分野ごとに取り組みを進めているということでしたが、現在その取り組みがどのように進みどのような結果が出ているかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。まず企業誘致の取り組みにつきましては、御承知のとおり近年は多様な業種の複数の企業立地が実現しておりまして、雇用機会の拡大につながっているものというふうに考えているところでございます。

また、地場産品の付加価値向上事業でございますけれども、こちらこの事業に参画いただいております町内事業者の皆様が一体となりまして、まんぷくTAKANABEという名称のブランドの構築に取り組んでいただいております、新商品の開発ですとか販売促進活動等が段階的に進んできている状況であるというふうに考えております。

以上でございます。

○7番（黒木 博行君） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。新規就農者への支援の部分についてお答えさせていただきます。

平成28年度から高鍋町新規就農者支援事業を創設し、町内に居住し新規就農から5年目までの方を対象に、農業用機械や農業用施設の取得費用の2分の1を補助することとしております。

また、町内にございます宮崎県農業大学校では宮崎農業実践塾が開催されておりまして、受講者の多くは農業次世代人材投資事業により資金が交付され、新規就農を目指しやすい環境が整備されております。この実践塾を受講され、県外から本町に移住し就農された方が2組4名おられます。

以上です。

○議長（青木 善明） 7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） 周知のとおり企業誘致も順調に進んでおりますし、新規就農者支援に関しても非常に力を入れていらっしゃるということで非常によいことだと思いますが、ただ高鍋町にだけ限らずどの自治体においても人口減少、少子化高齢化により人口減少にこれ歯どめがきかなくなっている状態になってきているというふうに思っております。

活力ある地域社会を維持していくためには、人口減少を防ぐ手だてを考え、人口がふえないにしても現状を維持していくため、人口減少を緩やかにするためにどのようなことに行政として取り組んでいこうと考えているのか、再度お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。人口減少対策の取り組みについてでございますが、議員のおっしゃるとおり日本全体が人口減少社会に突入している現状、本町においても例外では

なく、これは今後も避けて通ることができない事実であると認識しております。

そのような中、近年は関係人口という新たな人の動きも提唱されております。関係人口の考え方に基づきますと、今後の移住定住施策を進めていくに当たって、大切となるのは本町にかかわろうと思う人財をいかにして確保していくかという点に着目する必要があり、これまでのような人口論だけに終始するのではなく、地域に継続的にかかわる関係人口の考え方と誰でも活躍できる基盤づくりや人を育てる視点をさらに取り入れながら、人口減少社会においても持続可能な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（青木 善明） 7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） 7番。以前町長が申し上げられた中で、近隣での人口の取り合いというよりも中央から結局多くの人に移住してくればいいということをおっしゃっていました。その中で、この地域に断続的にかかわる関係人口、この関係人口というのはどのような例があるのかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。まず関係人口とはというところでございますけれども、まず関係人口とは移住によります定住人口でもございません。観光にきた交流人口でもございません。地域と多様にかかわる人々を指す用語として用いられているところでございます。

地方が直面している人口減少、高齢化による地域の担い手不足という課題に対しまして、若者を中心として変化を生み出す人材が地域に入り始めております。この関係人口と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されているところでございます。

総務省の関係人口ポータルサイトというのございますんですけども、そちらでは関係人口の取り組みとしまして、一つ目、その地域にルーツがあるもの等を対象に関係人口を募る仕組みを設け、地域と継続的なつながりを持つ機会を提供する取り組みと。二つ目、ふるさと納税の寄附者に対して地域と継続的なつながりを持つ機会を提供する取り組み、三つ目、スキルや知見を有する都市部の人材等が、地域において地方公共団体と共同して実践活動等に取り組むことなどにより、都市部で暮らしながら地域課題の解決等に継続的にかかわるきっかけを提供する取り組みなどと示されております。

本町としての事例を当てはめますと、例えば近畿地区でございますとか関東地区などで町人会を運営してあったり、会員として活動させていただいている方々や、ふるさと納税を通して本町への御支援をいただいている寄附者、本町への立地をきっかけに、行政と共同しながらビジネスを通じて地域課題の解決に向けた取り組みを進めていこうとされている企業でございますとかその社員の方々並びに協業される企業等は、本町の関係人口として捉えることができるというふうに考えております。

○議長（青木 善明） 7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） これは私の考えなんですが、移住定住人口の拡大に向けた施策の方向性というんですかね、本町のこれは関係部署がそれぞれの役割を認知し一体とならな

いと、移住定住促進施策の取り組みをこれ今以上に明確にしなければいけないのではないかと考えておりますが、行政としてはどのようにこの件を考えられているかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。移住定住施策に限らず、これからの行政運営におけるさまざまな施策の取り組みに関しましては、これまで以上に議員のおっしゃるとおり関係部署の連携と方向性の全体の共有が不可欠であると考えております。

○議長（青木 善明） 7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） これちょっとお聞きしたいんですが、現状のままの対応で高鍋町のこの10年後20年後、その先の50年後、将来の人口のシミュレーションをどのように想定しているのかをお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長、お答えいたします。本町の人口シミュレーションについてでございますけれども、平成27年10月に策定いたしました高鍋町人口ビジョンというのございます。そちらでは2040年の総人口は1万7,195人で、2060年にはそれが1万3,700人という将来推計値を公表しているところでございます。

○議長（青木 善明） 7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） 将来にわたっては、これ人口減は避けられないというふうに考えておりますが、やはりこの先人口減が続きますといろんなことに影響を及ぼしますので、いろんな手だてを使ってできるだけ人口減が発生しないように考えていただきたいというふうにも思っておりますが、ただ、どのような自治体においても移住定住促進について支援制度を考え実行していると考えておりますが、どのようなことをポイントに上げて支援していけばいい結果が出るというふうにお考えかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。本町としての移住定住促進支援のポイントについてでございますけれども、現在は転出超過の大きい20歳代から30歳代の年齢層に向けた支援の強化が必要であるというふうに考えております。

そのような層に向けました移住定住促進支援の取り組みとしまして、国や県などの施策を活用しながら町独自の求人サイトの構築を行いまして仕事の確保支援に取り組むほか、移住定住サポーターの充実などを図りまして、ソフト面での支援を強化してまいりたいというふうに考えております。

○議長（青木 善明） 7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） すぐすぐにお答えいただけないでしょうけど、町独自のサイトとか移住定住のサポート充実ということをおっしゃっておりますが、これいつぐらいから取り組まれようというふうに考えているかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。移住定住のサポーターにつきましては、今運営をさせていただいているところございまして、もう一つのその求人サイトの構築でございますけれども、現在夏ごろの正式リリースを目指してその構築作業を行っているところでございます。

公開後には、登録企業数を順次拡大していきながら、本町への移住を検討し仕事を探される方を初め町内在住者にも幅広く企業情報、求人情報を提供できるウェブサイトとしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（青木 善明） 7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） 今回、移住定住促進支援制度の件で熊本の天草に行政視察に行ってきましたが、天草は住まい支援、暮らし支援、仕事支援、情報の発信を柱としての支援策を打ち出しておりました。

その中の暮らしの支援の中で、移住定住のサポートセンターを設置しコーディネーター2名を配置しておりました。コーディネーターの仕事として、移住希望者からの相談対応、次に空き家の紹介、案内、相談、次に就農就業などの仕事のアドバイス、次に、空き家物件の登録交渉、次に暮らしの情報発信、次に首都圏の相談会での相談対応ということでした。サポートセンターとして場所を設置して、開放時間は平日の午前9時から午後5時で、問い合わせ先として地域振興課定住促進係となっております。

コーディネーター2名は、行政視察の説明でもありましたが移住経験者で、自分たちの移住体験をもとに移住者の意向に沿って対応しているとのことでありました。やはり移住定住の促進を本気で考えていらっしゃると思いますが、本気で考えるのであればこのような形で移住定住の相談窓口をつくり、コーディネーターを置くことで本気で移住者受け入れに力入れている自治体だと移住希望者に思ってもらえることができ、安心して移住していただけるのではないかと考えておりますが、執行部としてはどのように思われるかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。移住定住サポートセンターの設置でございますとかコーディネーターの配置についてでございますけれども、現時点では限られた職員体制の中で県の移住相談窓口等とも連携を図りながら、本町への移住相談等について対応を行っているところでございます。

今後は、国の地方創生推進交付金を活用しましたわくわく地方生活実現パッケージにおきまして、県が設置する予定の移住定住コーディネーターの活動状況でございますとか、県の独自事業であります、ひなた暮らし実現応援事業による移住定住促進施策の詳細が把握できた段階で、役割の明確化でございますとか財源の確保などを含めて総合的に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（青木 善明） 7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） ちょうどそういう時期にかかってきたのかなと思いますのが、今申し上げられたひなた暮らし実現応援事業ですかね、これにつきましては一応移住者に支援金を出すとか、わくわくひなた暮らし実現応援事業では、国の制度を利用し東京圏からの移住者が県が選定した企業に就業した場合に最大100万円を国、県、市町村が負担して支給と。

先ほど中村議員が聞かれましたが、まさにこの案件とつながりますが、本県独自の取り組みとして県と市町村で東京圏以外からの移住者にも同額を支給すると。中山間地に呼び込むためには個人事業主に雇われたり、先ほど中村議員からもありました開業したりした場合も支給するというふうになっておりますので、このタイミングで力を入れていただくと非常にいいのかなというふうに考えております。

ほかにも暮らし支援の中で、実を言うと移住者の会ということで別名セカンドライフネットワークとして、毎年6月、11月の年2回、移住してきた方の情報交換や近況報告などを目的に移住者の交流会を開催し、地域のルールなど、先輩移住者から聞くこともでき、新しく移住してきた方のネットワークづくりにもなっているということでした。

交流内容としては、50人程度の移住者の方々とさまざまな意見交換、バーベキューほか、レクリエーション交流、記念撮影等々と交流会にも力を入れ、移住者が、新たな移住者希望、安心して移住、定住できる仕組みを構築中とのことでした。

一応、このようなことを高鍋町では何かやっているのかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。今、議員の申されましたような移住、定住された方との交流の場というのは設けておりません。

○議長（青木 善明） 7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） 7番。私が今まで申し上げたことは移住定住に関して、もう早いうちに主体性を持ち取り組んで行かれるのか、また、取り組むつもりがあると、これは取り組まなくてはいけないというふうに考えておりますが、当然、キャノンの誘致を含めていろいろな施策が移住定住の促進につながっていると思っております。

福祉の充実、教育に力を入れるコンパクトシティで病院、スーパー等々のほか施設も多くあり、利便性がよいと、治安もよい、自然に恵まれているなどとあったとしても、きちんとした高鍋町のよいところを情報発信、PR活動がなければ高鍋町のよさが伝わらないと思っております。できましたらコーディネーター・サポートセンターなども早目に設置・配置することにより、主体性を持たせることになり、再度申し上げますが、移住者の方々は、高鍋町は移住定住に力を入れているので安心できるということにもなると考えますので、いつぐらいから主体性を持って移住定住の促進に取り組んでいくのがよいのかということを考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。本町では、以前より県などが主催してお

ります移住相談会へも積極的に参加しておりまして、平成２８年度にはお試し滞在住宅制度を整備いたしました。

平成２９年度には、移住定住サポーター制度を創設するなど、移住、定住に関しましては、段階的にその施策の強化を図ってまいったところでございます。

今後は他の市町村との単なる助成金額の競争に終始するようなことなく、また、近隣市町村の移住定住施策にも埋没することがないように、町独自の求人サイトの開設でございすとか、ＩＣＴ関係者の移住を支援していくなど、他の自治体との差別化を図りながら、本町の独自色のある移住定住促進施策を展開してまいりたいというふうに考えております。

○議長（青木 善明） ７番、黒木博行議員。

○７番（黒木 博行君） ７番。何遍も申し上げますけど、この案件につきましては移住定住の取り組みについて、本当に先ほどから申し上げましたように、移住定住人口の拡大に向けた施策の方向性や本町の関係部署の役割が多くあると考えます。

町長も今申し上げましたように、その辺は全てのことにしてもやはり関係部署、広く大きくつなげて結局考えていくということでしたが、地域振興課としては非常に今広い範囲で仕事を抱えていると思っております。

今後、ほかの案件も多く抱えることになり大変な仕事になると思います。だからこそ、取り組みを明確にして、コーディネーター・サポートセンターの配置・設置を急いだほうがいいのかというふうに考えております。このあたりどのように思われるかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。コーディネーターの配置やサポートセンターの設置につきましては、先ほど地域政策課長がお答えしましたように、その有効性を勘案しながら、県が設置を予定しております移住、定住コーディネーターの活動状況や、ひなた暮らし実現応援事業による移住定住促進施策の詳細を把握した上で、その役割や財源の確保などを含めて判断してまいりたいと考えております。

○議長（青木 善明） ７番、黒木博行議員。

○７番（黒木 博行君） よくわかりました。

最後に、この問題は例えば行政だけで考えるのではなく、行政だけで考えても負担が大きいと考えますので、このことに真剣に取り組んでいる町内、民間企業の方もいらっしやいますし、民間企業との総合協力、商工会、ＪＡとの連携等も含めてやっていかないと、大局的に取り組んでいけると、このままの状態では人口減が進むと、そうなれば商業、産業、工業、全てにおいて衰退し、町そのものが疲弊する可能性もあると考えておりますので、人口減対策には町長のぜひお力で連携を図っていただいて、早目に取り組まれることを要望させていただき、７番、黒木博行の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（青木 善明） これで、黒木博行議員の一般質問を終わります。

日程第 1. 一般質問

○議長（青木 善明） 次に、10番、古川誠議員の質問を許します。

○10番（古川 誠君） 10番、古川誠です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は、開館20周年を迎えます高鍋町美術館について。

また、没後200年を迎えます秋月種茂公に関して質問をしたいと思います。

高鍋町美術館は1999年11月に開館し、これまで文化芸術の発信拠点として、その役割を担ってきたと思いますが、これからの成熟社会を形成していくにおいて、美術館の健全なる運営は生涯学習社会における地域の中核拠点として重要で、極めて大きな役割を果たすのではないかと思います。

また、人口減少、高齢化社会においてお互いの考え方を認め、価値観を共有していくことはとても大事で、価値観が多様化している現代社会の中で、地域の文化資源として美術館を生き生きとした場にしていくことが、心豊かに暮らせるまちづくりにもつながっていくのではないかと思います。

しかし、多くの方が抱えています、たくさんの税金が投入されているのだから、もっと多くの町民に有用なものをという声や、その存在意義を来館者数や売上など数値化されたもので評価する傾向があるのも事実です。

全国の美術館の数は文部科学省の社会教育調査の結果の概要で示していますが、平成11年で353施設、平成23年がピークで452施設、平成27年には441施設となっています。

また、宮崎県内の公立美術館は宮崎県立美術館、都城市立美術館と高鍋町美術館の3館しかなく、高鍋町美術館は大変貴重な教育資源だとも言えます。

近年、美術館を取り巻く環境は、1949年、昭和24年に制定されました社会教育法9条で、図書館及び博物館は社会教育のための機関とするしましたが、2016年4月に文化芸術資源を活用した経済活性化が文化庁から発表され、インバウンドの増加、地域の活力の創出、地方創生に資する地域の文化芸術資源の掘り起こしが提唱されました。

また、2017年6月には文化庁で、これからの国宝、重要文化財、美術工芸品等の保存と活用のあり方等に関するワーキンググループが持たれ、美術館、博物館の役割として、社会、地域において経済的な役割を担いうることや収入を生む活動に貢献しうることを認識することが重要である。観光、経済活動に関して、地域社会や地方の質の高い豊かな生活に貢献するよう、取り組みが行われるよう、関連分野と緊密に連携しながら、総合的に推進する必要があるという議論がなされました。

このようなことから高鍋町美術館も、美術館としての機能、役割を考えることが求められる時期に来ているのではないかと考えます。

そこでお伺いします。高鍋町が考える、高鍋町のために美術館が果たせる役割、果たす

べき役割について、また、高鍋町美術館の存在意義についてお聞かせください。

以上、登壇しての質問とし、質問事項１の高鍋町美術館のあり方についての②番以降の詳細と質問事項２の秋月種茂公没後２００年については発言席にて質問を行います。

○議長（青木 善明） 教育長。

○教育長（川上 浩君） 教育長。お答えいたします。

議員の御指摘のとおり、町立美術館という貴重な文化資本を備えております以上は、集客数の多さとか、それから非常に多彩な企画などで現在脚光を浴びております他の有名な美術館と同じことはできないにしても、小さな美術館ならではの町民の皆様にとって魅力ある存在として認められるよう、努力と工夫が必要であると考えております。

検討の糸口として考えておりますのは、次の３つであります。

１つは、高鍋城址を初めとする周辺環境を含めた憩いの場としての美術館づくりであります。

２０周年記念での展示では、美術館内にとどまらず、より広いフィールドでのアートを準備しており、この取り組みなども美術館以外の広いエリアでのアートという意味で、今後に参加になるんじゃないかと期待します。

２つ目は、学校教育との積極的な連携であります。

まずは従来型のワークショップが中心となるでしょうが、今年度、町内の小中４校での研究においても、社会教育との連携を美術、音楽などの教科のテーマとして準備しており、より具体的な取り組みを進めたいと考えております。

３つ目は、地元文化の再発信でございます。

現在、美術館の常設展におきまして、道北昭介氏を初めとする魅力的な作品が展示をしておりますけれども、このような収蔵品を初めとする地元作家の積極的な再評価、そして、若手作家の育成に焦点を当てた、一部今までに取り組んでおりますけれども、そのような企画展等のさらなる充実などを考えております。

以上、３点をお示ししましたけれども、加えて、従来やってまいりました地域の方々の作品制作への支援、それと特別展による名品鑑賞なども行いながら、町民の皆様の心豊かな生活や子どもたちの文化的資質の育成につながるような美術館運営ができるよう努力していく所存でございます。ありがとうございます。

○議長（青木 善明） １０番、古川誠議員。

○１０番（古川 誠君） ありがとうございます。では、まずは開館２０周年記念事業についてですが、ここ数年の美術館の来館者数の推移と開館２０周年記念事業の内容と、その予算額と内訳をよろしく願います。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。美術館の来館者数ですけれども、平成２８年度が２万１，２５１人、平成２９年度が１万９，６９３人、３０年度が１万６，９００人になります。

開館２０周年事業の内容ですけれども、古墳や農業などを含みます高鍋の地域性を映像とか空間によって表現する現代アートの展覧会になっております。

予算額のほうですけれども、１，１６２万円で、主なものとしましては、開催に係る負担金が９００万円、広報に係る費用として約１１０万円となっております。

○議長（青木 善明） １０番、古川誠議員。

○１０番（古川 誠君） １０番。ありがとうございます。その高鍋町美術館に来ていただいている来館者ですが、高鍋町内外の来館者数の割合と町外からの来館者はどこから多く来ているかの内訳はわかりますでしょうか。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。来館者の町内外の内訳については把握しておりませんが、アンケートを書いていたのは町外の方からが多く、その中でも西都児湯地方、それと、近隣に美術館のない延岡、日向方面の方が多くみられております。

○議長（青木 善明） １０番、古川誠議員。

○１０番（古川 誠君） １０番。ありがとうございます。町外からも多く来ていただいているということがわかりました。

次に、御説明をいただきました開館２０周年記念事業として、７月２０日から行われますパラレル・トラベル展ですが、どれぐらい前からこの準備はしているのでしょうか。また、特別展を行うに当たっての思いや見どころがあれば教えてください。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。通常の展覧会につきましては、開催に二、三年の準備期間が必要となります。

今回の展覧会のほうも２年前から準備を進めているところです。

特別展につきましては、開館２０周年記念の展覧会ということで、高鍋町をコンセプトにしております。現代アートを介しまして、高鍋町の魅力をより感じていただけるようにさまざまなイベント開催も予定しております。

町内の方はもちろんとしまして、遠方の方、日頃、美術館に足を運んでいただけない方にも来館していただけたと考えております。

○議長（青木 善明） １０番、古川誠議員。

○１０番（古川 誠君） １０番。ありがとうございます。私もぜひ見に行きたいと思えます。そして、通常企画展、また特別展などの企画準備は主に学芸員の方が行うのでしょうか。であれば、学芸員の方の主な仕事とまた展覧会が決まり開催するまでの過程をお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。展覧会の企画準備等につきましては学芸員が行います。

学芸員の主な役割としましては、資料の収集、保管、展示、それと調査研究になります。

展覧会がそれらの発表の場としての位置づけになります。それから、国内外の作品、名品の地元で鑑賞する機会を設ける役割も担っております。

展覧会の開催に当たりましては、調査研究の結果から企画すべき作家とか、その内容を選定いたします。作家本人あるいは所蔵する美術館との交渉など、事前準備を重ねて実施に向けた協議を重ねてまいります。

ここで一番重要になってくるのが学芸員同士のネットワークで、どの美術館がどのような作品を所蔵しているのか、借用にあたってどれだけ学芸員同士の信頼関係が築けているかが作品セレクトのポイントになってきます。ですから、常日頃の情報交換等にも力を入れるべきだと考えているところです。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。ありがとうございます。他の美術館の学芸員との関係も企画するに当たり、今大事だということをお聞きしましたので、またこれからもいいネットワークをつくっていただきたいと思います。

では、開館20周年記念事業の予算は1,162万円だという御説明でしたが、その予算の中の特別展負担金が昨年度より400万円ふえ900万円となっていますが、どのような違いがあるのでしょうか。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。これまでの展覧会につきましては、パッケージ商品としての展覧会を開催いたしておりました。

今回は高鍋町をコンセプトに作家が新たに作品を制作するところから始めております。コーディネーター側と共同で展覧会を構築する、ある意味、企画展にもなりますので、通常よりも多めの負担金を要しているところです。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。ありがとうございます。20周年記念事業が大成功に終わることを私も願いたいと思います。ですが、その大きな成功を収めるためには多くの方に知ってもらうことが大切です。

そこで、総予算の中には事業費、人件費、広告費も入っていると思いますが、先ほどの説明で広告費は110万円ということでしたが、どのような広告を行う予定でしょうか。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。広告につきましてはテレビCMと新聞での広報を予定しております。

広報費用もそれほど多くはありませんので、雑誌とかフリーペーパーなども活用してまいりたいと考えております。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。ありがとうございます。高鍋町美術館を多くの方に知ってもらう絶好の機会ですので、少ない予算の中で頑張っていただきたいと思います。

次に、美術館の年間事業スケジュールに関してですが、企画展示室等の稼働率はどれくらいでしょうか。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。展示室の稼働率ですけれども、平成30年度は展示作業の日にも含みまして約80%強でした。

高鍋町美術館が企画する展覧会が約55%、個人や団体への貸出による展覧会が約25%となっております。残りの20%弱につきましては、展覧会の撤収作業終了から次の展覧会の展示作業の開始までの数日間、これを足し合わせたものですので、展示室はほぼ使用している状態となっております。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。ありがとうございます。一年間ほぼ埋まっているということですが、せっかく自分たちの身近にある美術館、お金を払ってでも展示をしてみたい人もいますし、世界の名画が飾られた場所に自分の作品が飾られる、そんな夢もかなえられるのかもしれない。美術館の一角をそういう場にすることなども考えられませんか、伺いたいします。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。展示室を個人、団体の方にお貸しするのは、私たちはギャラリー展と呼んでおりますが、ギャラリーに関しましては御利用いただく際に美術館で展示できる内容のものか、あるいは美術館にふさわしい企画であるかというのを精査しております。

展示室のように広い壁面は少ないという場合は、回廊あるいは無料でエントランスの貸し出しを行っております。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。ありがとうございます。その回廊やエントランスのほうは活用できるということですので、ぜひ調整をしていただいて、町民に近い美術館を目指してほしいと思います。

次に、美術館からの情報発信についてですが、幾らすばらしい取り組みを行っても、知ってもらい、来館していただければ企画の趣旨は伝わらないのかと思います。

先ほどの質問で広告費が少ないということはわかりましたが、それでもやれることはたくさんあると思います。そこで、現在行っている情報発信の取り組みを教えてください。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。情報発信の手法といたしましては、高鍋町の公式ホームページやフェイスブックなどで随時発信をいたしております。

しかしながら、現在の手法あるいは展覧会開催のお知らせだけを行うのでは、そのほかの多くの情報に埋もれてしまうということもありがちですので、そのところは反省をしているところでもあります。

さらに魅力的な情報発信をしていくためには、今後、専門のスタッフも必要になってくるのではないかと考えているところです。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。ホームページ、フェイスブックも私も見せていただきましたが、課長のほうから改善点もあるということでしたが、私ももうちょっとやれることがあるのではないかともしました。

今はツイッターやインスタ映えという言葉も言われます。インスタグラムなどさまざまな発信ツールもありますし、告知だけでなく、実際の様子の動画をアップしたり、以前の県の美術館長は、みずからCMに出てアピールもしていましたので、高鍋も館長を前面に出してもいいでしょうし、他の美術館、博物館のいいPRの仕方なども参考にさせていただき、見た人がわくわくするような発信をしていただきたいと思います。

それでは次に、美術館で行っていますワークショップと言われる体験型講座や実技講座についてですが、現在どのような講座を行っていますでしょうか、各講座の申込み状況もあわせてよろしく願いいたします。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。ワークショップにつきましては、教育普及事業といたしまして、募集型と申し込み型で実施しております。

平成30年度につきましては、募集型はカラフルペットボトルづくりなどを2回実施しております。合計43名の参加者がございました。

申し込み型につきましては、小学校のクラスレクリエーションとか社会見学などで7回実施しております、100名を超える参加するワークショップもございました。

実技講座につきましては、今年度の美術館主催の実技講座は消しゴムはんこ、水彩絵手紙、超リアル色えんぴつ、この3講座を行っています。それぞれ10人の定員ですが、それを超える応募の講座もございました。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。ありがとうございます。ワークショップは大変需要があり、美術館主催、実習室貸出による講座等たくさん実施し、申込者も多いようですが、実習室の広さの関係で申込みを断ることもあるようですが、何か今後、改善策を考えていることはありますか。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。実習室につきましては、その内容によりまして10名程度しか参加ができません。そのため、参加の多い場合は多目的ホールの椅子を収納いたしまして実施しております。ところが逆に、対応できるスタッフも今度は限られてきておりますので、一度に参加いただく人数にはどうしても限りがあると考えます。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。ありがとうございます。今、来館者がふえている美術

館は積極的にワークショップなどを行い、参加型の施設運営を目指しているようですので、ぜひ多くの方が参加できるようにしていただきたいと思います。

それでは次に、美術館と学校との連携ですが、私は、美術館は学校教育とはまた違った人間教育、社会教育の場であり、これからの子どもたちが身につけるべき力の一つであります。目の前にあるものを単純にうのみにするのではなく、みずからの目を見て、いろんな立場や角度から物事を見たり、考えたりする複眼的思考力を養う絶好の場となると思っています。

私はもっと学校教育に美術館を活用すべきだと思いますが、これまで行ってきた学校と美術館が連携して行ってきた取り組みなどあればお伺いいたします。また、先ほどの教育長からの説明もありましたが、教育ということに対して美術館をどう位置づけしていますでしょうか、あわせてお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 教育長。

○教育長（川上 浩君） 学校教育における美術館活用につきましては先ほど申し上げましたとおり、さらに新たな取り組みの準備を始めた段階でありますけれども、これまで学校と美術館が連携して行った取り組みといたしましては、美術館の開館時より、20年前ですね、毎年開催しております西都児湯の子どもたちによる絵画展が挙げられます。これは地元の美術館で絵画を展示することで西都児湯の児童生徒の美術的情操の豊かな育成、それを図りながら子どもたちの造形教育、その一助となることを目的としているものです。

そのほか、昨年開催しましたルーヴル美術館の銅版画展、これには町内小中学校の児童生徒を無料招待しております。

そして、先ほどこれも申し上げましたけれど、今年度取り組み始めました町内の小中学校における研究におきましても、芸術教育の部門、部会というものを準備しておりますので、そこで、これからの学校教育と美術館の連携についても研究テーマにしていきたいと、そして動き始めているところであります。

学校教育の美術館活用については私的なこととなりますけれども、県立美術館が全国でも早い段階から取り組んでいる、そういう宮崎県の県立美術館、私自身が大宮高校にいましたとき、私、国語でしたけれども、表現指導の一環として鑑賞批評の授業をしたというような事案も経験しておりますけれども、本町におきましても高鍋ならではの芸術教育の実現に向けて努力していきたいとそう思っております。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。ありがとうございます。これまでもさまざまな取り組みを行ってきたということですが、そしてまたこれからも取り組みが始まる予定があるということで、せっかく身近に美術館があるので、子どもたちにもっと美術に触れる機会をつくるべきではないかと思っております。

石川県金沢市の金沢21世紀美術館では、子どもたちとともに成長する美術館を使命の

一つに掲げ、さまざまな年齢の子どもたちに向けた活動を行っています。中でも、学校連携プログラムとして、小学校4年生を対象としたミュージアム・クルーズや中学校と連携し、アーティストとワークショップを行うプログラム、中学生まるびいアートスクールという取り組みに力を入れています。

小学校4年生を対象としたミュージアム・クルーズは、長期的視点に経った教育普及活動と鑑賞体験の深まりを目指し、金沢市内にある60以上の小学校、特別支援学校の4年生全児童を美術館に招待し、コレクション展を小グループで鑑賞します。

子どもたちはクルーズ・クルーと呼ばれる研修を受けたボランティアメンバーとともに、所蔵作品を中心とした作品鑑賞や、見て、感じて、考え、グループで話し合う美術館体験などをします。

ミュージアム・クルーズは、子どもたちが現代アートとクルーズ・クルーとの出会いを通じて児童たちの世界を拡大していくプログラムで、今年で15年目を迎える取り組みだそうです。

また、中学生まるびいアートスクールは金沢市内の中学校を対象として、アーティスト・学校・金沢21世紀美術館が協力して、課外活動の形態で中学生による美術鑑賞・制作のワークショップを行います。まるびいアートスクールのプログラムでは、作品を生み出すアーティストたちの多様な発想と表現に、5感をつかって身体全体で出会い、触れ合います。

体験を通じて、世界にはいろんな感じ方、見方、考え方、表現の仕方があることを理解し、他人を思いやる想像力、そして生きる力につながる想像力を養います。

また、金沢市内の中学1年生全員に友の会会員証を配付し、好きなときに自由に展覧会を鑑賞できる機会を提供する中1まるびい友の会、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校に勤務する先生を対象に、先生を通じて児童生徒の皆さんへ美術館や展覧会を紹介してもらうことを目的にして、美術館が主催する特別展の初めの1週間を無料で観覧できるよう、教職員対象展覧会無料招待ウィークを設けたり、さらには来館される団体の送迎用としてアートバスの運行も行っています。

こうした長期的な活動は将来の美術ファンをふやし、安定した入館者数の獲得につながっていくと思いますがいかがでしょうか。

また、例えば小学校の図工の授業や中学校、高校の美術の授業を美術館で行うことも考えられますがいかがでしょうか。事前に資料の案内をしていると思いますが、このような取り組みについてもあわせてお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 教育長。

○教育長（川上 浩君） 教育長。御紹介のありました金沢21世紀美術館の取り組みの中で、私が特に印象に残りましたのは、鑑賞活動を通じた話し合いや活動を教師や親とは異なる初対面、初めて会う大人と行うという取り組みです。芸術作品を介しての話や発表を通して、子どもたちが非常に主体的に感じ取ったり、それから非常に理解を深めていく

と、発表や表現としてですね。児童生徒の知的発達に非常に教育的に有効であると同時に、大人にとっても非常に貴重な社会教育の場ではないかというふうに感じました。

現在、イノベーション、技術革新の必要性とともに、教育現場においても創造性を高める教育としてアート、芸術の教育の重要性が強調されております。

町立美術館におきましても、3月になりますけれども、子どもたちを対象に錯視、目の錯覚ですね、それを利用した現代アートの作家がいらっしゃるんですけど、その方のワークショップを準備しております。

冒頭申し上げましたけども、金沢の21世紀美術館のようなわけにはいきませんが、ただ、高鍋の子どもたちにどんなことが提供できるかというのも考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。ありがとうございます。さらに、金沢21世紀美術館では、平日は未就学児とその保護者が一休みできるスペースに休日は子どもだけでなく、大人も一緒に参加できる鑑賞や創作のワークショップが行えるキッズスタジオがあり、自由な自己表現や参加者同士の交換の場所にもなっているようです。

私は美術館が教育や子育てに携わる町内外の関係機関と協働・連携が行われるのであれば、特別支援教育や不登校児童生徒にもできることがあるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。学校教育における美術館の活用等についてでございますが、昨年度は東小学校の2年生に社会見学に来ていただいたほか、子どもが参加し、ものづくりなどを行うワークショップにはクラス会等で申込みをいただき、延べ370人の小学生が参加をしております。

特別支援教育や不登校の児童生徒を対象とした取り組みは現在のところ行っておりませんが、昨今、美術には心の避難所としての機能、役割があることが言われておりますので、町に美術館があることの強みを生かし、どのような取り組みができるのか模索してまいりたいと考えております。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。ありがとうございます。美術・芸術を通して社会との接点を持つことが、豊かな感性や情操の醸成につながっていくと思いますので、ぜひ検討をよろしくお願いいたします。

学校は、これから小学校中学年から英語教育やプログラミング教育などの実施が始まり、児童生徒たちの日常は忙しさを増していきます。また、先生方も日々の忙しさに追われ、子どもたちに授業プラスアルファの時間を割けない現実があります。

そんな中、これからの時代に必要な生きる力を育むために、美術館は大きな役割を担っ

ていると思います。ですから、町内の幼稚園・保育園・小中学校や高校へ、美術館としてできることをみずから発信し、アピールしていくべきではないかと考えますがいかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。議員のおっしゃるとおり、児童生徒、それから先生方に授業以外の時間を確保することは困難ではございますが、学校などと美術館が連携して行える企画等を情報発信も含めまして検討してまいりたいと考えております。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。ありがとうございます。もしできるのであれば、町外にもアピールをしていただきたいと思います。そして、そういうことが美術館の存在意義を高めていくことになるのではないかと思いますのでよろしくお願いいたします。

私が思う理想の姿は、10年後、20年後、高鍋の子どもたちの感性がより豊かになり、社会で活躍できる人材が多く育っている、恐らく検証は難しいかもしれませんが、言われてみれば、「高鍋からは柔軟で多様な考えを持った優秀な人材が多く出ているのは、もしかしたら美術館があるからなのかもしれないね」なんて言われる日が来るのかもしれない。そして、そう言われるかもしれない未来をつくるのは私たちの努力次第なのかもしれません。

それでは続きまして、美術館と地域活性化について質問をさせていただきます。

これまで話をしてきましたように、美術館は教育施設ですので、予算を全く無視していかというと、そういうわけにはいかないと思います。

やはり、企画展を行えば少しでも多くの方に来館していただけるよう努力することが必要です。そこで、よくテレビCMなどで見ますメディアなどとの共催展や実行委員会方式の企画展は多くの来館者を呼んでいるようですが、高鍋町美術館ではそのような形での開催は無理なのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。共催とか実行委員会方式の可能性についてですけれども、どちらも通常、企業と共同で実施をいたしまして、収益を見込んでの開催展覧会になります。収益を見込んでの展覧会になりますと当然作品数も多くなります。開催費用も非常に多額になってきます。

現在の高鍋町美術館の規模ですと、展示する作品数にも限りがございます。それに伴いまして、どれだけの集客数が見込めるかということを考えますと、企業側から見ましても収益事業としての開催は見込めないという判断になり、非常に実施は難しいと考えております。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。ありがとうございます。高鍋の美術館の規模、集客数を考えると難しいようですが、教育施設として広く周知していくためにも、日頃の企画展

の来館者をふやすことは大事だと思います。

美術館は教育委員会が所管しているわけですが、現在、文部科学省でもインバウンドを含めた観光資源として、博物館・美術館の活用について議論がなされています。

観光振興か、教育か、社会教育施設のあり方が問われていますが、役場内でも担当課を飛び越えて美術館を地域活性化の資源として活用することについて議論することはありますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。これまでに美術館の活用につきまして、地域活性化の一つの資源という視点を持って部署を横断した議論というのはなされたことはございません。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。ありがとうございます。美術館には収集・保存・研究・展示・教育という従来の使命があつて、観光のために活用するのは邪道なのかもしれません。しかし、地方自治体の財政状況が厳しくなる中、美術館が観光資源になるのであれば、活用することも考えるべきなのかもしれません。

近年、図書館もさまざまな取り組みを行っています。TSUTAYA書店を展開する会社が指定管理者運営を行ったり、コーヒーを飲みながら本を読めたりと運営も多様化し、いろんなニーズに答えているようですが、高鍋町美術館内にコーヒーなどを飲めるスペースをつくることはできないのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。美術館内におきましては、飲食禁止と言われますが、美術館全てが飲食禁止というわけではございませんで、館内に飲食専用スペースのない美術館が飲食禁止ということになります。美術館内であっても飲食専用スペースが設けてあれば当然飲食は可能になります。ただしその美術館内に専用スペースがありましても、展示室であつたり、専用スペース以外の場所では飲食禁止ということになります。もちろん飲食専用スペースを設けるためには、例えばにおいなどが展示室に影響がない程度に距離が保たれているか、そういうことや観覧者の迷惑にならないように個室になっているかなど、さまざまな条件は出てくることになります。高鍋町美術館の現在のスペースですと、そのような条件をクリアできる飲食専用のエリアを館内に設けることはスペース的にも難しいと考えます。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。では、施設外での飲食は可能でしょうか。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。美術館外でしたら、常識的なマナーのもと、通常の飲食であれば、作品の保護とか来館者への配慮を理由に飲食を制限するものではありません。敷地内に自動販売機とかベンチも設けておりますので、それは高鍋町美術

館でも可能であります。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。ありがとうございます。であれば、例えば、美術館の外のお堀側にテラスがあり、美術館を鑑賞した後コーヒーを飲みながらゆっくりとした時間を過ごせるとしたら、高鍋でしか体験できない時間を提供できるような気がしますし、美術館、資料館、舞鶴公園やお堀をコーヒーやお菓子を楽しみながらゆっくりと回るという観光コースなどもできるのではないかと思います。そのような美術館を中心に地域活性化のいろんな取り組みもできるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。町長の施政方針におきましても、観光促進の取り組みといたしまして、高鍋城址舞鶴公園の整備促進ですとか、城下町の景観づくりの推進が掲げられておりますところでございます。美術館を含む舞鶴公園周辺は本町における観光資源の一つであるというふうに捉えているところでございます。今後の整備検討に当たりましては、議員の御提案にありますような内容を含めて、美術館及び舞鶴公園周辺への誘客についての有効性につきまして、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。ありがとうございます。いろんな角度からいろんな人が美術館の活用方法を考えることが大事だと思います。

きょうは美術館について質問をさせていただきましたが、質問をしていく中で私が思う美術館の存在意義は、一言で言うと多様性だと思います。これからの社会は一家に1台だった電話機が携帯電話になり1人1台になったように、みんな一緒から個人それぞれへという時代の流れはますます進むものと思われれます。しかし、そんな時代でも美術館は人々に柔軟な視点を育むツールにもなり、価値も先行きも不透明で混沌とした時代でも私たちを支えてくれるものとなり得るのではないかと思います。そして、多様な価値観に触れることで安易に人を決めつけたり批判しない、柔軟な考えを持ったより豊かな高鍋町民の醸成に貢献していくのではないかと思います。

また、今回質問をつくるに当たって学芸員の方ともお話をさせていただきましたが、非常に高い志と情熱を持って仕事に当たられております。そのような熱い思いをこのような場で紹介するのが私の仕事でもありますし、予算のない中、工夫を凝らし、その思いを形にしていくのも私たちであり、職員の皆さんの責務だと感じております。美術館がこれからますます有意義かつ町民に愛される施設になることを願ひまして、次の質問に移りたいと思います。

それでは、続きまして、秋月種茂公没後200年についての質問をしたいと思います。

ことしで、秋月種茂公没後200年を迎えますが、種茂公が設立した明倫堂からは石井十次や鈴木馬左也など、偉人を輩出しており、それぞれの分野で大きな功績を残しており

ます。また、実の弟であります上杉鷹山公は米沢藩を立て直したことで有名であります
が、自分など兄には到底及ばないと語っており、生涯を通じて種茂公を尊敬し続けたとい
います。そして、種茂公は国づくりは人づくりという思いから、藩校明倫堂を設立し、人
材育成を行い、今でいう児童手当の支給を先駆けて行い、産業振興にも力を入れ、財政の
再建と藩の発展に力を尽くしました。その功績は、これまでもこれから語り継がれるべ
きものであり、高鍋町民として大切にしていかなければならない歴史だと思います。そこ
で、今年度没後200年シンポジウムを開催するそうですが、事業内容はもう決まってい
ますでしょうか。

また、昨年10月に行われました藩校明倫堂創設240周年記念シンポジウムとの内容
は重ならないのか伺います。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。シンポジウムの内容ですけれども、種茂
公と高鍋藩政をテーマにしました基調講演、それと姉妹都市であります朝倉市、米沢市か
らパネリストを招いてのパネルディスカッションを予定しております。昨年開催いたしま
した明倫堂創設240周年記念シンポジウムですけれども、こちらのほうは、藩校明倫堂の
学問や学風、明倫堂が輩出した人物などをテーマにしておりました。明倫堂を創設した人
物が種茂公ですから、重なる部分はあるかと思いますが、今回のシンポジウムは種茂公の
人物像などを昨年と違った視点から展開してまいりたいと考えております。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。ありがとうございます。種茂公を知り、学ぶいい機会
だと思いますので、ぜひ、意義のある会にしてほしいと思います。種茂公を含め秋月家が
高鍋の地を治めたことで今の高鍋があるということを考えますと、高鍋町のルーツの一つ
でもあるわけで、大事にしていくべき歴史だと思います。昨年度、ここ宮崎の地で開催さ
れました商工会議所青年部の全国大会の際、米沢市、朝倉市、東海市から多くの青年部会
員の皆さんが高鍋町へ来町されるに当たり、私も改めて秋月家のことを学びました。米沢
市、朝倉市、東海市の皆さんと大会期間中とても有意義な時間を過ごし、歴史でつながる
関係というのは非常にかたいきずで結ばれるのだとも思いました。

そして、今回私が思ったのは、高鍋の歴史やそこに携わった先達たちを大事にするとい
うことは、私たちもそれぞれの先祖を大事にしているように、まずはお墓を大事にしまし
なければならないのではないかと思います。そして、また全てはそこから始まるのではない
かとも思いました。そこで、多くの議員がこれまで質問をしてきたと思いますが、秋月墓
地の整備計画があれば伺います。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。ことし亡くなって200年になります秋
月種茂公も秋月墓地のほうに祭られております。この秋月墓地の整備についてですけれど
も、昨年度測量調査を行いまして、秋月墓地周辺の基準点や土地現状を把握したところで

す。今後は、財政面等を考慮しながら段階的な整備について検討をしてみたいと考えております。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。ありがとうございます。少しずつではありますが、事業として動き出しているということですが、やはり、私は墓地へと上がる石段や墓地の荒れ具合が気になります。そちらの整備計画はないのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。石段や荒れた墓地の整備計画についてですけれども、歩道部分は先ほど申し上げましたように測量調査が完了しております。石段や墓地につきましては、段階的な整備について検討をしてみたいと考えております。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。ありがとうございます。高鍋町の財政を考えますと大変厳しいとは思いますが、ぜひ予算をつけていただいて、継続して事業を進めていただきたいと思います。また、秋月墓地に向かう石段の途中からは海も見え、とても眺めがよく、整備をすれば観光としても人が訪れる場所になるのではないかと思います。先ほど、美術館の質問で提案しました観光コースに秋月墓地も入れることで、より高鍋の歴史を感じられますし、ちょうど歩いて観光するのにいいのではないかと思います。そこで提案ですが、種茂公没後200年を機会に私が3月議会の一般質問で提案しましたふるさと納税のクラウドファンディングの活用、または寄附金用途項目の細分化での寄附金を募集し、秋月墓地の整備をしてみてもどうかと思います。ふるさと納税のクラウドファンディングとは、ふるさと納税の寄附を通じ、自治体がやりたい事業に対して、その思いに共感した人や応援したいと思う人から寄附金を募るという仕組みですが、秋月墓地整備事業をクラウドファンディングで行うことは、高鍋町の歴史を知ってもらう意味でも、全国へストーリーを含めアピールをする絶好の機会ではないかと思います。そこで、クラウドファンディングまたは寄附金用途項目の細分化での寄附金募集第1号の取り組みとして行ってみてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。御質問にございますふるさと納税のクラウドファンディングでございますけれども、そちらはふるさと納税制度を活用したガバメントクラウドファンディングのことを指しているというふうに思われますけれども、そのガバメントクラウドファンディングは、ふるさと納税制度の新しい形として注目されております仕組みでございます。総務省からも今後は自治体のクラウドファンディング型ふるさと納税の活用に対しての後押しと支援に力を入れていく方針が示されているところでございます。御提案のような秋月墓地整備のプロジェクト化につきましては、事業のアピールや財源確保に関する有効性などを実際に事業を実施することになる担当部署でございますとか、財政担当課とも協議を行いまして、本町のふるさと納税の取り組みとして実施す

るべきものか判断してまいりたいというふうに考えております。

また、寄附金の用途項目の見直しですとか、細分化につきましては、ふるさと納税によります財源充当事業を町の財政全体を見ながら判断する必要があるがございますので、財政担当課とも協議を行いながら検討していかなければならないというふうに考えております。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。ありがとうございます。ふるさと納税寄附額も減少しているのではないかと思いますし、高鍋をアピールしながら、寄附金もいただき、事業も行える新たな可能性につながるのかもしれないので、ぜひ検討をよろしくお願いいたします。

今回は、美術館や秋月墓地について質問させていただきましたが、観光協会では、昨年城堀景観委員会を立ち上げ、城堀の価値をどう高め、観光に生かしていくか協議をしているようですし、今年度は町民を巻き込んで秋月墓地清掃の実施の計画もしているようです。このように、それぞれの立場で高鍋の資源をどう生かしていくかを考えることが大事だと思います。批判することは簡単です。ですが、1つの課題に対し多様な議論がなされ、インクルーシブ教育という言葉もありますが、誰も排除されることなく、多くの提案が出るような場が多くできることが大事だと思います。そして、そのような役割を美術館がこれから担っていくことを願いまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（青木 善明） これで、古川誠議員の一般質問を終わります。

ここで、休憩したいと思います。16時40分より再開いたします。

午後4時30分休憩

.....

午後4時40分再開

○議長（青木 善明） 再開します。

ここでお諮りいたします。会議の時間は午前10時から午後5時までとなっておりますが、本日本日の一般質問を行うため、会議規則第9条第2項の規定により、時間を変更し、午後5時30分までとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、会議時間は午後5時30分までといたします。

.....

日程第1. 一般質問

○議長（青木 善明） 次に、14番、杉尾浩一議員の質問を許します。

○14番（杉尾 浩一君） 14番、杉尾浩一です。一般質問1日目、最後の質問者でございます。働き方改革が叫ばれておりますので、傍聴の方、町職員に残業させるわけにはいきませんので、迅速に進めてまいります。よろしくお願いいたします。

私は、安心、安全、きれいなまちづくりについての1点に集中して質問いたします。前

提として、町長の施政方針に防災環境整備、美しい高鍋づくりとございます。その中に、特にコンパクトで美しく機能性に優れたまちづくりの推進とありますが、具体的にはどのような政策か伺います。よろしくお願いします。残りは発言者席において質問いたします。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

高鍋町は、小中学校や国県の出先機関を初め、公共施設、病院やスーパーなどが町の中心部にまとまり、機能的でコンパクトなまちであると考えております。今後は、街路樹等を含め、街並みの景観形成に努めながら、通学路の整備を初め、避難施設や病院等との連絡がスムーズにできるように道路整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（青木 善明） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。既にマスコミ報道等で御存じでしょうが、昨今の交通事情では、高齢者が加害者となって、痛ましい交通事故が多数見受けられております。本町でも例外はないと思いますが、現状の説明と事故の状況や発生数、加害者、被害者の年齢構成を具体的にお願いします。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。交通事故の状況等についてでございますが、まず、平成30年の宮崎県の交通事故発生件数は7,446件で、前年と比べますと、847件の減となっております。次に、高鍋町の事故発生件数につきましては、149件で前年と比べますと10件の増となっております。特徴としましては、脇見や安全確認不足等の漫然運転によるものが約7割を占めております。年代別では65歳以上の高齢者事故が最も多く、次いで20代の事故が多くなっているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。本町は、住民のみならず周辺地域から各地への通過拠点となっております。大変な交通量を町民は毎日実感していると思います。道路事情、いわゆる幹線は渋滞とはいかなくても車の流れがスムーズにいかないことも多数感じられていると思います。町民からは、何となく通りづらくなったというふうに聞いております。

また、宮崎キャノンの本格操業が始まれば、従業員の自動車通勤、部品や製品の搬入搬出のための運送車両の流入など、今までに経験したことのない交通状況になると予測されますが、認識と対策を具体的にお願いします。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。お答えいたします。

宮崎キャノンの創業に伴いまして、夕方、欄干橋付近で渋滞が発生をしております。地元地区の要望もありましたので、高鍋警察署と協議をいたしまして、5月17日から信号機の時間設定を変更しております。今後も交通状況によって信号機の時間調整を行っていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。私は、老齢の両親のための世話とか、買い物を届けるためにほぼ毎日実家のある木城町と本町を往復しております。その道すがら、さまざまなことを見ることがあります。特に、交通マナーの欠如や明らかな交通違反をよく目にいたします。例えば、竹鳩橋の通過順番を守らない、多分とても忙しい人なんだろうね。歩行者優先であるべきなのに追い立てるように通過する、多分もっと忙しい方なんだろうと、認識することがたくさんあります。また、信号機のない交差点等で一時停止の標識のある脇道とかの進入車両の一時停止の違反、明らかな違反をよく目にいたします。自動車学校で習ったはずの停止線の手前で確実に停止し、そして確認しながらゆっくりと本線に進入や交差点を通過すべきなのに、いつもどおりだからとか、大丈夫だからとか、自分が違反しているなどと考えもしない運転者がたくさんいます。また、横断歩道で待っている歩行者を無視して通過したりする、これは、よく、事例でいいますとしんきん通りの宝くじ売り場の前とか、高鍋郵便局の前であるとか、旭通りのパチンコ店前であるとか、私はしょっちゅう見ております。自分勝手な運転者がすごく多いです。ほぼ毎日見ますので、うんざりするぐらいです。全てが本町民ではないかもしれませんが、本町内であれば住民であると考えるのが普通だと思いますが、これらの事例認識はいかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。今、議員のほうが言われたような交通違反等があるというふうに認識をしているところであります。例年行われておりますが、交通安全対策協議会というのが行われておりまして、その中で報告されていたことがありまして、その内容といたしましては、信号機のない横断歩道で歩行者が横断しようと待機しているにもかかわらず、車がとまらないことの報告が行われておりました。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。私が高校生ぐらいのときですけど、昔は、免許更新講習以外に安全講習が行われていたという記憶がございます。多分ここにいらっしゃる方は多分記憶があると思います。3年に1回とか、5年に1回の免許更新講習では、ルールやマナーを忘れてしまうのではないかと、免許をとったばかりの経験の少ない方や逆に経験十分ですけど反応が鈍くなっているかもしれないベテランの方など、いま一度初心に帰って安全講習を受ける必要があるのではないかと思います。警察と密に連携をして、公民館等を利用した講習会を開催してはいかがかなものかと思いますが、お答えをお願いします。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。交通安全の講習につきましては、出前講座の交通安全教室で警察、交通安全協会と連携し、行っているところでございます。昨年度につきましては、中尾地区の高齢者クラブで実施がありまして、今年度は蚊口地区の高齢者ク

ブで実施をする予定となっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。宮崎県外では、極端なローカルルールといいまして、車の勝手なルールなんですけど、例えば、全国で認識されているものの中に名古屋走り、伊予の早曲がり、山梨ルール、松本走り、茨城ダッシュ等、赤信号の無視や青信号が変わる前のフライング右折や車線の突然の変更、ウィンカーを出さずに走行する岡山ルールという何かわけのわからないルールがあるんですけど、この岡山ルールというのは、岡山県では、なぜか知らないけどウィンカーを出すと初心者と思われるから出さないというわけのわからん理由でウィンカーを出さないという、すごい——本町にはそのようなルールはないと思うんですが、本町においての認識はいかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。全国的には、今議員が言われたような特別な交通のローカルルールがあるというふうには認識をしておるところでありますけど、当町におきましては、このような特別な交通ルールについてはないものというふうに認識をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。町内では勝手なルールで走行する車が出ないように御指導をよろしくお願いいたします。

続きまして、ことし、ちょっと変わりました、ことし、喫煙環境が大きく変化するというふうに伺っております。具体的に説明をお願いしたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が公布され、望まない受動喫煙の防止を図るために多数の者が利用する施設等の区分に応じ当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権限を有する者が講ずるべき措置等について定められたところでございます。その主な内容につきましては、第1種施設の学校、病院、児童福祉施設や国及び地方公共団体の行政機関の庁舎では、本年7月1日から敷地内禁煙となり、第2種施設の飲食店や事務所などにおきましては、来年4月1日から原則屋内禁煙となるものでございます。喫煙できるようにするためには、事業者の分類に沿った禁煙室の設置が必要となり、受動喫煙対策を行う際の支援策として各種喫煙室の設置等に係る財政、税制上の制度が整備をされたところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） まことに公共施設であるとか、病院とか、当たり前なんですけど

ど、禁煙になるということですが、本町役場内においての喫煙もだめなんだろうけど、喫煙者はどこに行ったらたばこを吸えるようになるんですか。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。本町におきます喫煙場所といたしましては、本町が地方公共団体の庁舎につきましては、第1種施設というふうになります。新しい健康増進法におきまして国及び地方公共団体には国民や住民の健康を守る観点から受動喫煙対策を総合的かつ効率的に推進するように努めなければならない責務が課されているということがうたわれておりますので、原則敷地内禁煙ではございますが、一定程度の配慮が必要というふうに考えておまして、具体的にはこの外、3階の外階段の踊り場のみ、屋根はございませんけれども、そこを特定喫煙場所にするという方向で今検討をしているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） かわいそうですね、たばこ吸われる方。第2種ということで、飲食店等がございましたけど、私の記憶では、ある程度の面積数であればそれを禁煙としなくてもいいというふうなものがありませんでしたが、そこら辺詳しくお願いします。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。第2種の飲食店等の喫煙ができる施設ということでございますが、一応、全ての施設は原則屋内禁煙となります。ただ、経過措置として、既存の飲食店でありまして、資本金5,000万円以下、それと面積が100平米以下の飲食店については経過措置として当面の間は屋内での喫煙を認めるということになっております。

○議長（青木 善明） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 大変ですね。私は、本町にて25年以上飲食業に従事しております。16年前までは私も喫煙者でしたから、たばことお酒は切っても切れない関係であると認識しております。近年の喫煙率の低下は顕著でございます。ですが、若いお客様の喫煙率は高いと感じることが多いです。近年の電子タバコの台頭により直接的に副流煙を浴びることは少なくなったと思います。しかし、火がない、煙がないということで、従来のたばこは違うとの認識なのか、店舗内外で吸い殻のばい捨てや灰皿のないところでの喫煙、吸い殻を灰皿以外に捨てる傾向が多いような気がいたします。ばい捨ては飲食店事業者が掃除することになっております。私たち飲食業者はお客様への適切な喫煙指導も行わなければいけないかと思いますが、行政からの案内や指導は期待できますか、いかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。改正された健康増進法の内容、受動喫煙による健康影響、喫煙場所の設置基準などにつきましては、今後、町民や施設の管理者な

どに対して周知、啓発を行っていく予定でございます。ただし、喫煙禁止場所における喫煙に対する指導につきましては、まずは、施設の管理者が行うこととなっておりますので、御理解、御協力をお願いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 町民生活課長。

○町民生活課長（山下 美穂君） 町民生活課長。たばこの吸い殻などのごみにつきましては、飲食店周辺のみならず、路上、公園等においても捨てられているという現状がございます。町といたしましては、引き続き環境広報等の広報誌、ホームページ等を活用し、ばい捨て等の注意や環境美化啓発を進めてまいりたいと思います。

○議長（青木 善明） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） ばい捨てに関連して、本町のいわゆる家庭系ごみ行政について、ごみ処理の現状、予算などに問題点があれば、詳細な説明と具体策をお願いします。

○議長（青木 善明） 町民生活課長。

○町民生活課長（山下 美穂君） 町民生活課長。家庭系ごみの処理につきましては、週2回の可燃ごみ、週1回の資源ごみ、不燃ごみの回収、月2回の古紙及び直接持ち込みによる粗大ごみの回収を現在行っております。費用等に関しましては、平成30年度見込みですけれども、ごみ処理手数料等の収入、これが約3,568万円、このほとんどがごみ袋の売り上げによるものでございます。これに対しまして、ごみの収集運搬委託やごみ処理施設の負担金などにかかります費用が約3億3,122万円となる状況でございます。費用の削減に向けてごみ分別の徹底及びリサイクルなどの4R推進運動に一層取り組んでいかねばならないと考えております。

○議長（青木 善明） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 3,500万円ぐらいで3億円以上のお金を使ってしまうということですから、本当に、気合入れてごみの分類をしなければいけないと思います。家庭系ごみは分別も含めてできるだけ減量化を町民一体となって進めていかなければならないと。家庭系ごみと違う事業系ごみについて質問いたします。事業系ごみの定義をお願いします。

○議長（青木 善明） 町民生活課長。

○町民生活課長（山下 美穂君） 事業系ごみとは、あらゆる事業活動に伴って排出される廃棄物の総称でございます。

○議長（青木 善明） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。現在事業所と認識されているのは何件ございますか。また、事業系ごみの回収ルール等の啓発はいかがされていますか、お願いします。

○議長（青木 善明） 町民生活課長。

○町民生活課長（山下 美穂君） 平成28年統計資料によりますと、町内には1,101件の事業所がございます。事業系ごみの適正な処理の啓発につきましては、商工会議所を通じて、全会員約700件に対して、また認定農業者約140件に対しまして事業系ご

みの分別及び適正処理について町で作成いたしましたチラシを配布いたしております。また、一般廃棄物の収集運搬許可業者につきましても、先ほど申しました同様のチラシを配布し、排出の事業者に対して適正なごみ処理をしていただくように指導を進めているところでございます。

○議長（青木 善明） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。ここに手にしているのは、皆さんにはないですけども、事業者の皆様へという形で町のホームページから引っ張り出したものでございます。僕初めて見ました。というのが、私、自慢になるのが嫌なんです、随分と前から事業系ごみは業者に任せております。毎月幾らかのお金を使ってごみを処理していただいております。それに関してですが、事業系のごみは、廃棄物処理及び清掃に関する法律第3条にみずからの責任において適正に処理する、また、その減量に努めるとございます。本町で事業系ごみ処理を委託できる回収業者は何件ございますか、お願いします。

○議長（青木 善明） 町民生活課長。

○町民生活課長（山下 美穂君） 高鍋町の一般廃棄物収集運搬許可業者は19件でございます。

○議長（青木 善明） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。大分ふえましたね。私が最初に委託したころなんて多分3件もなかったと思うんですが、ですから、随分と高い料金を払っておりました。今、競争原理が働いたみたいで大分安くなっております。だから、そういうのを見て、皆さん本当にわかっているかどうかというのが疑問でございます。私たちは、表に出ているごみを見て、事業系ごみかそれとも家庭系のごみかというのは、ごみ袋を開けて中身を確認することが許されません——これは、いろんな法律で決まっておりますので——が、適正に事業系ごみとして処理されているとの性善説にのっとして認めるしかございません。もし家庭系ごみに紛れて事業系ごみが処理されることがあるならば、本町のごみ処理にかかる莫大な予算がふえ続けてしまう大きな可能性があると思っております。見解はいかがでしょう。

○議長（青木 善明） 町民生活課長。

○町民生活課長（山下 美穂君） 町民生活課長。議員がおっしゃいますとおり、家庭系ごみにも事業系ごみが混入している場合、ごみ処理費用に係る町の負担は増加することにつながります。ここ数年ごみの処理量につきましては、家庭系のごみは年々減少しております。許可業者の搬入するごみは年々増加していることから、適正なごみ処理の推進がこのような結果につながっているものと思われまます。引き続き事業所への適正なごみ処理についての指導及び啓発を繰り返し継続的に行っていかなければならないと考えております。また、町が委託しております家庭系ごみの収集業者による回収時のごみの確認を強化いたしまして、事業系ごみの混入が確認された場合は排出しました事業所に対しての指導に力を入れていきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 善明） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。大分ごみ行政というのは進んできたみたいでとても安心しております。しかし、これを言うといろんな方から何かお叱りを受けるかもしれませんが、どう見ても事業系でしょというのがお店の前に置いてあることを私は見えています。開けて見てみたいですけど、でもそれはできませんので。このように、ルール破りというのちょっとした変ですが、回収されないごみがときどき普通の一般家庭系のごみもございます。ちらっと見ると、中身がちょっとプラごみが入っていたりとかとなったりしております。こういうルール破りの回収されないごみが町のあちこちに散乱しては問題が起こりやすい。以前、竹嶋橋の河川敷にもすごくごみが、コンビニの袋に入っているごみが散乱しておりました。高鍋の人間じゃないと思いたいんですけど、やっぱりそれはちょっとわかんないですから、びっくりしました。この前の工事がありましてから、大分減りましたが、竹嶋橋の周辺、ちょこっとごみがまだ残っております。最もびっくりしたのは、竹嶋橋の歩行者とか自転車の退避エリアがございます。皆さん御存知だと思います。あそこにごみが置いてあったんですよ。車で行っていますから取れません。後ろから来ていますから。びっくりしました。ようこんなことするなと思って。ああいうごみとか、そういう河川敷なんか置いてあるごみというのは、大雨が降ったりとかすると全部流れていきます。その中には、ほとんどが生ごみもいっぱい入っていますけど、ほとんどがプラスチック系ごみです。今、海とか流れていけば、問題となっております海洋プラスチック、うちは関係ねえわと思っている人がたくさんいるかもしれませんが、いつか出しているかもしれませんので、気をつけなきゃいけないと思います。道端にコンビニエンスの袋に入ったごみが捨ててあるのが、マナーの乱れは甚だしいです。皆さん、割れ窓理論というのを御存じでしょうか。建物の割れた窓を放置すると住民の誰もが地域に関心がなくなり、犯罪が起こりやすい環境をつくり出すという連鎖が起こるという理論でございます。ごみやたばこのぼい捨てなどの軽犯罪が起きやすくなり、住民のモラルの低下で地域振興や安全確保に非協力的になり、そして、生活環境が悪化します。ついには、凶悪犯罪も含めた犯罪が多発、そして、町全体の価値の低下、そして、住民は他地域へ移住、せっかく移住定住政策をしているのに逆に移住されたら困ってしまいます。負のスパイラルが起こるような状態にならないために、一見無害であつたりとか、軽微な秩序違反、行為でも取り締まること、ごみはきちんと分別し、捨てるなど、パトロールや交通違反の取り締まり強化、地域社会は全体で協力し合い、秩序の維持に努力する、とてもかた苦しく思えるかもしれませんが、最初の町長の施政方針の中に全て通じると思います。

先日、天草市に行政調査に行きました。そこでは、天草市では、移住促進のために専門の係をつくり、人員を配置し、移住希望者の受け入れを積極的に進める事業を展開して成功を収めていました。本町も人口増加のための企業誘致、雇用促進、移住者支援に力を入れております。そこで、本町と同じような移住支援の自治体が近隣に複数あつた場合、最

後の決め手、高鍋に移住するための最後の決め手というのは一体なんだと思いますか。その答えがきょうのテーマであります安心、安全、きれいな町、これが一番ではないでしょうか。そんなに言わなくても、ちょっとぐらい自分だけは見逃してくれてもいいんじゃないのかとか、みんなが言いましたら切りがないではありませんか。少々かた苦しかろうがみんなが進んでルール、マナーを守る町が私は理想だと思います。町長の答弁をお願いします。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議員のおっしゃるとおり、非常に重要な話だと思います。意外と見過ごしてしまうルールやマナーの問題ですが、私、美しさというのは、基本は心の美しさであり、城下町らしい美しさというのはその町の品格であろうというふうに思います。道徳、教育、また日ごろから常に美しさを保つ、あるいは周りをきれいにしていくというその意識で、おっしゃったように安全で美しい町をつくるというのが非常に重要なことだと感じております。施政方針にありますように、豊かで美しい歴史と文教の城下町の再生をビジョンとし、誰もが住みたいと思う豊かで美しい城下町を目指し、町民の安心、安全と環境衛生にも力を入れていく、そのことを重要と考えておりますので、いろいろと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（青木 善明） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） ありがとうございます。14番。先ほど申しました道路の一旦停止、横断歩道で人が待っているときは必ずとまるというのを、皆さん、きょうからちゃんとやってください。大丈夫ですよ。ここにいる方が見本を示していけば、町民の方もおおっと思うと思いますので、私は必ずやっております。これだけは自慢できますので、皆さんもよろしくお願いします。

最後に、これが守られていないのはすごく悲しいなと思いながらも言っておりますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございます。残業せずに済みました。ありがとうございます。

○議長（青木 善明） これで、杉尾浩一議員の一般質問を終わります。

○議長（青木 善明） お諮りいたします。本日の会議はここまでとし、春成勇議員からの一般質問は11日に延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。お疲れさまでした。

午後5時13分延会
